説明会資料

# 長期脱炭素電源オークション実務説明会

## 参加登録・応札・容量確保契約書の締結について
## （応札年度：2025年度）

2025年10月
電力広域的運営推進機関

# 目次



**第1章　はじめに**
1.1 本資料の説明内容
1.2 容量市場システムの利用について
**第2章　参加登録**
2.1 事業者情報の登録
2.2 電源等情報の登録
2.3 期待容量の登録
**第3章　応札**
3.1 応札の手続
3.2 応札の手順
3.3 期待容量等算定諸元一覧等の登録
3.4 応札における留意点
**第4章　容量確保契約書の締結**
4.1 容量確保契約書の締結に係る手続
4.2 容量確保契約書の記載内容の確認
4.3 容量確保契約書の記名・押印・返送
**第5章　補足情報**
5.1 本オークションに関するお問合せ連絡先
5.2 規定様式のない証憑
5.3 FAQ

# 目次



**第1章　はじめに**
1.1 本資料の説明内容
1.2 容量市場システムの利用について
**第2章　参加登録**
2.1 事業者情報の登録
2.2 電源等情報の登録
2.3 期待容量の登録
**第3章　応札**
3.1 応札の手続
3.2 応札の手順
3.3 期待容量等算定諸元一覧等の登録
3.4 応札における留意点
**第4章　容量確保契約書の締結**
4.1 容量確保契約書の締結に係る手続
4.2 容量確保契約書の記載内容の確認
4.3 容量確保契約書の記名・押印・返送
**第5章　補足情報**
5.1 本オークションに関するお問合せ連絡先
5.2 規定様式のない証憑
5.3 FAQ

# 1.1 本資料の説明内容①
# オークション全体スケジュールに対する本業務マニュアルの位置づけ



- 「長期脱炭素電源オークション（以下「本オークション」）の全体スケジュールは以下のとおりです。
- 本オークション業務に係る手続き等について、容量市場業務マニュアル 長期脱炭素電源オークション 参加登録・応札・容量確保契約書の締結 編（以下「本業務マニュアル」）で説明しています。

【本オークションスケジュール】

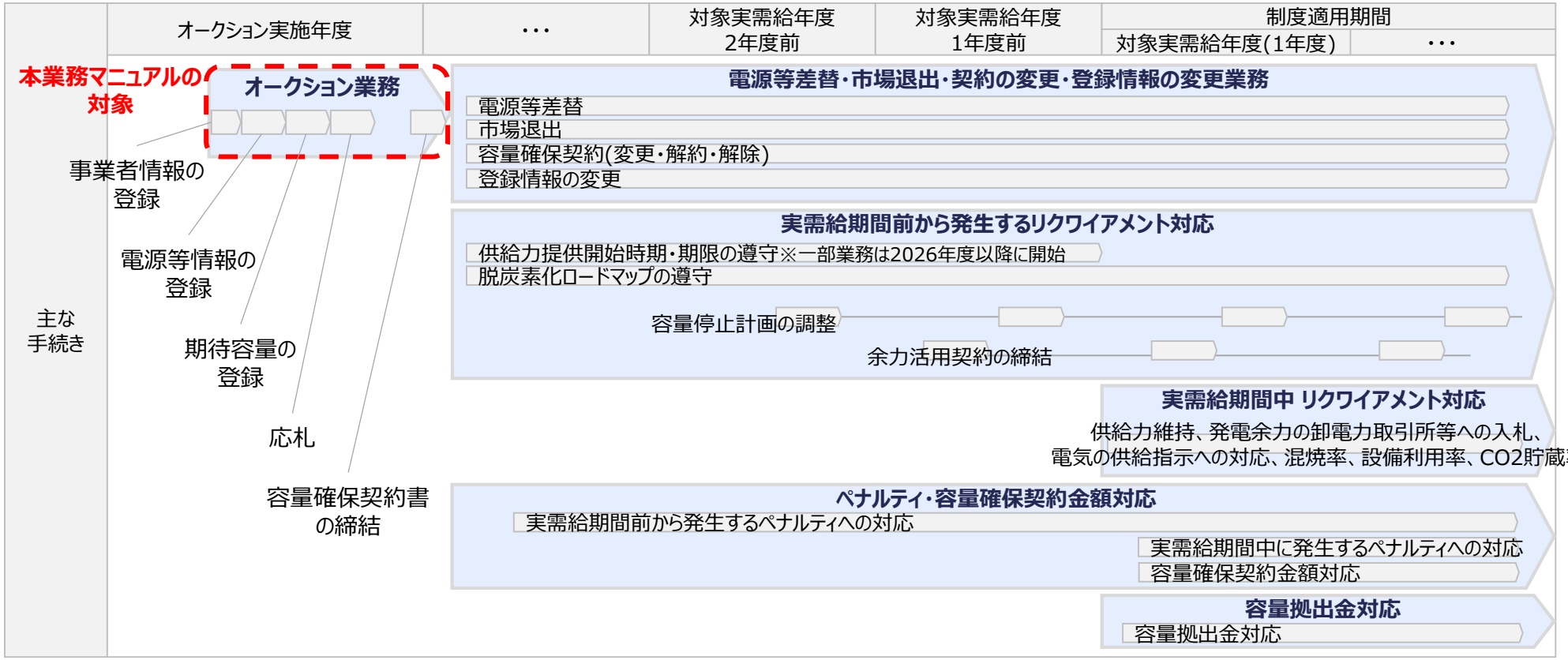

# 1.1 本資料の説明内容②
# 本資料における本オークション業務の説明範囲



■ 本資料では、本業務マニュアルにおける事業者情報登録から容量確保契約書の締結までの業務手順、および特にご留意いただきたいポイント等についてご説明します。

## 本業務マニュアルの章構成

**第1章 はじめに**
1.1 本業務マニュアルの構成
1.2 長期脱炭素電源オークションへの登録が可能な電源等
1.3 容量市場システムの利用に向けた事前手続き
**第2章 事業者情報**
2.1 事業者情報の登録手続き
2.2 事業者情報の変更手続き
2.3 事業者情報の取消手続き
**第3章 電源等情報**
3.1 電源等情報の登録手続き
3.2 電源等情報の変更手続き
3.3 電源等情報の取消手続き
**第4章 期待容量**
4.1 期待容量の登録手続き
4.2 期待容量の変更手続き
**第5章 応札**
5.1 応札準備
5.2 電源ごとの応札
**第6章 容量確保契約**
6.1 容量確保契約書の締結
**Appendix**

## 本資料の章構成

**第1章 はじめに**
1.1 本資料の説明内容
1.2 容量市場システムの利用について
**第2章 参加登録**
2.1 事業者情報の登録
2.2 電源等情報の登録
2.3 期待容量の登録
**第3章 応札**
3.1 応札の手続
3.2 応札の手順
3.3 期待容量等算定諸元一覧等の登録
3.4 応札における留意点
**第4章 容量確保契約書の締結**
4.1 容量確保契約書の締結に係る手続
4.2 容量確保契約書の記載内容の確認
4.3 容量確保契約書の記名・押印・返送
**第5章 補足情報**
5.1 本オークションに関するお問合せ連絡先
5.2 規定様式のない証憑のサンプル
5.3 FAQ

※事業者情報、電源等情報、期待容量の変更、取消に係る手続きは、登録手続きと作業が重複すること等を踏まえて本資料での説明を割愛します。

# 1.1 本資料の説明内容②
# （参考）募集要綱、本業務マニュアル及び本資料の関係性



- 募集要綱では、募集全般に係る情報を記載している一方、本業務マニュアルでは本オークションへの参加を希望する事業者が実施する手続きのうち、参加登録、応札、落札後に広域機関（以下「本機関」）と締結する容量確保契約書に係る手続き、及び容量市場システムの操作方法等の具体的な内容を記載しています。
- 本資料では、本業務マニュアルにおける記載内容から特に重要なポイントに対象を絞り、各業務の手順を説明いたします。

| 記載事項 | 記載内容 | | |
|---|---|---|---|
| | 募集要綱 | 本業務マニュアル | 本資料 |
| 記載範囲 | •参加登録、応札<br>•容量確保契約書の締結<br>•落札電源及び約定価格の決定方法<br>•契約条件 | •参加登録、応札<br>•容量確保契約書の締結 | |
| 業務フロー | 対象外 | •事業者・本機関の双方に関する業務フロー | |
| 参加登録・応札時の登録情報 | •登録項目の一覧 | •登録項目<br>•登録項目と提出書類の関連性<br>•具体的な登録方法 | •登録項目<br>•登録項目と提出書類の関連性<br>•具体的な登録方法の要点 |
| 参加登録・応札時の提出書類 | •提出書類の一覧 | •提出書類の一覧<br>•各書類の様式<br>•具体的な記載方法 | •提出書類の一覧<br>•各書類の様式<br>•具体的な記載方法の要点 |
| 容量確保契約書等に係る手続き | •容量確保契約書を締結する旨 | •容量確保契約書の締結、変更、解約の具体的な手続き | •容量確保契約書締結の具体的な手続きの要点 |

# 1.1 本資料の説明内容③



■ 前年度からの主な変更点は以下のとおりです。

**① 容量市場システムの機能追加に伴い、登録手続きの変更に関する説明を削除しています。**

➢「応札容量及び応札価格の登録手順」における応札価格の登録について、「項目の読替えあり」及び「応札価格が10万円の場合、容量市場システムの都合上0と入力」としていましたが、実際の値で入力可能となったため、説明を削除しています。

**② 制度変更・運用変更に伴う、追加登録情報等に関する説明を追加しています。**

➢ 「電源等情報の登録」における提出書類一覧について、追加された提出資料に係る説明を追加しています。
**※CCS付火力の募集電源への追加や運用変更等に伴い、提出資料の追加提出が必要となります**
**※「安定電源」(蓄電池)について、「蓄電池に係る事業計画」の添付資料の追加提出が必要となります**

➢ 「電源等情報の登録」における提出書類一覧について、接続検討回答書と蓄電池に係る事業計画における廃棄物処理法上の広域認定を取得していることが分かる証憑は第3回オークションにおいて本来のルールである参加登録時の提出を求めるため、提出期限の延長に係る説明を削除しています。

➢ 「電源ごとの応札」における応札に係るスケジュールについて、追加された提出資料に係る説明を追加しています。
**※期待容量等算定諸元一覧に併せて、物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法の追加提出が必要となります**
**※約定結果の公表後、速やかに応札フォーマットの追加提出が必要となります**

➢ 「電源ごとの応札」における応札価格の修正および応札の取下げに係る手続き方法について、電力・ガス取引監視等委員会とのやり取りのほかに、本機関への応札価格の修正又は応札の取下げ連絡は本機関からの依頼に基づき応札事業者が対応するとして、本機関への連絡方法を明確化した運用に変更となっています。
**※応札価格の修正を行う場合、本機関からの応札価格の修正依頼に基づいた対応が必要となります**
**※応札の取下げを行う場合、本機関からの応札の取下げ依頼に基づいた対応が必要となります**

# 1.1 本資料の説明内容④
# （参考）容量市場関連文書と公表状況



■ 容量市場では、関連する各種の文書類を公表・提供を行っている。2025年度長期脱炭素電源オークションに向けて募集要綱と容量確保契約約款、各種業務マニュアルを公表する。

| 関連文書 | | | 概要 | 公表状況 |
|---|---|---|---|---|
| 容量市場募集要綱 ※1 | | 容量市場メインオークション募集要綱 | • メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定 | 2024～29年度向け公表済 |
| | | 容量市場追加オークション募集要綱 | • 追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定 | 2024～26年度向け公表済 |
| | | 長期脱炭素電源オークション募集要綱 | • 長期脱炭素電源オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定 | 2025年度応札公表済 |
| 容量確保契約書 ※1※2 | | 容量確保契約約款 | • メインオークション及び追加オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定 | 公表済 |
| | | 長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款 | • 長期脱炭素電源オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定 | 公表済 |
| 容量市場業務マニュアル ※1 | メインオークション | 参加登録・応札・容量確保契約書の締結編 | • 参加登録申請の手順、提出書類等について記載<br>• メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載 | 2024～29年度向け公表済 |
| | | 実需給前に実施すべき業務（全般）編 | • 余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録等について記載 | 2024～28年度向け公表済 |
| | | 電源等差替編 | • 電源等差替の手順、提出書類等について記載 | 2028年度以降公表済 |
| | | 実効性テスト編 | • 電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載 | 2024～27年度向け公表済 |
| | | 容量停止計画の調整業務編 | • 容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載 | 2026年度以降公表済 |
| | | 実需給期間中 リクワイアメント対応(安定電源)(変動電源(単独))(変動電源(アグリゲート))(発動指令電源)編 | • 算定諸元（容量停止計画、発電計画・発電上限等）の登録・アセスメント結果の確認手続き等について記載 | 2025年度向け公表済 |
| | | 実需給期間中 ペナルティ・容量確保契約金額対応編 | • ペナルティ・容量確保契約金額、支払通知書・請求書の確認手続等について記載 | 2025年度向け公表済 |
| | | 容量拠出金対応編 | • 容量拠出金（仮算定含む）、還元額、追加請求額の確認手続き等について記載 | 2025年度向け公表済 |



※1 初回策定や大きな変更時は意見募集を実施　※2 対象実需給年度に依らず共通

# 1.1 本資料の説明内容④
# （参考）容量市場関連文書と公表状況



■ 容量市場では、関連する各種の文書類を公表・提供を行っている。2025年度長期脱炭素電源オークションに向けて募集要綱と容量確保契約約款、各種業務マニュアルを公表する。

| 関連文書 | | | 概要 | 公表状況 |
|---|---|---|---|---|
| 容量市場業務マニュアル※1 | 追加オークション | 参加登録・応札・容量確保契約書の締結編 | • 参加登録申請の手順、提出書類等について記載<br>• 追加オークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載 | 2024～26年度向け公表済 |
| | 長期脱炭素電源オークション | 参加登録・応札・容量確保契約書の締結編 | • 長期脱炭素電源オークションの参加登録や応札等について記載 | 2023～24年度応札公表済<br>2025年度向け意見募集実施済<br>(2025年9月3日～9月17日) |
| | | 電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務編 | • 長期脱炭素電源オークションの電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務について記載 | 公表済 |
| | | 実需給期間前から発生するリクワイアメント対応編 | • 長期脱炭素電源オークションの実需給期間前から発生するリクワイアメント対応について記載<br>• （別冊）容量停止計画の調整業務では、容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載 | |
| | | ペナルティ・容量確保契約金額対応編 | • 長期脱炭素電源オークションのペナルティ・容量確保契約金額対応について記載 | |
| | | 実需給期間中リクワイアメント対応編 | • 長期脱炭素電源オークションの実需給期間中のリクワイアメント対応について記載 | 意見募集実施予定 |
| | | 容量拠出金対応編 | • 長期脱炭素電源オークションの容量拠出金対応について記載 | |
| 容量市場システムマニュアル※2 | 事業者情報・電源等情報登録<br>期待容量登録・応札・契約<br>電源等差替・実効性テスト<br>・容量停止計画・<br>アセスメント・ペナルティ・<br>容量確保契約金額・支払・請求 編 | | • 容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載 | 公表済 |



※1 初回策定や大きな変更時は意見募集を実施　※2 対象実需給年度に依らず共通

# 1.1 本資料の説明内容⑤
# （参考）参加登録・応札関係スケジュール



- 本オークションにご参加いただく事業者の皆様は、2025年10月から事業者情報の登録を開始し、2026年1月に応札いただく予定です。

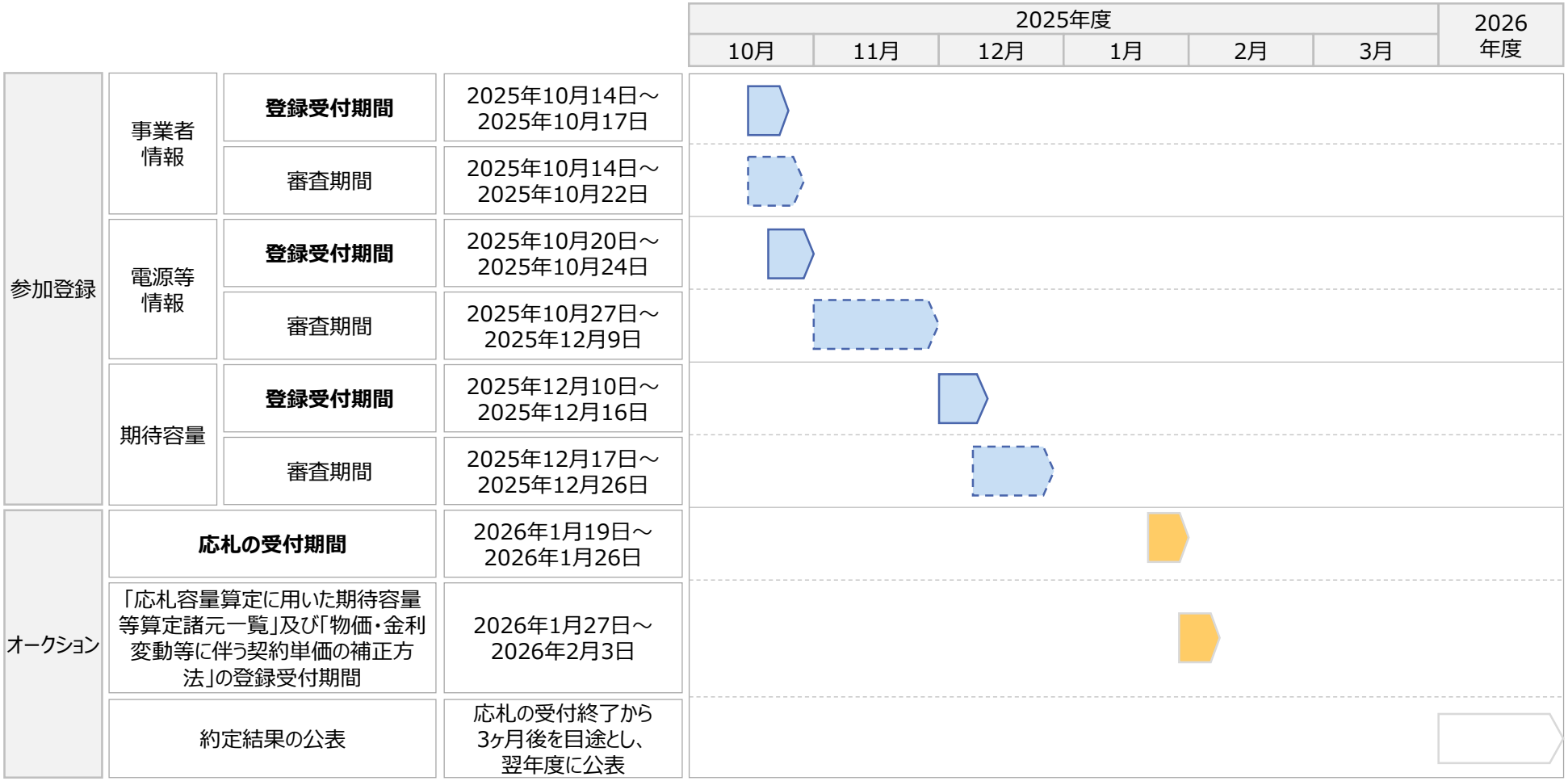


| | | | |
|---|---|---|---|
| 参加登録 | 事業者情報 | **登録受付期間** | 2025年10月14日～2025年10月17日 |
| | | 審査期間 | 2025年10月14日～2025年10月22日 |
| | 電源等情報 | **登録受付期間** | 2025年10月20日～2025年10月24日 |
| | | 審査期間 | 2025年10月27日～2025年12月9日 |
| | 期待容量 | **登録受付期間** | 2025年12月10日～2025年12月16日 |
| | | 審査期間 | 2025年12月17日～2025年12月26日 |
| オークション | **応札の受付期間** | | 2026年1月19日～2026年1月26日 |
| | 「応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧」及び「物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法」の登録受付期間 | | 2026年1月27日～2026年2月3日 |
| | 約定結果の公表 | | 応札の受付終了から3ヶ月後を目途とし、翌年度に公表 |

※ 各情報の登録受付後に審査を行い、上記審査期間内に容量市場システムを通じて審査結果をお知らせする
※ 応札の受付期間終了後、電力・ガス取引監視等委員会により応札価格の監視が行われる。詳細については長期脱炭素電源オークションガイドラインを参照すること
※ 公表時期はあくまで目安であり、電力・ガス取引監視等委員会の監視状況等に応じて、前後する場合がある
※ 不測の事態が生じた場合は、スケジュールが変更となる可能性がある

# 1.2 容量市場システムの利用について①
# 本オークションにおける容量市場システム利用の概要



- 本オークションの参加登録における電源等情報や期待容量登録の登録業務においては、本機関が指定する様式に情報を記入の上、容量市場システムにアップロードし、容量市場システム画面上も必要な情報を入力してください。
- 容量市場システムから発出される帳票等に一部読替えが必要となるものがあるため、ご留意ください。

**容量市場システム利用のイメージ**

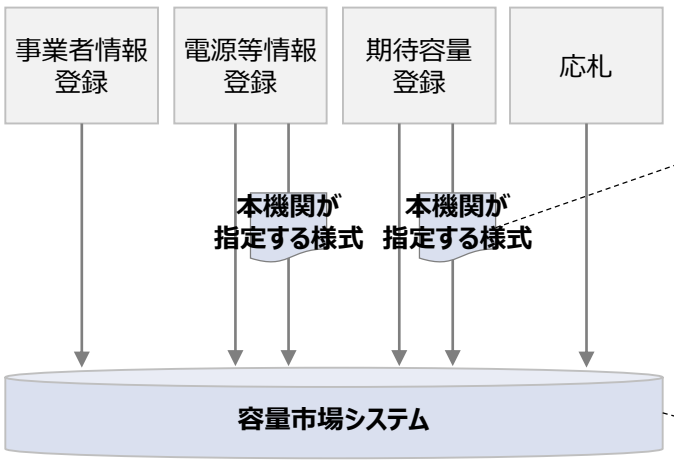


**様式の一例（電源等情報登録様式(D1)）**

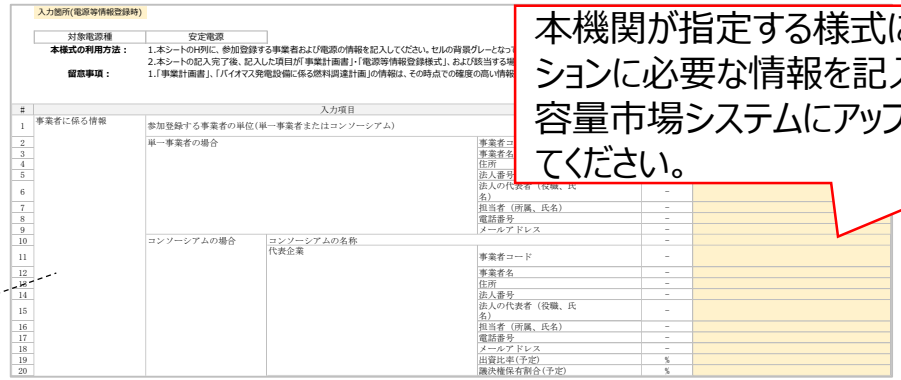

本機関が指定する様式に本オークションに必要な情報を記入の上、容量市場システムにアップロードしてください。

**容量市場システム画面の一例**

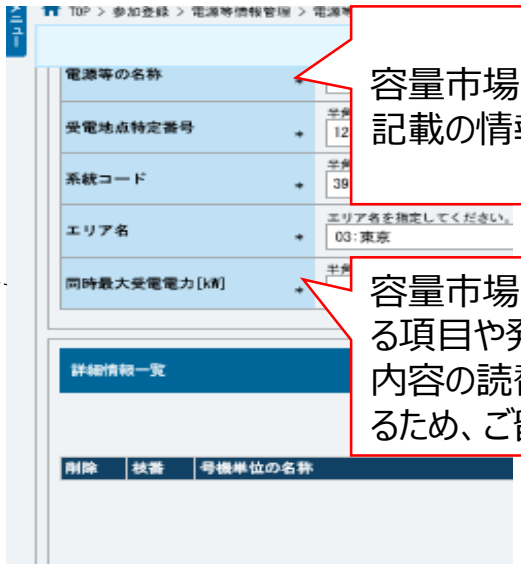


容量市場システムの画面では、本資料記載の情報を入力してください。

容量市場システムの画面に表示される項目や発行される帳票の一部に、内容の読替えが必要となる箇所があるため、ご留意ください。

# 1.2 容量市場システムの利用について②
# 容量市場システムマニュアルの案内



■ 本業務マニュアルでは、容量市場システムの基本操作も合わせて記載しておりますが、操作の詳細については容量市場システムマニュアルをご参照ください。

| | |
|---|---|
| 本業務マニュアル | ・具体的な手続きや主要な容量市場システム操作方法等、参加登録を円滑に行っていただくために必要な情報を記載しています。<br><br>※**事前手続き（事業者コード、クライアント証明書の取得）については、下記HPを参照ください。**<br>【容量市場システムの利用にあたっての事前のお手続きについて】<br>https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/youryou_jizentetsuzuki.html |
| 容量市場システムマニュアル | ・容量市場システムのログイン方法や入力方法、操作方法について、補助的な機能も含め詳細に記載しています。<br>【容量市場システムに関する利用規約・システムマニュアル】<br>https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/200212_youryousystem_kiyaku_manual.html<br>※容量市場システムの稼働時間は　平日9:00～18:00　となります。<br>（稼働時間を変更する場合には別途お知らせいたします）<br>※容量市場システムのお知らせ一覧にも、各種情報が掲載されますので、ご利用ください。<br>※容量市場システムでメンテナンス画面が表示される場合の対処方法については、次ページを参照ください。 |

# 1.2 容量市場システムの利用について③
# （参考）容量市場システムでメンテナンス画面が表示される場合



- 容量市場システムの稼働時間帯は**平日9:00～18:00**（メンテナンスを実施していない場合）となります。
- 以下の場合に**メンテナンス画面が表示**されます。
  - ✓ **稼働時間帯（平日9:00～18:00）以外**の場合
  - ✓ **システムメンテナンスを実施中**の場合　※システムメンテナンスを実施する場合は、原則事前にアナウンスいたします。
- 上記以外の場合にメンテナンス画面が表示された際は、以下の方法を実施してから再度アクセスしてください。
  - ✓ **ブラウザの更新ボタンの押下、又はF5キーの押下**
  - ✓ **キャッシュのクリア**
  - ✓ **ブラウザの再起動**
  - ✓ **端末の再起動**
- 上記を実施してもなおログイン画面が表示されない場合は、お手数ですが本機関の容量市場問合せ窓口までご連絡ください。

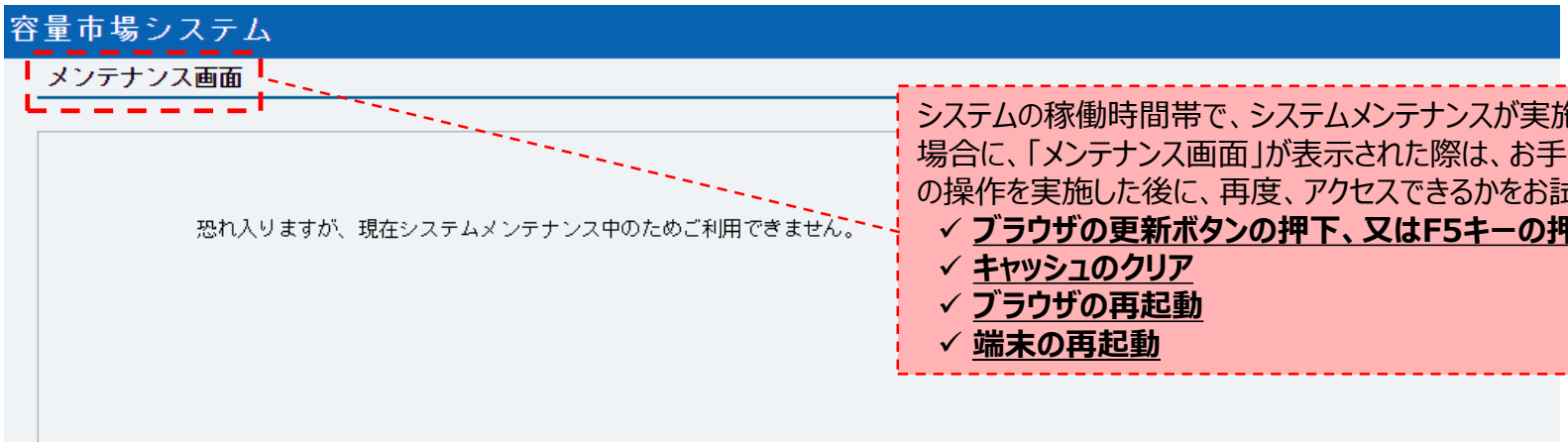

# 目次



**第1章　はじめに**
1.1 本資料の説明内容
1.2 容量市場システムの利用について
**第2章　参加登録**
2.1 事業者情報の登録
2.2 電源等情報の登録
2.3 期待容量の登録
**第3章　応札**
3.1 応札の手続
3.2 応札の手順
3.3 期待容量等算定諸元一覧等の登録
3.4 応札における留意点
**第4章　容量確保契約書の締結**
4.1 容量確保契約書の締結に係る手続
4.2 容量確保契約書の記載内容の確認
4.3 容量確保契約書の記名・押印・返送
**第5章　補足情報**
5.1 本オークションに関するお問合せ連絡先
5.2 規定様式のない証憑
5.3 FAQ

# 2.1 事業者情報の登録①
# 事業者情報登録業務の流れ

対象業務「2.1 事業者情報の登録手続き」



- 本節では、事業者情報の登録業務について、容量市場システム画面と合わせて説明します。（事業者情報の変更・取消業務は、登録業務と手順が重複することに鑑みて本資料での説明対象からは割愛します）
- 過去の容量オークション（メインオークション・追加オークション・長期脱炭素電源オークション）において既に事業者情報を登録済の事業者は、新たに事業者情報を登録する必要はありません。登録済の事業者情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。
- また、同様の事由で容量市場システムにて既に「容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書」を提出している事業者は、再度提出する必要はありません。

## 本業務マニュアル


**第1章 はじめに**
1.1 本業務マニュアルの構成
1.2 長期脱炭素電源オークションへの登録が可能な電源等
1.3 容量市場システムの利用に向けた事前手続き
**第2章 事業者情報**
2.1 事業者情報の登録手続き
2.2 事業者情報の変更手続き
2.3 事業者情報の取消手続き
**第3章 電源等情報**
3.1 電源等情報の登録手続き
3.2 電源等情報の変更手続き
3.3 電源等情報の取消手続き
**第4章 期待容量**
4.1 期待容量の登録手続き
4.2 期待容量の変更手続き
**第5章 応札**
5.1 応札準備
5.2 電源ごとの応札
**第6章 容量確保契約**
6.1 容量確保契約書の締結
**Appendix**


本資料2.1の説明対象

本資料では説明割愛（本業務マニュアルを参照ください）

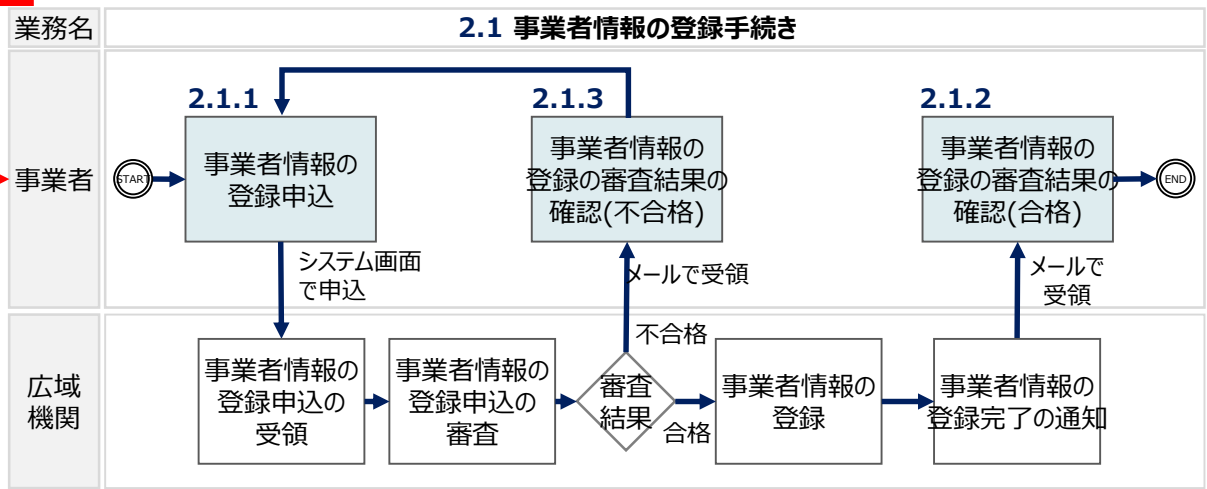


※「仮申込」のステータスでは本機関側で審査できないため、必ず「申込完了」のステータスまで進めてください。

- 事業者情報の登録にあたっては、容量市場システムの画面上に直接情報を入力する方法に加えて、利用申込書をアップロードして登録する方法が存在します。
- 利用申込書のアップロードによる登録方法の詳細は、容量市場システムマニュアルを参照してください。

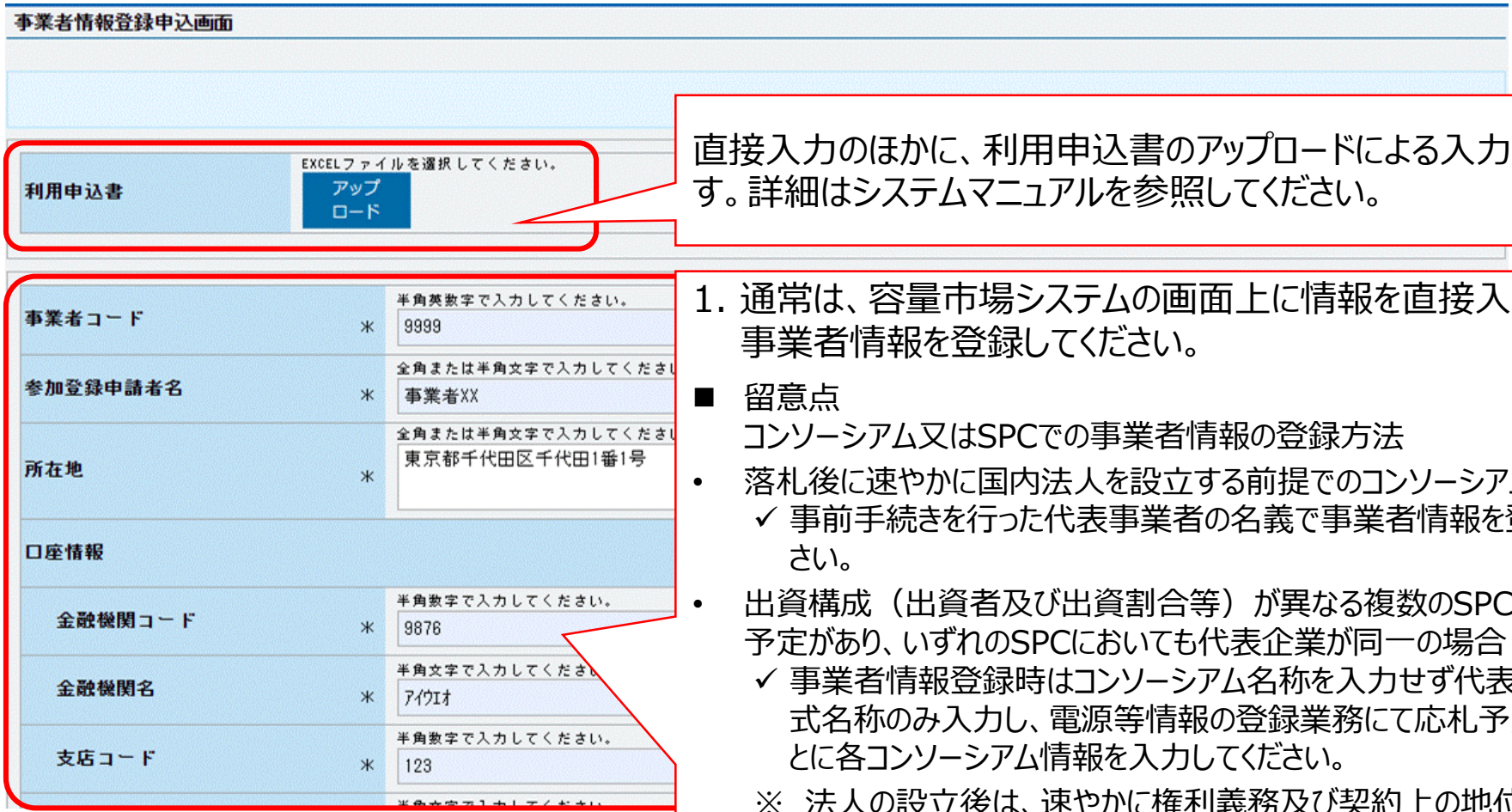


直接入力のほかに、利用申込書のアップロードによる入力も可能です。詳細はシステムマニュアルを参照してください。

1. 通常は、容量市場システムの画面上に情報を直接入力し、事業者情報を登録してください。

■ 留意点

コンソーシアム又はSPCでの事業者情報の登録方法

- 落札後に速やかに国内法人を設立する前提でのコンソーシアムの場合
  - ✓ 事前手続きを行った代表事業者の名義で事業者情報を登録してください。
- 出資構成（出資者及び出資割合等）が異なる複数のSPCを組成する予定があり、いずれのSPCにおいても代表企業が同一の場合
  - ✓ 事業者情報登録時はコンソーシアム名称を入力せず代表企業の正式名称のみ入力し、電源等情報の登録業務にて応札予定の電源ごとに各コンソーシアム情報を入力してください。

※ 法人の設立後は、速やかに権利義務及び契約上の地位の譲渡の手続きを行ってください。

# 2.1 事業者情報の登録②
# 事業者情報の登録手順（2/4）

対象業務「2.1.1 事業者情報の登録申込」



■ 事業者情報の登録にあたっては、以下の点にご留意ください。

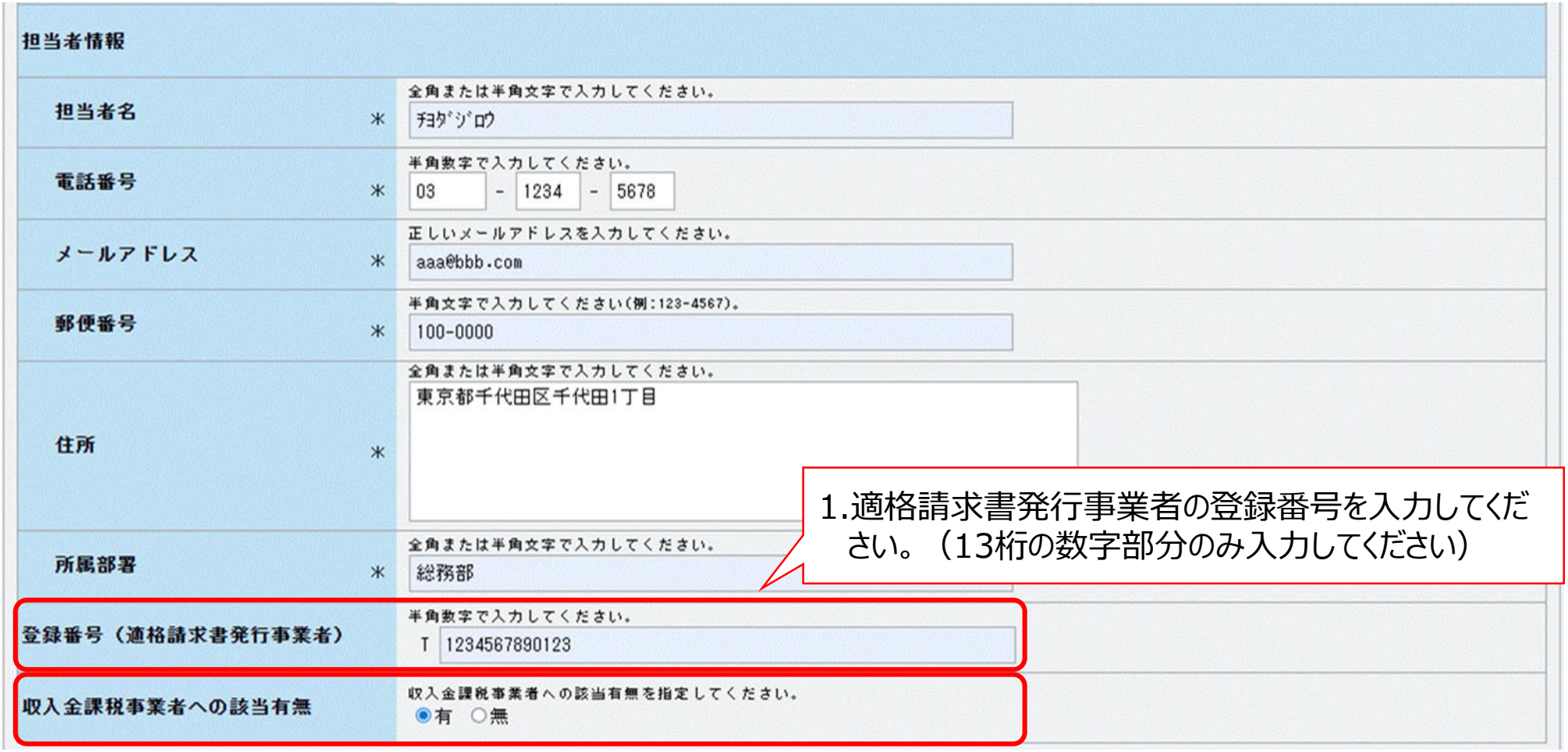


1.適格請求書発行事業者の登録番号を入力してください。（13桁の数字部分のみ入力してください）

2.収入金課税事業者への該当有無を選択してください。

# 2.1 事業者情報の登録③
# 事業者情報の登録手順（3/4）

対象業務「2.1.1 事業者情報の登録申込」



■ 事業者情報の登録にあたっては、以下の点にご留意ください。

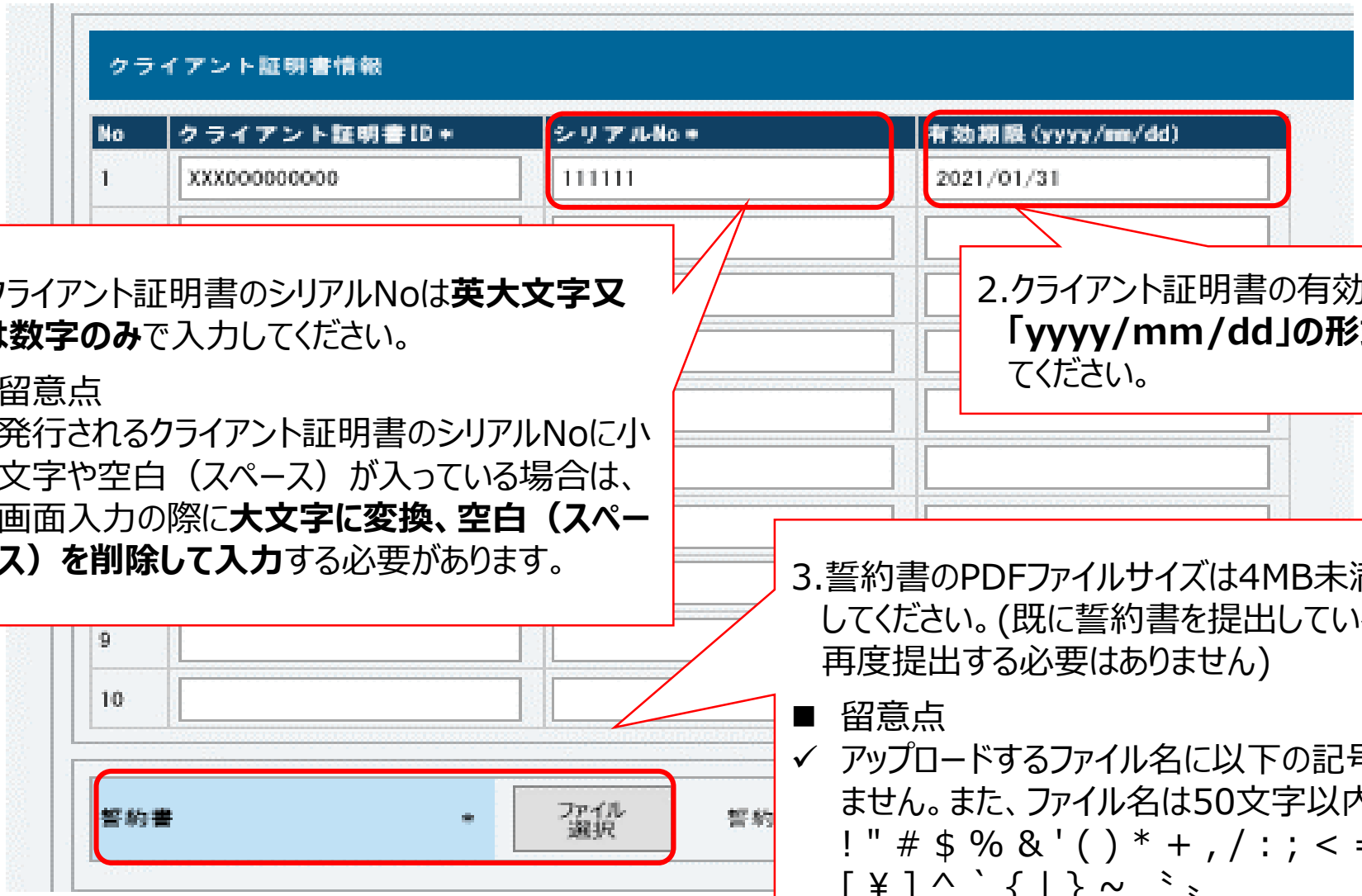


1.クライアント証明書のシリアルNoは**英大文字又は数字のみ**で入力してください。

■ 留意点

✓ 発行されるクライアント証明書のシリアルNoに小文字や空白（スペース）が入っている場合は、画面入力の際に**大文字に変換、空白（スペース）を削除して入力**する必要があります。

2.クライアント証明書の有効期限は**「yyyy/mm/dd」の形式で**入力してください。

3.誓約書のPDFファイルサイズは4MB未満として登録してください。(既に誓約書を提出している事業者は、再度提出する必要はありません)

■ 留意点

✓ アップロードするファイル名に以下の記号は使用できません。また、ファイル名は50文字以内としてください。

! " # $ % & ' ( ) * + , / : ; < = > ? @ [ ¥ ] ^ ` { | } ~ ゛ ゜

- 事業者情報の登録申込においては、「実行」ボタンをクリックすることで申込が完了します。
（「申込完了」の手続きは不要です）

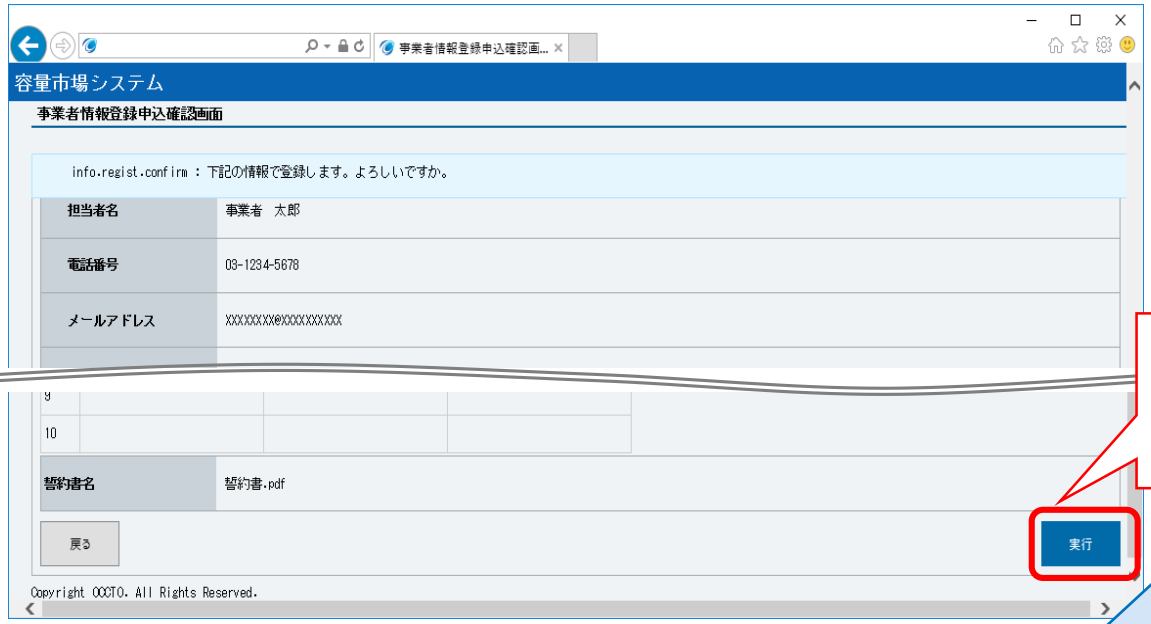


1. 「実行」ボタンをクリックして、「完了画面」が表示されたら、登録申込が完了します。（登録申込では「申込完了」の手続きは不要です）

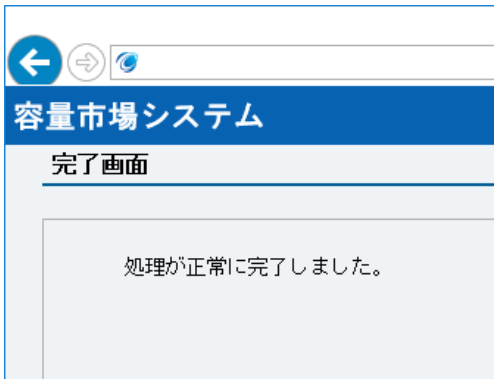

# 2.1 事業者情報の登録⑤
# 仮パスワードの変更

対象業務「2.1.1 事業者情報の登録申込」

登録審査が合格になると、登録作業者（管理者）ユーザの**ユーザIDと仮パスワード2件が別々のメールで参加登録申請者に通知されます**ので、容量市場システムへログインし、パスワードの変更を行ってください。

**※仮パスワードの有効期限はログイン情報の通知日の翌々日まで（通知日を含めて３日間/土日祝日も含みます）となりますので注意してください。**

なお本機関からは、仮パスワードの変更期間が最低でも1営業日以上は確保可能な日程でメールを通知します。

# 2.2 電源等情報の登録①
# 電源等情報の登録業務の流れ

対象業務「 3.1 電源等情報の登録手続き」



- 本節では、電源等情報の登録業務について、容量市場システム画面や本機関が指定する様式のイメージ等と合わせて説明します。（電源等情報の変更及び取消業務は、登録業務と手順が重複することに鑑みて、本資料での説明対象からは割愛します）
- 過去の容量オークションにおいて既に登録済の場合でも、電源等情報は必ず登録が必要です。

## 本業務マニュアル


**第1章 はじめに**
1.1 本業務マニュアルの構成
1.2 長期脱炭素電源オークションへの登録が可能な電源等
1.3 容量市場システムの利用に向けた事前手続き
**第2章 事業者情報**
2.1 事業者情報の登録手続き
2.2 事業者情報の変更手続き
2.3 事業者情報の取消手続き
**第3章 電源等情報**
3.1 電源等情報の登録手続き
3.2 電源等情報の変更手続き
3.3 電源等情報の取消手続き
**第4章 期待容量**
4.1 期待容量の登録手続き
4.2 期待容量の変更手続き
**第5章 応札**
5.1 応札準備
5.2 電源ごとの応札
**第6章 容量確保契約**
6.1 容量確保契約書の締結
**Appendix**


本資料3.1の説明対象

本資料では説明割愛（本業務マニュアルを参照ください）

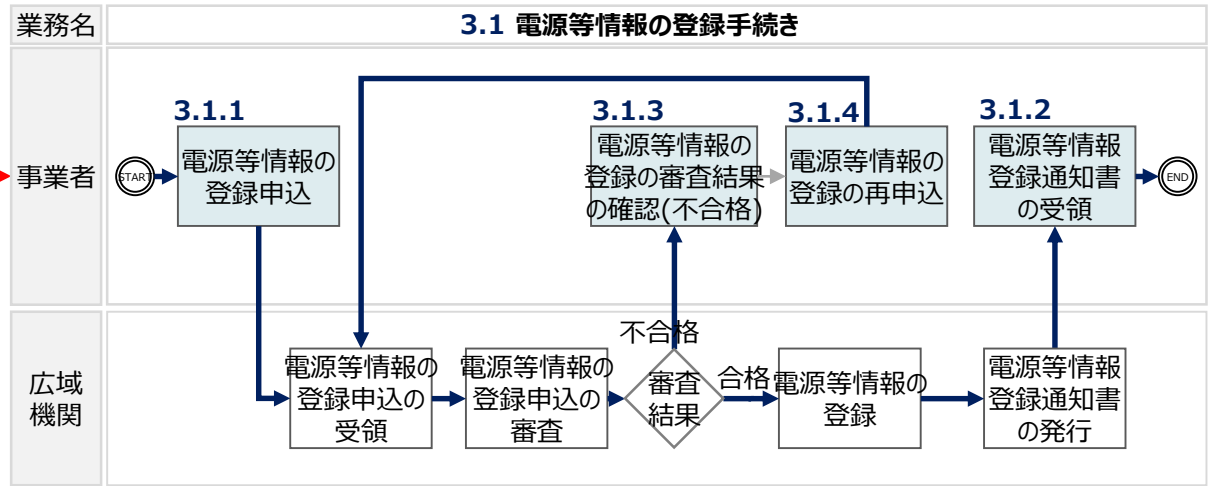

# 2.2 電源等情報の登録②
# 電源等情報の登録手順

対象業務「3.1.1 電源等情報の登録申込」



- 電源等情報登録様式(D1)などに登録した情報をもとに容量市場システム画面上に必要情報を入力してください（容量市場システム上の処理を進めるための対応となります）。
- 本オークションの電源等情報登録では、本機関が指定する電源等情報に係る提出資料（電源等情報登録様式(D1)、蓄電池に係る事業計画、脱炭素化ロードマップ、証憑）を容量市場システムにアップロードしてください。

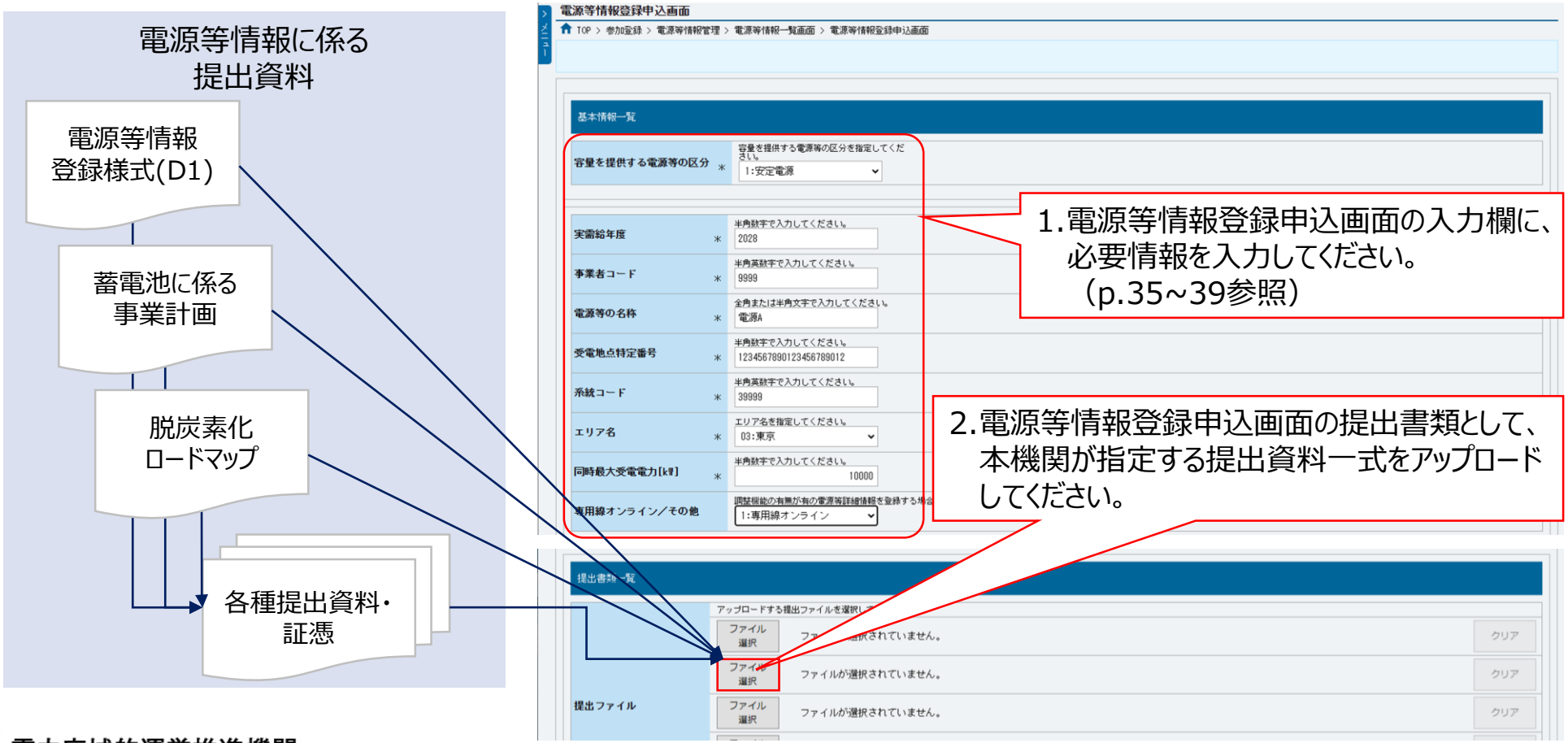

# 2.2 電源等情報の登録③
# 電源等情報登録様式(D1)の記入・提出方法

対象業務「3.1.1 電源等情報の登録申込」



- 電源等情報登録様式(D1)を本機関ホームページからダウンロードしてください。
- 電源等情報登録様式(D1)内の「参加登録申請者記入シート」に、事業者・電源に係る情報を記入してください。なお、その時点での確度の高い情報をもとに作成してください。なお「未定」の部分が多数ある等、事業の実施能力や事業継続の確実性が認められない場合には、応札が認められない場合があります。
- 記入された情報は同ファイルの「電源等情報登録項目」、「事業計画書」、「資金調達計画」、「バイオマス発電設備に係る燃料調達計画」シートに転記されますので、別途記入は不要です。
- それぞれのシートに転記された情報が正しいことを確認し保存の上、指定する証憑類と併せて容量市場システムにアップロードしてください（証憑はp.25-34を、アップロード方法はp.40を参照）。

## 参加登録申請者記入シート

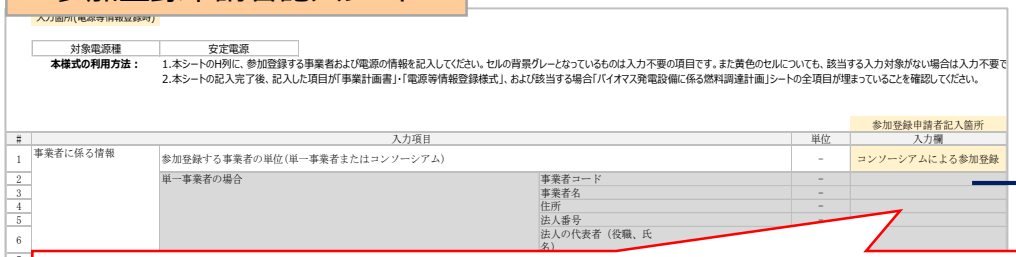

| 対象電源種 | 安定電源 |
|---|---|

本様式の利用方法：
1.本シートのH列に、参加登録する事業者および電源の情報を記入してください。セルの背景グレーとなっているものは入力不要の項目です。また黄色のセルについても、該当する入力対象がない場合は入力不要で
2.本シートの記入完了後、記入した項目が「事業計画書」・「電源等情報登録様式」、および該当する場合「バイオマス発電設備に係る燃料調達計画」シートの全項目が埋まっていることを確認してください。

| # | 入力項目 | | 単位 | 参加登録申請者記入箇所<br>入力欄 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 事業者に係る情報 | 参加登録する事業者の単位（単一事業者またはコンソーシアム） | - | コンソーシアムによる参加登録 |
| 2 | | 単一事業者の場合 事業者コード | - | |
| 3 | | 事業者名 | - | |
| 4 | | 住所 | - | |
| 5 | | 法人番号 | - | |
| 6 | | 法人の代表者（役職、氏名） | | |

自動転記

## 電源等情報登録項目シート

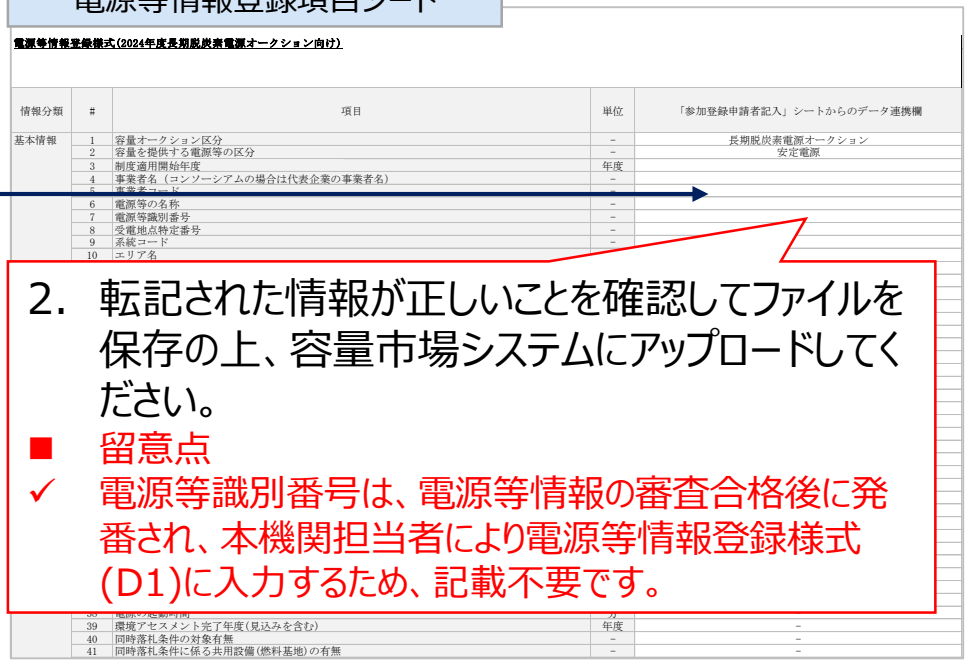

電源等情報登録様式(2024年度長期脱炭素電源オークション向け)

| 情報分類 | # | 項目 | 単位 | 「参加登録申請者記入」シートからのデータ連携欄 |
|---|---|---|---|---|
| 基本情報 | 1 | 容量オークション区分 | - | 長期脱炭素電源オークション |
| | 2 | 容量を提供する電源等の区分 | - | 安定電源 |
| | 3 | 制度適用開始年度 | 年度 | |
| | 4 | 事業者名（コンソーシアムの場合は代表企業の事業者名） | - | |
| | 5 | 事業者コード | - | |
| | 6 | 電源等の名称 | - | |
| | 7 | 電源等識別番号 | - | |
| | 8 | 受電地点特定番号 | - | |
| | 9 | 系統コード | - | |
| | 10 | エリア名 | - | |
| | 39 | 環境アセスメント完了年度（見込みを含む） | 年度 | - |
| | 40 | 同時落札条件の対象有無 | - | - |
| | 41 | 同時落札条件に係る共用設備（燃料基地）の有無 | - | - |

1. 参加登録申請者記入シートのH列に、参加登録する事業者や電源の情報を記入してください。

■ 留意点

✓ 電源等情報の登録時点で確度の高い情報を記載してください。名称等は仮でも構いません。

✓ コンソーシアムを予定している場合、電源等情報の登録時点で単独事業者でも、想定している構成員を記載してください。

2. 転記された情報が正しいことを確認してファイルを保存の上、容量市場システムにアップロードしてください。

■ 留意点

✓ 電源等識別番号は、電源等情報の審査合格後に発番され、本機関担当者により電源等情報登録様式(D1)に入力するため、記載不要です。

# 2.2 電源等情報の登録④
# 蓄電池に係る事業計画の記入・提出方法

対象業務「3.1.1 電源等情報の登録申込」



- 蓄電池に係る事業計画を本機関ホームページからダウンロードしてください。
- 「蓄電池に係る事業計画シート」に、提出時点で導入の可能性が最も高い蓄電池についての情報を入力して作成し、電源等情報の登録受付期間に提出してください。なお、原則として空欄は認めておらず、内容が不十分と判断される場合や規定された書類を提出できない場合は応札が認められないことがあります。
- Excelファイルにて、必要とされる添付資料と併せて、容量市場システムにアップロードしてください（添付資料はp.29-31を、アップロード方法はp.40を参照）。

蓄電池に係る事業計画シート

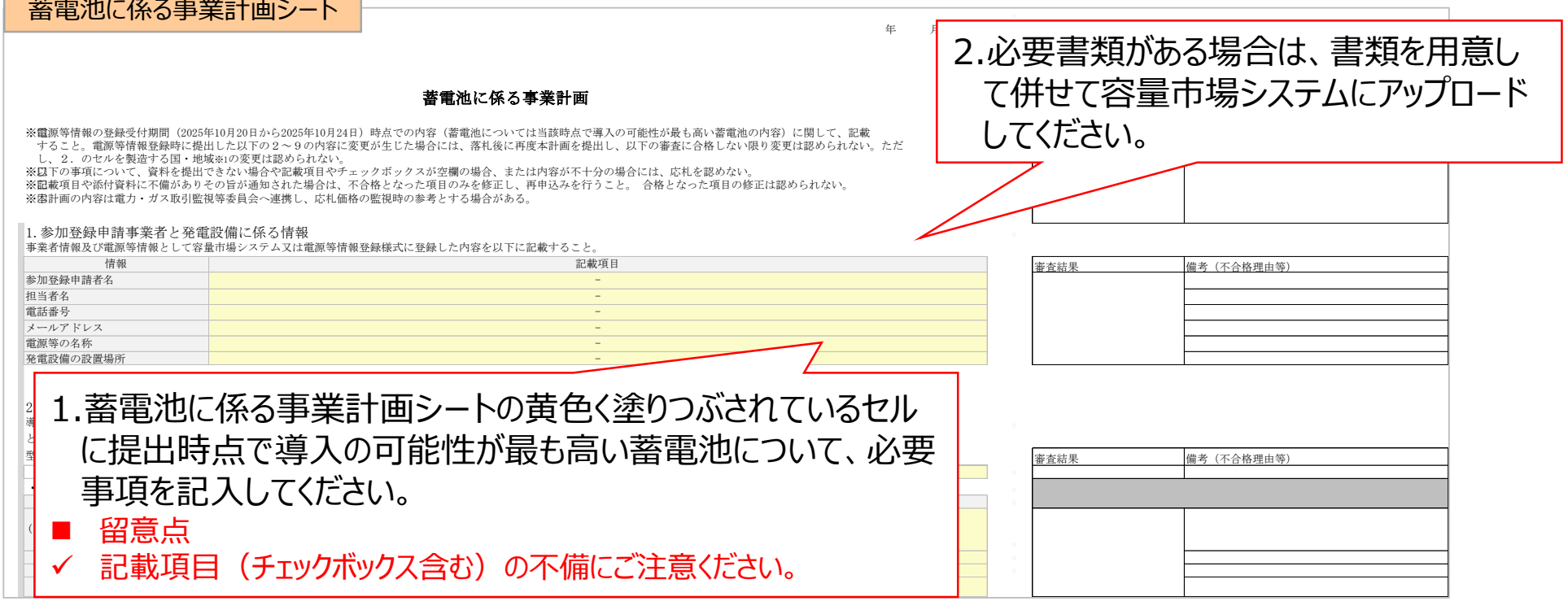

年 月

蓄電池に係る事業計画

※電源等情報の登録受付期間（2025年10月20日から2025年10月24日）時点での内容（蓄電池については当該時点で導入の可能性が最も高い蓄電池の内容）に関して、記載すること。電源等情報登録時に提出した以下の２～９の内容に変更が生じた場合には、落札後に再度本計画を提出し、以下の審査に合格しない限り変更は認められない。ただし、２．のセルを製造する国・地域※1の変更は認められない。
※以下の事項について、資料を提出できない場合や記載項目やチェックボックスが空欄の場合、または内容が不十分の場合には、応札を認めない。
※記載項目や添付資料に不備がありその旨が通知された場合は、不合格となった項目のみを修正し、再申込みを行うこと。 合格となった項目の修正は認められない。
※本計画の内容は電力・ガス取引監視等委員会へ連携し、応札価格の監視時の参考とする場合がある。

1. 参加登録申請事業者と発電設備に係る情報
事業者情報及び電源等情報として容量市場システム又は電源等情報登録様式に登録した内容を以下に記載すること。

| 情報 | 記載項目 |
|---|---|
| 参加登録申請者名 | - |
| 担当者名 | - |
| 電話番号 | - |
| メールアドレス | - |
| 電源等の名称 | - |
| 発電設備の設置場所 | - |

| 審査結果 | 備考（不合格理由等） |
|---|---|
| | |

| 審査結果 | 備考（不合格理由等） |
|---|---|
| | |

2.必要書類がある場合は、書類を用意して併せて容量市場システムにアップロードしてください。

1.蓄電池に係る事業計画シートの黄色く塗りつぶされているセルに提出時点で導入の可能性が最も高い蓄電池について、必要事項を記入してください。

■ 留意点

✓ 記載項目（チェックボックス含む）の不備にご注意ください。

# 2.2 電源等情報の登録⑤
# 提出書類一覧（安定電源1/7）

対象業務「3.1.1 電源等情報の登録申込」



■ 電源等情報の提出資料は以下のとおりです。

| # | 提出資料 | 規定様式の有無 | 提出対象 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 電源等情報登録様式(D1) | 規定様式あり | 全電源 | - |
| 2 | 接続検討回答書 | 規定様式あり※<br>※属地一般送配電事業者から接続検討が不要との回答を受領した場合の証憑のみ様式なし | 全電源 | 注1<br>接続検討申込者と応札事業者が異なる場合は、そのことがわかる体制図を提出してください。 |
| 3 | 脱炭素化ロードマップ | 規定様式あり | 水素・アンモニア専焼火力（グレー水素・アンモニアに限る）、水素・アンモニア混焼火力、バイオマス(既設改修に限る)、CCS付火力、LNG専焼火力の電源 | 注2 |
| 4 | 余力活用に関する契約を締結したことがわかる書類（契約書の写し等） | 規定様式あり | 調整機能「有」の電源 | 対象実需給年度前年（時期は、別途公表）までに、容量市場システムにて提出してください。 |
| 5 | 調整機能の詳細情報 | 規定様式あり | 落札された<br>調整機能「有」の電源 | 注3<br>調整機能「有」を選択した上で電源が落札された場合は、調整機能の詳細が判明次第、速やかに提出してください。 |
| 6 | 敷地条件による設備の設置制約を踏まえた最大限の回収率としていることを示す説明資料（発電所の構内の図面等） | 規定様式なし | CCS付火力 | - |

注1 電源等情報登録時に「接続検討回答書」をご提出いただけない場合は、本オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加いただけませんのでご注意ください。なお、接続検討申込～申込の受付～接続検討回答書の発行までは、接続検討申込から申込の受付までに2ヶ月程度、接続検討申込の受付から接続検討回答書の発行までに3ヶ月程度を要します。
電源等情報登録時に接続検討回答書に係る証憑として受け付ける書類は以下のとおりです。

- 2023年6月21日以降に発行された接続検討回答書（有効期限は問いません）
- 接続契約申込み以降の手続きに進んでいる場合は、そのことが分かる書類と接続検討回答書（この場合は接続検討回答書の発行日は問いません。接続検討回答書が存在しない場合はその旨を本機関に連絡してください。個別事例を踏まえて判断します）
- 属地一般送配電事業者から接続検討が不要との回答を受領した場合は、そのことがわかる書類

注2 資源エネルギー庁において内容を確認します。以下のように、脱炭素化ロードマップについて本制度の対象とすることがふさわしくない場合には、応札が認められない場合があります。
例)

- 2050年までの脱炭素化の道筋が示されていない
- 技術開発動向に比べて脱炭素化の取組みが明らかに遅い
- 将来の脱炭素化の比率が現行の技術水準に比べて一定の技術進展を織り込んでいない
- トランジション期の脱炭素技術と2050年のカーボンニュートラル達成時の脱炭素技術に齟齬がある等

注3 対象実需給年度前年（時期は、別途公表）までに調整機能の詳細を確定し、下記メールアドレスに電子メールにて提出してください。
電力広域的運営推進機関 容量市場 調整力設備量確認問合せ・提出窓口 メールアドレス：youryou_chouseiryoku@occto.or.jp

# 2.2 電源等情報の登録⑤
# 提出書類一覧（安定電源2/7）

対象業務「3.1.1 電源等情報の登録申込」



■ 電源等情報の提出資料は以下のとおりです。

| # | 提出資料 | 規定様式の有無 | 提出対象 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 7 | 発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表 | 規定様式あり | 全電源 | 注4 |
| 8 | 常時系統エリアを確認できる書類 | 規定様式なし | 系統接続するエリアが複数存在する電源 | 注4 |
| 9 | 自家消費に供出する容量の証憑 | 規定様式なし | 左記容量に該当がある電源 | 注4 |
| 10 | 自己託送に供出する容量の証憑 | | | |
| 11 | 特定供給に供出する容量の証憑 | | 左記容量に該当がある電源 | 注4 |
| 12 | 特定送配電事業者に供出する容量の証憑 | | | |
| 13 | 発電所から発生する熱を熱供給することにより減少する容量 | | | |
| 14 | 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知） | 規定様式あり | 参加登録時点でFIT/FIP認定を受けている電源 | - |
| 15 | 応札事業者と発電設備の所有者の関係を証する事業実施体制図 | 規定様式なし | 応札事業者と発電設備の所有者が異なる電源 | - |
| 16 | 環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを証する書類<br>例)<br>✓ 方法書手続を開始した旨が記載された事業者や関係地方公共団体のウェブサイト画面を印刷したもの<br>✓ 方法書手続を開始した旨が記載された関係地方公共団体の公報や広報紙のコピー | 規定様式なし | 環境アセスメントが必要な電源 | 方法書そのものでは手続を開始した証拠書類とはみなされません<br>事業計画書提出時に添付できない場合、約定結果公表後５ヶ月以内に提出してください。 |
| 17 | 補助金の受領及びその額を証する書類 | 規定様式なし | 価格差に着目した支援制度及び拠点整備支援制度の制度適用を希望する電源 | 注4 |
| 18 | 応札事業者とCO2輸送貯留事業者間の輸送貯留に係る契約書又は覚書その他共同でCCSの実施を検討していることを示す書類 | 規定様式なし | CCS付火力 | - |

注4 提出が間に合わない場合、制度適用期間前年度1月末までに、容量市場システムにて提出してください。

# 2.2 電源等情報の登録⑤
# 提出書類一覧（安定電源3/7）

対象業務「3.1.1 電源等情報の登録申込」



■ 電源等情報の提出資料は以下のとおりです。

| # | 提出資料 | 規定様式の有無 | 提出対象 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 19 | 応札事業者と輸送貯留に係る契約書又は覚書等を締結した事業者の関係を証する事業実施体制図 | 規定様式なし | 応札事業者と輸送貯留に係る契約書又は覚書等を締結した事業者が異なる CCS付火力 | - |
| 20 | 金融機関のプロジェクトファイナンスの融資実績を証する書類（様式自由） | 規定様式なし | 電源の建設においてプロジェクトファイナンスを利用する電源（事業計画書に該当有無記載） | - |
| 21 | 金融機関の関心表明書又はコミットメントレター（様式自由） | 規定様式なし | 電源の建設においてプロジェクトファイナンスを利用する電源（事業計画書に該当有無記載） | - |
| 22 | 以下の内容を記載した事業者名義の誓約書（様式自由）<br>✓ 事業実施を自己資金で行うことへの本誓約に必要な社内手続を経ていること<br>✓ 外部（親会社等）からの資金調達を一部又は全部の資金の前提とする場合は、調達方法、調達先との検討状況、今後必要となる手続がわかる書類 | 規定様式なし | 電源の建設においてプロジェクトファイナンス以外による調達を利用する電源（事業計画書に該当有無記載） | - |
| 23 | 燃料の安定調達を確認できる書類 | 規定様式なし | 国内の森林に係る木質バイオマスを使用する電源 | 燃料調達事業者と発電事業者間の流通に係る二者間の売買契約書又は覚書等、締結済みのものすべて |
| 24 | 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく木質バイオマス証明書類及び事業者認定取得を確認できる書類の写し（以下「木質バイオマス証明事業者認定関係書類」） | 規定様式あり | | - |
| 25 | ライフサイクルGHGを確認できる書類 | 規定様式なし | | ライフサイクルGHGを確認できる基準に基づく認証等及び、ライフサイクルGHGの算定結果が基準値を下回ることを確認できる書類を認証機関より取得 |
| 26 | バイオマス燃料の調達及び使用計画書 | 規定様式あり | | 都道府県・森林管理局に提出した最新のもの |
| 27 | 調整完了通知書 | 規定様式あり | | 都道府県から交付されたもの |
| 28 | 燃料の安定調達を確認できる書類 | 規定様式なし | 輸入木質バイオマス燃料を使用する電源 | 原産国燃料調達事業者と国内の燃料調達事業者との売買契約書又は二者間の覚書等<br>国内の燃料調達事業者（輸入）と発電事業者の流通に係る事業者間の売買契約書又は二者間の覚書等 |

# 2.2 電源等情報の登録⑤
# 提出書類一覧（安定電源4/7）

対象業務「3.1.1 電源等情報の登録申込」



■ 電源等情報の提出資料は以下のとおりです。

| # | 提出資料 | 規定様式の有無 | 提出対象 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 29 | 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく木質バイオマス証明書類及び木質バイオマス証明事業者認定関係書類 | 規定様式あり | 輸入木質バイオマス燃料を使用する電源 | - |
| 30 | 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく合法性、持続可能性に関する書類 | 規定様式なし | | 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づき、以下のいずれかの方法で証明書を取得<br>（１）森林認証制度及びＣｏＣ認証制度を活用した証明方法<br>（２）森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法<br>（３）個別企業等の独自の取組による証明方法 |
| 31 | ライフサイクルGHGを確認できる書類 | 規定様式なし | | ライフサイクルGHGを確認できる基準に基づく認証等及び、ライフサイクルGHGの算定結果が基準値を下回ることを確認できる書類を認証機関より取得 |
| 32 | 燃料の安定調達を確認できる書類 | 規定様式なし | 農産物バイオマス燃料を使用する電源 | 原産国燃料調達事業者と国内の燃料調達事業者との売買契約書又は二者間の覚書等<br>国内の燃料調達事業者（輸入）と発電事業者の流通に係る事業者間の売買契約書又は二者間の覚書等 |
| 33 | 持続可能性（合法性）が認証されたことを証する書類 | 規定様式なし | | - |
| 34 | ライフサイクルGHGを確認できる書類 | 規定様式あり | | ライフサイクルGHGを確認できる基準に基づく認証等及び、ライフサイクルGHGの算定結果が基準値を下回ることを確認できる書類を認証機関より取得 |
| 35 | FIT/FIP 制度における「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」及び事業計画認定申請書の記載要領（様式第１）で求められる書類 | 規定様式なし | バイオマス電源 | 本機関から提出依頼があった書類 |
| 36 | 蓄電池に係る事業計画 | 規定様式あり | 蓄電池 | 登録時点で確度の高い情報を記載してください。原則として、空欄は認めておらず、内容が不十分と判断される場合は応札が認められません。 |

■ 電源等情報の提出資料は以下のとおりです。

| # | 提出資料 | 規定様式の有無 | 提出対象 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 37 | 添付資料1 | 規定様式なし | 蓄電池 | 蓄電池に係る事業計画に記載した蓄電システムの見積書（有効期限内のものに限る。セルを製造する国・地域も記載すること） |
| 38 | 添付資料2 | 規定様式なし | セル種別がリチウムイオンの蓄電池 | 導入予定のリチウムイオン蓄電池のセル、モジュール、電池システムのいずれかについてJIS C 8715-2又はIEC 62619により第三者認証を取得していることの証明書 |
| 39 | 添付資料3 | 規定様式なし | セル種別がリチウムイオンの蓄電池 | 導入予定のリチウムイオン蓄電池のモジュール、電池システム、蓄電システムのいずれかにおいて、JIS C 8715-2、JIS C 4441、IEC62619、又はIEC62933-5-2（ただし、規格に規定の試験を実施した場合に限る）の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書、及び証明書に関わる資料（温度プロファイル、試験時の写真等） |
| 40 | 添付資料4 | 規定様式なし | 電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを２次利用し組み込まれた蓄電システムを使用する蓄電池 | 電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを２次利用し組み込まれた蓄電システムの場合は、JETリユース電池認証等の第三者機関による証明書等 |
| 41 | 添付資料5 | 規定様式なし | セル種別がNASの蓄電池 | 類焼に関する安全性能に対する第三者評価通知書等 |
| 42 | 添付資料6 | 規定様式なし | 過去に国内外に設置した定置用大型蓄電システムにおいて「発煙・発火」に類する事故を起こしているメーカーが製造する蓄電システムを導入予定の蓄電池 | 導入予定の蓄電システムのモジュールを製造するメーカーが過去に国内外に設置した定置用大型蓄電システムにおいて「発煙・発火」に類する事故を起こしている場合は、当該モジュールメーカーより、過去 10 年間の年間毎の事故件数と、主要な事故 10 件について事故の原因と対策を示した資料 |
| 43 | 添付資料7 ① | 規定様式なし | 蓄電池 | 導入する蓄電システムが採用するすべての制御システムのセキュリティに関する主要な構成製品（BMS, PCS, EMS等 ※外部と直接通信を行わない場合でも、外部との間接的な通信などを通じて、設備全体に 影響を及ぼす可能性のある機器を含む）について、「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）」における★１（レベル１）を取得していることを示す適合ラベル |

# 2.2 電源等情報の登録⑤
# 提出書類一覧（安定電源6/7）

対象業務「3.1.1 電源等情報の登録申込」



■ 電源等情報の提出資料は以下のとおりです。

| # | 提出資料 | 規定様式の有無 | 提出対象 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 44 | 添付資料7 ② | 規定様式なし | 制御システムのうち、IP通信機能を持たないためにJC-STAR 制度の取得対象にならない機器を含む蓄電池 | 制御システムのうち、IP通信機能を持たないためにJC-STAR 制度の取得対象にならない機器を含む場合は、IPとのプロトコル変換を行う機器を組み入れた構成等としてJC-STAR制度のラベルを取得する。また、クラウド上に搭載されるためにJC-STAR制度の取得対象にならない機器を含む場合等は、取得対象にならないことの根拠を明示し、同等のセキュリティ対策を講じていることの説明資料 |
| 45 | 添付資料7 ③ | 規定様式なし | 蓄電池 | 導入する機器とJC-STAR★１の取得対象機器と取得内容との整合、セキュリティ対策を明示したシステム構成図 |
| 46 | 添付資料8 | 規定様式なし | 蓄電池 | 設置する土地の地権者、立地市町村や近隣（敷地境界線から100m以内）の住民・事業者に対して行った説明会等を通して、当該地権者・立地市町村（企業立地を担当する部署）・住民・事業者に対して立地の是非について相談し、立地に関して支障が生じていないことについて記載した資料（説明会の議事録等を含む）<br>・既に土地の所有権を保有している等の理由から、地権者への説明会等が不要となる場合には、保有する土地の権利書<br>・外部委託等により説明会等を実施する事業者と応札事業者が異なる場合は、両者の関係を証する事業実施体制図 |
| 47 | 添付資料9 | 規定様式なし | 蓄電池 | 採用予定のセル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれかの製造、加工、販売等の事業を行う者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」）上の広域認定において、本事業で採用する予定のセル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれかについて認定を取得していることの証憑 |

# 2.2 電源等情報の登録⑤
# 提出書類一覧（安定電源7/7）

対象業務「3.1.1 電源等情報の登録申込」



■ 電源等情報の提出資料は以下のとおりです。

| # | 提出資料 | 規定様式の有無 | 提出対象 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 48 | 添付資料10 | 規定様式なし | 蓄電池 | 本制度における応札事業者から蓄電システム（広域認定を取得している対象がセル・モジュール・電池システムである場合は、広域認定を取得している対象に限る）について廃棄処分の依頼が当該メーカーにあった場合には、それを拒まないことについて誓約する書類（名宛人は応札事業者とする） |
| 49 | 添付資料11 | 規定様式なし | 蓄電池 | 異常が発生した場合に、蓄電システムの早期復旧や原因解明が可能な体制の内容について記載した資料 |
| 50 | 添付資料12 | 規定様式なし | 蓄電池 | 蓄電システムに異常が見つかった場合に備えて、代替する電池システムの主要部品（蓄電池セル、PCS）を迅速に供給できる拠点の内容について記載した資料 |

# 2.2 電源等情報の登録⑤
# （参考）調整機能の詳細情報

対象業務「3.1.1 電源等情報の登録申込」



- 本年度より落札された調整機能「有」の電源について調整機能の詳細情報の提出を求めます。
- 調整機能の詳細情報は電源等情報の登録時点での提出は不要です。落札後、調整機能の詳細が判明次第速やかに本機関に提出してください。
- 提出にあたっては容量市場システムではなく、「本機関 容量市場 調整力設備量確認問合せ・提出窓口(メールアドレス：youryou_chouseiryoku@occto.or.jp)」へメールにてご対応ください。

■ 調整機能の詳細情報

**2024年度からの変更点**

様式７　調整機能の詳細情報
提出対象者：長期脱炭素電源オークション落札の調整機能「有」の安定電源を保有する事業者は、調整機能の仕様が確定次第、極力速やかにご提出ください。
⇒記入頂くセルとなります。

**調整機能の詳細情報**

**（記載要領）**
**・C～K列は電源等情報登録様式(D1)に記載された内容を入力してください。**
**・L～P列は、需給調整市場の商品要件をご確認のうえ、一次～三次②の調整力供出可能量（発電設備の設計値）を記載してください。**
**なお、仮に供給力提供開始後において、本様式記載値と実際の調整力供出可能量が変更となったとしても本様式を再提出いただく必要はありません。**
**・需給調整市場の商品要件→** https://www.eprx.or.jp/outline/outline.html
**（提出方法）**
**・以下提出先へ電子メールにてご提出ください。**
**（提出先・お問合せ先）**
youryou_chouseiryoku@occto.or.jp
**・提出時のファイル名は、「long_202X_youshiki7_調整機能の詳細情報_事業者コード_事業者名_R0.xlsx」として、事業者コードと事業者名を変更したものを提出してください。**
※ファイル名冒頭の年次は電源等情報で入力した応札年度を記載のこと。提出時のファイル名の例：「long_2025_youshiki7_調整機能の詳細情報_7Y01_広域電力_R0.xlsx」など

■ 留意点
✓ 落札された調整機能「有」の電源に限り提出が必要
✓ 電源等情報の登録時点での提出は不要
✓ 落札後に調整機能の詳細が判明次第速やかに提出
✓ 担当窓口にメールにて提出

| No. | 電源等情報登録様式(D1) に記載された値 | | | | | | | | | 調整力供出可能量[kW] | | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 電源等識別番号 | 受電地点特定番号 | 新設・リプレース等/既設火力の改修の区分 | 事業者名 | 電源等の名称 | エリア名 | 設備容量（発電端）[kW] | 電源種別の区分 | 発電方式の区分 | 一次 | 二次① | 二次② | 三次① | 三次② | |
| 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | | | | | | | | | |

1．電源等情報登録様式(D1)に記載された内容を転記してください

2．調整力供出可能容量
(一次～三次②)を記載してください

# 2.2 電源等情報の登録⑥
# 提出書類一覧（変動電源1/2）

対象業務「3.1.1 電源等情報の登録申込」



■ 電源等情報の提出資料は以下のとおりです。

| # | 提出資料 | 規定様式の有無 | 提出対象 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 電源等情報登録様式(D1) | 規定様式あり | 全電源 | - |
| 2 | 接続検討回答書 | 規定様式あり | 全電源 | 注1<br><br>接続検討申込者と応札事業者が異なる場合は、そのことがわかる体制図を提出してください。 |
| 3 | 発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表 | 規定様式あり | 全電源 | 注2 |
| 4 | 常時系統エリアを確認できる書類 | 規定様式あり | 系統接続するエリアが複数存在する電源 | 注2 |
| 5 | 自家消費に供出する容量の証憑 | 規定様式なし | 左記容量に該当がある電源 | 注2 |
| 6 | 自己託送に供出する容量の証憑 | | | |
| 7 | 特定供給に供出する容量の証憑 | | | |
| 8 | 特定送配電事業者に供出する容量の証憑 | | | |
| 9 | 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知） | 規定様式なし | 参加登録時点でFIT/FIP認定を受けている電源 | - |
| 10 | セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）における★1（レベル1）を取得していることを示す適合ラベル | 規定様式なし | 太陽光・陸上風力・洋上風力 | - |

注1 電源等情報登録時に「接続検討回答書」をご提出いただけない場合は、本オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加いただけませんのでご注意ください。なお、接続検討申込～申込の受付～接続検討回答書の発行までは、接続検討申込から申込の受付までに2ヶ月程度、接続検討申込の受付から接続検討回答書の発行までに3ヶ月程度を要します。電源等情報登録時に接続検討回答書に係る証憑として受け付ける書類は以下のとおりです。

- 2023年6月21日以降に発行された接続検討回答書（有効期限は問いません）
- 接続契約申込み以降の手続きに進んでいる場合は、そのことが分かる書類と接続検討回答書（この場合は接続検討回答書の発行日は問いません。接続検討回答書が存在しない場合はその旨を本機関に連絡してください。個別事例を踏まえて判断します）
- 属地一般送配電事業者から接続検討が不要との回答を受領した場合は、そのことがわかる書類

注2 提出が間に合わない場合、制度適用期間前年度1月末までに、容量市場システムにて提出してください。

# 2.2 電源等情報の登録⑥
# 提出書類一覧（変動電源2/2）

対象業務「3.1.1 電源等情報の登録申込」



■ 電源等情報の提出資料は以下のとおりです。

| # | 提出資料 | 規定様式の有無 | 提出対象 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 11 | 応札事業者と発電設備の所有者の関係を証する事業実施体制図 | 規定様式なし | 応札事業者と発電設備の所有者が異なる電源 | - |
| 12 | 環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを証する書類<br>例)<br>✓ 方法書手続を開始した旨が記載された事業者や関係地方公共団体のウェブサイト画面を印刷したもの<br>✓ 方法書手続を開始した旨が記載された関係地方公共団体の公報や広報紙のコピー | 規定様式なし | 環境アセスメントが必要な電源 | 方法書そのものでは手続を開始した証拠書類とはみなされません。事業計画書提出時に添付できない場合、約定結果公表後５ヶ月以内に提出してください。 |
| 13 | 金融機関のプロジェクトファイナンスの融資実績を証する書類（様式自由） | 規定様式なし | 電源の建設においてプロジェクトファイナンスを利用する電源<br>（事業計画書に該当有無記載） | - |
| 14 | 金融機関の関心表明書又はコミットメントレター（様式自由） | 規定様式なし | | 資金調達計画の証左であることを満たす内容であれば様式は問いません。 |
| 15 | 以下の内容を記載した事業者名義の誓約書（様式自由）<br>・事業実施を自己資金で行うことへの本誓約に必要な社内手続を経ていること<br>・外部（親会社等）からの資金調達を一部又は全部の資金の前提とする場合は、調達方法、調達先との検討状況、今後必要となる手続がわかる書類 | 規定様式なし | 電源の建設においてプロジェクトファイナンス以外<br>による調達を利用する電源<br>（事業計画書に該当有無記載） | - |

# 2.2 電源等情報の登録⑦
# 容量市場システム画面への情報登録方法

対象業務「3.1.1 電源等情報の登録申込」



- 電源等情報登録様式(D1)、蓄電池に係る事業計画、証憑書類のアップロードとは別に、容量市場システムの画面上にも必要情報を入力してください。
- 「電源等情報登録申込画面」の基本情報と詳細情報それぞれについて、次頁で説明する情報を入力してください。

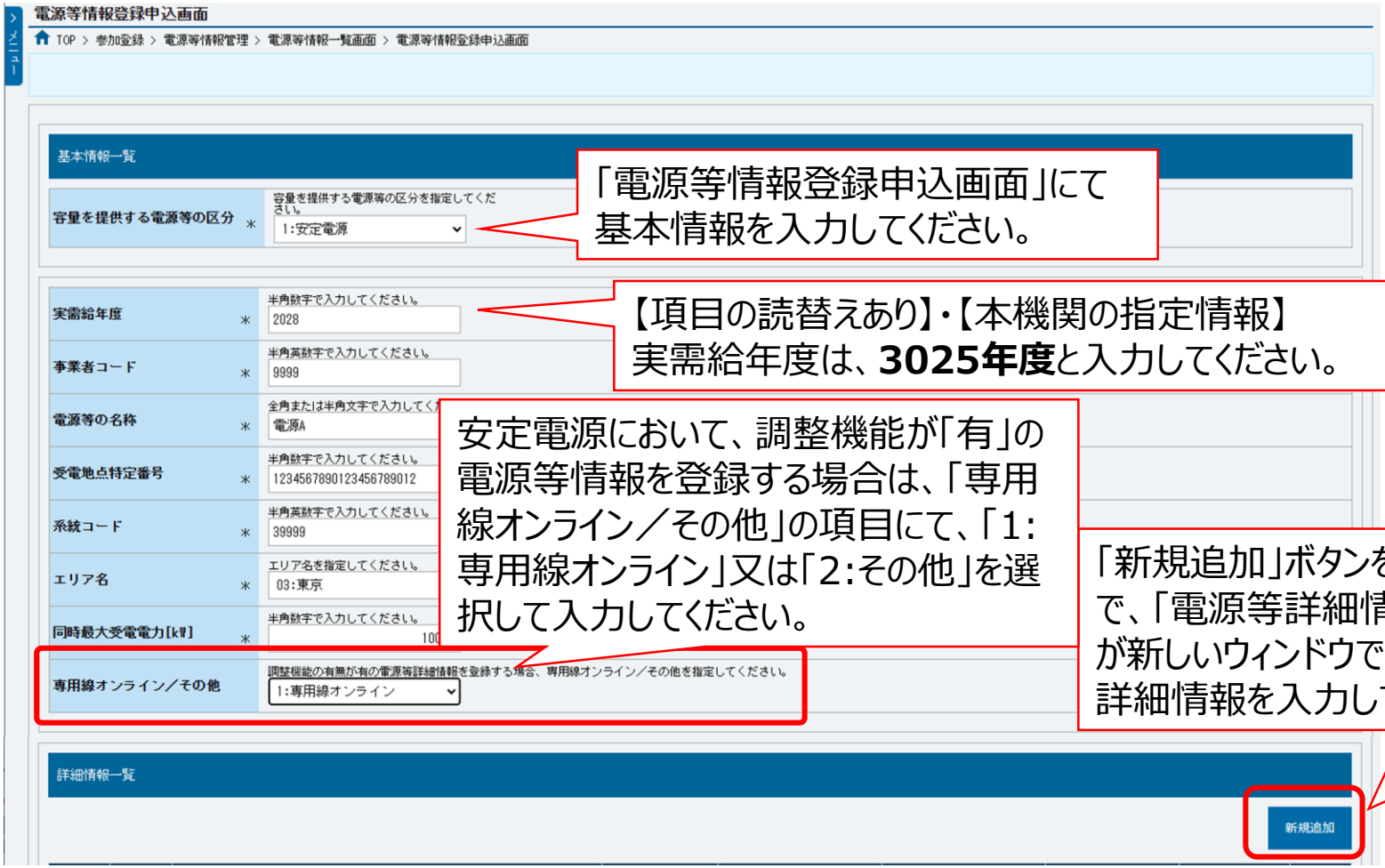

# 2.2 電源等情報の登録⑧
# 容量市場システム画面に登録する情報一覧（1/4）



■ 電源等情報登録の際、容量市場システムに登録する情報は下記のとおりです。

## 容量市場システム上の入力項目（基本情報 安定電源・変動電源共通）

| No. | 項目 | 項目読替えの必要性 | 入力情報の種類 | 留意点 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 容量を提供する電源等の区分 | なし | 事業者の実態情報 | 「安定電源」又は「変動電源(単独)」を選択 |
| 2 | 実需給年度 | あり | 本機関の指定情報 | 一律で3025年度を入力 |
| 3 | 事業者コード | なし | 本機関の指定情報 | 入力不要（ログインユーザの事業者コードが自動設定されます） |
| 4 | 電源等の名称 | なし | 事業者の実態情報 | 参加登録対象の電源を一意に特定できるような名称を入力 |
| 5 | 受電地点特定番号 | なし | 事業者の実態情報 | 既採番の場合は実際の番号を、未採番の場合は一律で「9999999999999999999（22桁）」を入力 |
| 6 | 系統コード | なし | 事業者の実態情報 | 既採番の場合は実際の番号を、未採番の場合は電源の場合一律で「YYYYY（5桁）」を入力 |
| 7 | エリア名 | なし | 事業者の実態情報 | 系統コードの上1桁（下記参照）をもとに選択<br>系統接続するエリアが複数存在する場合は、主として系統接続するエリアを選択<br><br>参考：系統コードの上1桁<br>1.北海道 2.東北 3.東京 4.中部 5.北陸 6.関西 7.中国 8.四国 9.九州 |
| 8 | 同時最大受電電力［kW］ | あり | 事業者の実態情報 | 提出資料で確認できる電力量[kW]を入力。 そうでない場合は一律で「100000kW」と入力 |

## 容量市場システム上の入力項目（基本情報 安定電源のみ）

| No. | 項目 | 項目読替えの必要性 | 入力情報の種類 | 留意点 |
|---|---|---|---|---|
| 9 | 専用線オンライン／その他※1 | なし | 事業者の実態情報 | 調整機能が有の電源等詳細情報を登録する場合、専用線オンライン／その他を指定してください。 |

※1 「容量を提供する電源等の区分」にて変動電源を選択した場合は表示されません。

# 2.2 電源等情報の登録⑧
# 容量市場システム画面に登録する情報一覧（2/4）



■ 安定電源の場合、電源等情報登録の際、容量市場システムに登録する情報は下記のとおりです。

容量市場システム上の入力項目（詳細情報 安定電源）

| No. | 項目 | 項目読替えの必要性 | 入力情報の種類 | 留意点 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 号機単位の名称 | なし | 事業者の実態情報 | 電源等情報登録様式(D1)と同じ情報を入力 |
| 2 | 号機単位の所有者 | なし | 事業者の実態情報 | 電源等情報登録様式(D1)と同じ情報を入力 |
| 3 | 系統コード | なし | 事業者の実態情報 | 既採番の場合は実際の番号を、未採番の場合は電源の場合一律で「YYYYY（5桁）」を入力 |
| 4 | 電源種別の区分 | あり | 本機関の指定情報 | 一律で「99:その他」を選択 |
| 5 | 発電方式の区分 | あり | 本機関の指定情報 | 一律で「999:その他」を選択 |
| 6 | 設備容量［kW］ | あり | 事業者の実態情報 | 電源等情報登録様式(D1)の詳細情報「本オークションに参加可能な設備容量（送電端）」と同一の容量を入力 |
| 7 | 運開年月 | あり | 事業者の実態情報 | 電源等情報登録様式(D1)の供給力提供開始時期と同じ情報を入力 |
| 8 | 調整機能の有無 | なし | 事業者の実態情報 | 電源等情報登録様式(D1)と同じ情報を入力<br>調整機能「有」を選択した場合、余力活用に関する契約を締結したことがわかる書類（契約書の写し等）を実需給年度前年（時期は、別途公表）までに、容量市場システムにて提出してください。<br>調整機能「有」を選択した上で電源が落札された場合は、調整機能の詳細が判明次第、速やかに調整機能の詳細情報をメールにて提出してください。<br>注1 |
| 9 | 発電用の自家用電気工作物（余剰）の該当有無 | なし | 事業者の実態情報 | 電源等情報登録様式(D1)と同じ情報を入力 |
| 10 | FIT認定ID | なし | 事業者の実態情報 | 電源等情報登録様式(D1)と同じ情報を入力<br>参加登録の時点でFIT/FIP認定を受けている場合は、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）を容量市場システムにて提出してください。 |

注1 対象実需給年度前年（時期は、別途公表）までに調整機能の詳細を確定し、下記メールアドレスに電子メールにて提出してください。
電力広域的運営推進機関 容量市場 調整力設備量確認問合せ・提出窓口 メールアドレス：youryou_chouseiryoku@occto.or.jp

# 2.2 電源等情報の登録⑧
# 容量市場システム画面に登録する情報一覧（3/4）

対象業務「3.1.1 電源等情報の登録申込」



■ 安定電源の場合、電源等情報登録の際、容量市場システムに登録する情報は下記のとおりです。

容量市場システム上の入力項目（詳細情報 安定電源）

| No. | 項目 | 項目読替えの必要性 | 入力情報の種類 | 留意点 |
|---|---|---|---|---|
| 11 | 特定契約の終了年月 | なし | 本機関の指定情報 | FIT/FIP 認定IDを入力した場合特定契約の終了年月を西暦で入力 |
| 12 | 相対契約上の計画変更締切時間 | なし | 本機関の指定情報 | 入力不要 |
| 13 | 発電BGコード | なし | 本機関の指定情報 | 入力不要 |
| 14 | 需要BGコード･計画提出者コード | なし | 本機関の指定情報 | 入力不要 |
| 15 | 電源の起動時間 | なし | 本機関の指定情報 | 入力不要 |

# 2.2 電源等情報の登録⑧
# 容量市場システム画面に登録する情報一覧（4/4）



■ 変動電源の場合、電源等情報登録の際、容量市場システムに登録する情報は下記のとおりです。

容量市場システム上の入力項目（詳細情報 変動電源）

| No. | 項目 | 項目読替えの必要性 | 入力情報の種類 | 留意点 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 号機単位の名称 | なし | 事業者の実態情報 | 電源等情報登録様式(D1)と同じ情報を入力 |
| 2 | 号機単位の所有者 | なし | 事業者の実態情報 | 電源等情報登録様式(D1)と同じ情報を入力 |
| 3 | 系統コード | なし | 事業者の実態情報 | 既採番の場合は実際の番号を、未採番の場合は電源の場合一律で「YYYYY（5桁）」を入力 |
| 4 | 電源種別の区分 | あり | 本機関の指定情報 | 一律で「99:その他」 を選択 |
| 5 | 発電方式の区分 | あり | 本機関の指定情報 | 一律で「999:その他」を選択 |
| 6 | 設備容量［kW］ | あり | 事業者の実態情報 | 電源等情報登録様式(D1)の詳細情報「本オークションに参加可能な設備容量（送電端）」と同一の容量を入力 |
| 7 | 運開年月 | あり | 事業者の実態情報 | 電源等情報登録様式(D1)の供給力提供開始時期と同じ情報を入力 |
| 8 | FIT認定ID | なし | 事業者の実態情報 | 電源等情報登録様式(D1)と同じ情報を入力<br>参加登録の時点でFIT/FIP認定を受けている場合は、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）を容量市場システムにて提出してください。 |
| 9 | 特定契約の終了年月 | なし | 本機関の指定情報 | FIT /FIP認定IDを入力した場合特定契約の終了年月を西暦で入力 |
| 10 | 発電BGコード | なし | 事業者の実態情報 | 入力不要 |

# 2.2 電源等情報の登録⑨
# 本機関が指定する様式のアップロード方法



- 電源等情報登録様式(D1)等の様式は、「電源等情報登録申込画面」の「提出書類一覧」にて対象となるファイルを選択する形でアップロードしてください。
- 6ファイル以上のアップロードが必要となる場合は、p.41を参照してください。

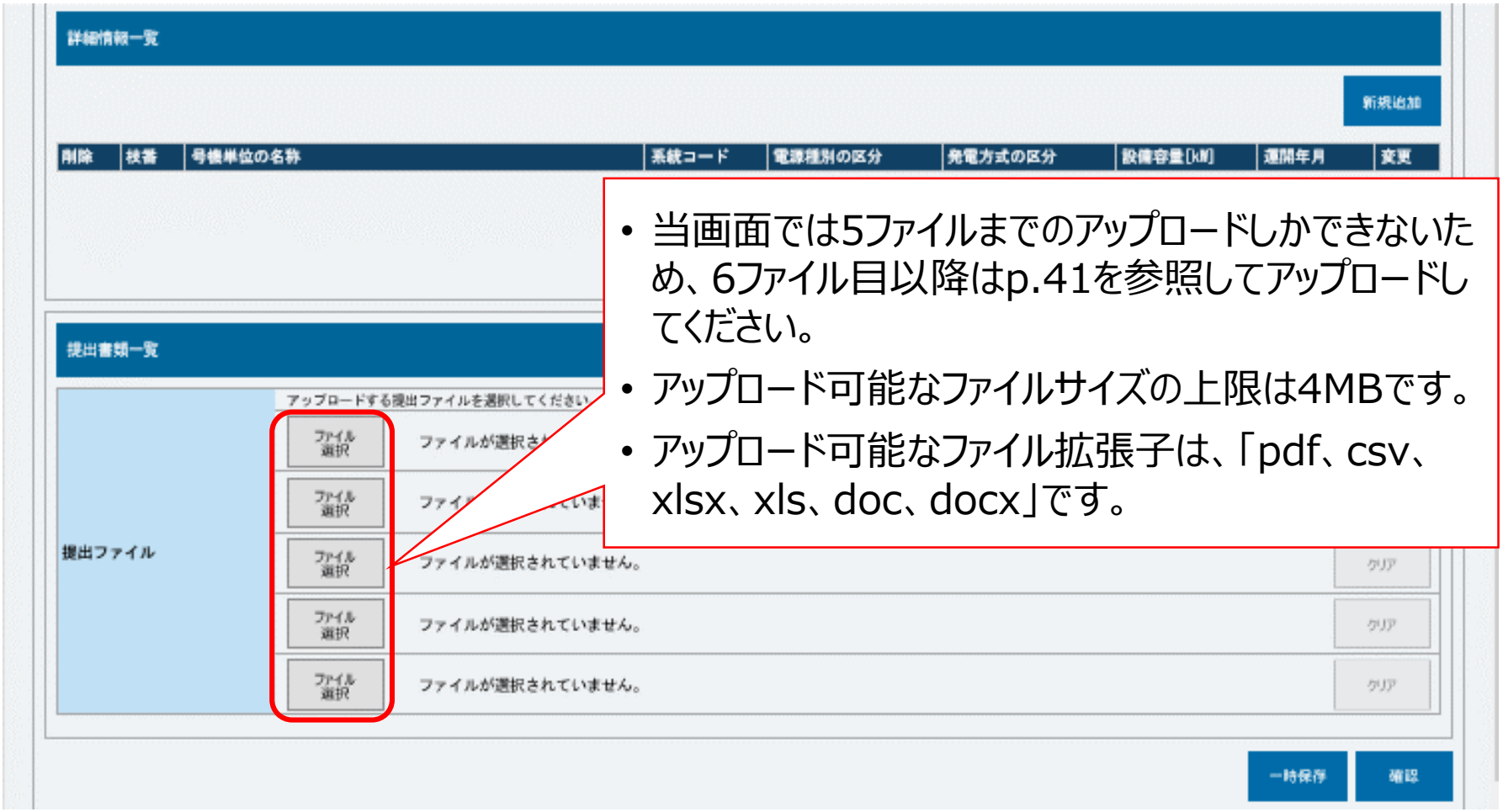


- 当画面では5ファイルまでのアップロードしかできないため、6ファイル目以降はp.41を参照してアップロードしてください。
- アップロード可能なファイルサイズの上限は4MBです。
- アップロード可能なファイル拡張子は、「pdf、csv、xlsx、xls、doc、docx」です。

# 2.2 電源等情報の登録⑩ ファイルの追加アップロード方法



- 本機関が指定する様式のアップロード、及び容量市場システムの画面上への情報登録を完了させると、電源等情報の仮申込が完了となります。
- この段階では仮申込のため、「電源等情報審査画面」より申込を完了してください。
- 様式を6ファイル以上アップロードする場合は、仮申込完了後の画面にて「提出書類追加」ボタンからアップロードしてください。

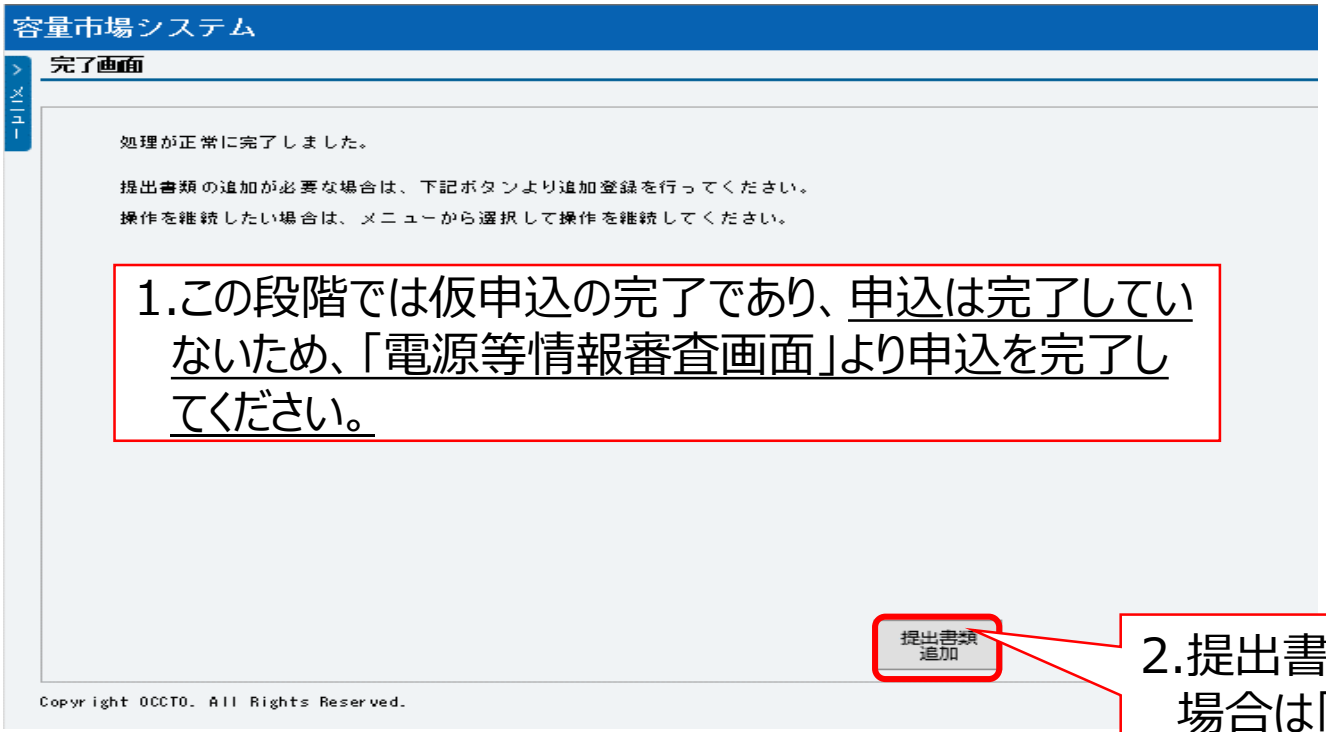


1.この段階では仮申込の完了であり、申込は完了していないため、「電源等情報審査画面」より申込を完了してください。

2.提出書類が6ファイル以上ある場合は「提出書類追加」ボタンからアップロードしてください。

# 2.2 電源等情報の登録⑪
# 仮申込となっている電源等情報の申込完了方法



■ 「電源等情報審査画面」にて仮申込のステータスとなっている電源等情報を検索の上、申込を完了させてください。

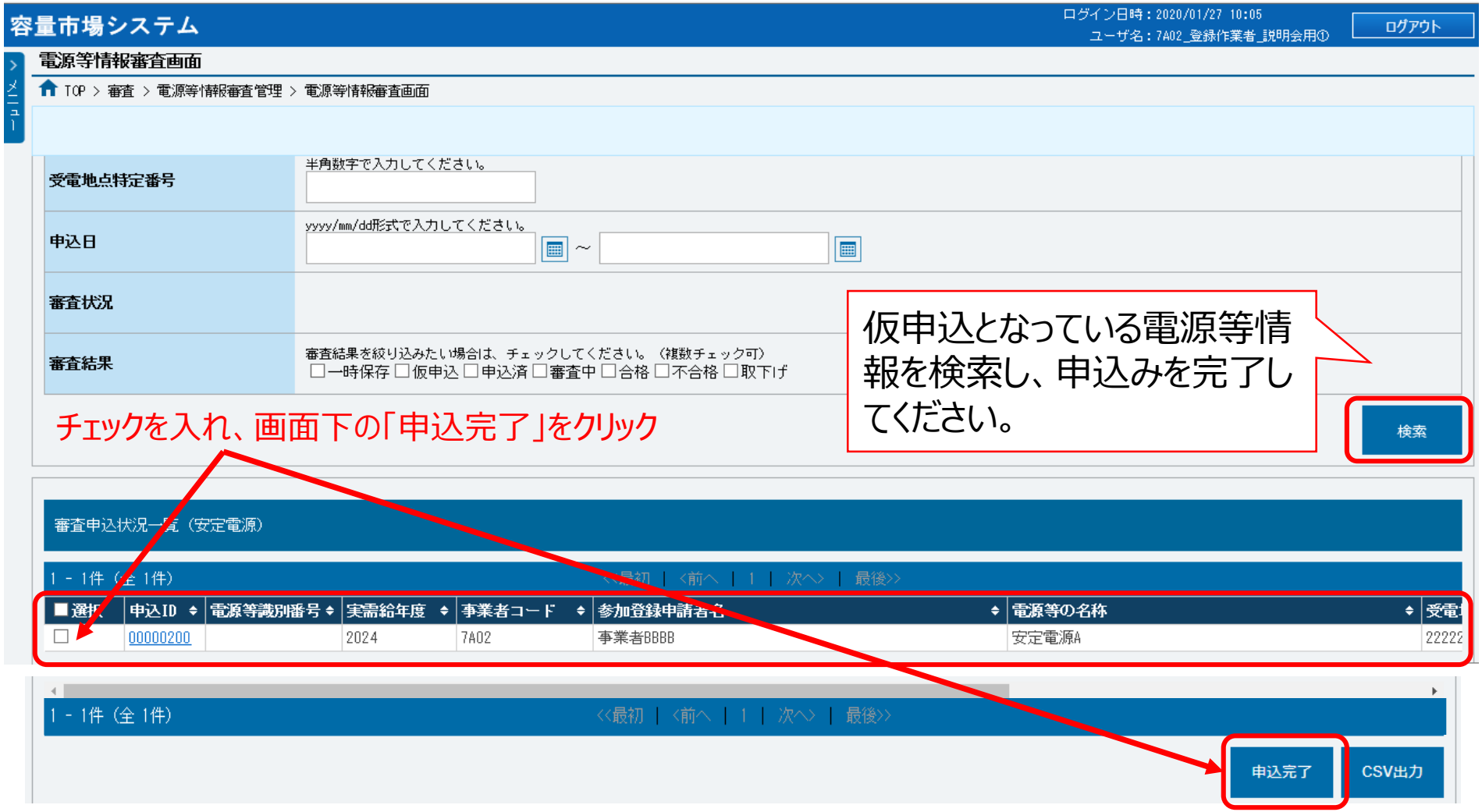

# 2.2 電源等情報の登録⑫
# 電源等情報の審査結果の確認方法

対象業務 「3.1.2 電源等情報の登録通知書の受領（合格）」
「3.1.3 電源等情報の登録の審査結果の確認(不合格)」
「3.1.4 電源等情報の登録の再申込」



- 電源等情報の審査結果は、合格、条件付き合格、不合格の3種類に分かれます。
  - 合格：必要な情報が正しく登録・提出されており、本オークションの参加要件を満たし、かつ証憑類の漏れや不備がない。
  - 条件付き合格：必要な情報が正しく登録・提出されており、本オークションの参加要件を満たすが、一部証憑類が合理的な理由により未提出である（追って証憑提出が必要となります。その際は、マニュアル3.2電源等情報の変更を参照ください）。
  - 不合格：必要な情報が正しく登録されていない、又は登録された情報が本オークションの参加要件を満たさない、あるいは必要な証憑類が未提出である（電源等情報を修正して再登録が必要となります）。
- 電源等情報の審査結果は、本機関が審査結果を付記して容量市場システムにアップロードする「電源等情報登録様式(D1)」にて確認してください。
- 電源等情報全体の審査結果と別に項目単位の審査結果も記入しますので、不備の内容等を確認してください。

1.電源等情報全体の審査結果（合格、条件付き合格、不合格）は、本機関がアップロードする電源等情報登録様式(D1)上部の欄を確認してください。

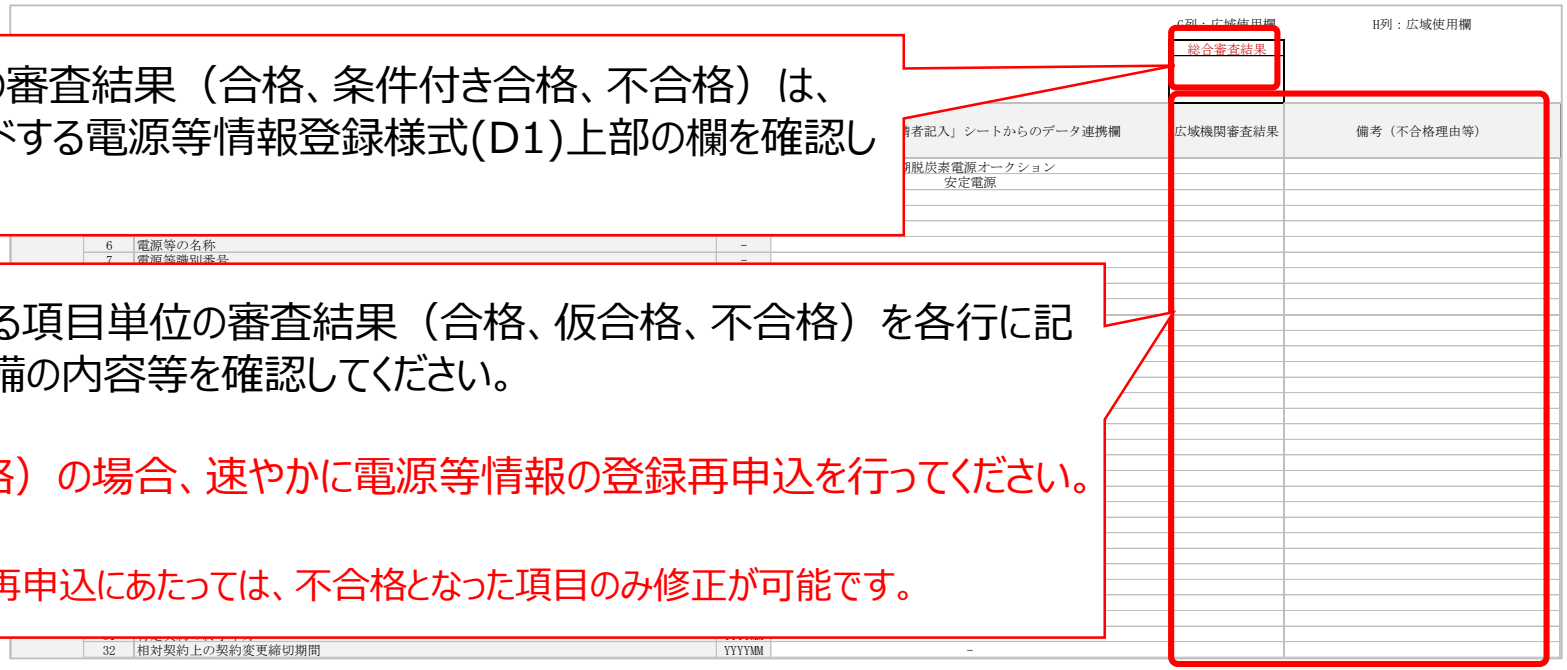


2.電源等情報における項目単位の審査結果（合格、仮合格、不合格）を各行に記載しているので、不備の内容等を確認してください。

3.審査結果（不合格）の場合、速やかに電源等情報の登録再申込を行ってください。

■ 留意点
✓ 電源等情報の登録再申込にあたっては、不合格となった項目のみ修正が可能です。

# 2.2 電源等情報の登録⑬
# 同時落札条件付き電源の追加対応

対象業務 「3.1.2 電源等情報の登録通知書の受領（合格）」



- 同時落札条件付き電源の場合、電源等情報の審査合格後に採番された同時落札条件の相手先電源の電源等識別番号を「電源等情報登録様式(D1)」の所定の箇所に追記し、再度容量市場システムにアップロードしてください（約定処理に必要となるためです）。

参加登録者申請記入シート

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 90 | 81 | | | | |
| 91 | 82 | 発電BGコード(1) | | | |
| 92 | 83 | 発電BGコード(2) | | | |
| 93 | 84 | 発電BGコード(3) | | | |
| 94 | 85 | 発電BGコード(4) | | | |
| 95 | 86 | 発電BGコード(5) | | | |
| 96 | 87 | 電源の起動時間 | | | |
| 97 | 88 | 環境アセスメント完了年度(見込みを含む) | | 年度 | 2021 |
| 98 | 89 | 同時落札条件の対象有無 | | - | 有 |
| 99 | 90 | 同時落札条件の対象となる相手先電源(1) | 相手先電源を提供する事業者の事業者コード | - | abcde |
| 100 | 91 | | 相手先電源の名称 | - | XXX発電所 |
| 101 | 92 | | 相手先の電源等識別番号 | - | 9987654321 |
| 102 | 93 | 同時落札条件の対象となる相手先電源(2) | 相手先電源を提供する事業者の事業者コード | - | |
| 103 | 94 | | 相手先電源の名称 | - | |
| 104 | 95 | | 相手先の電源等識別番号 | - | |
| 105 | 96 | 同時落札条件の対象となる相手先電源(3) | 相手先電源を提供する事業者の事業者コード | - | |
| 106 | 97 | | 相手先電源の名称 | - | |
| 107 | 98 | | 相手先の電源等識別番号 | - | |
| 108 | 99 | 同時落札条件の対象となる相手先電源(4) | 相手先電源を提供する事業者の事業者コード | - | |
| 109 | 100 | | 相手先電源の名称 | - | |

1. 同時落札条件の相手先電源が電源等情報の審査に合格後、相手先電源の電源等識別番号を追記してください。

2. 各電源等識別番号を追記後、再度電源等情報登録様式(D1)を容量市場システムにアップロードしてください。

※ なお、参加登録を行っている電源の電源等識別番号は、審査合格後に本機関が入力するため、入力不要です。

# 2.3 期待容量の登録①
# 期待容量登録業務の流れ

対象業務「 4.1 期待容量の登録手続き」



■ 本節では、期待容量の登録業務について容量市場システム画面と合わせて説明します。（期待容量の変更業務は、登録業務と手順が重複すること等に鑑みて本資料での説明対象からは割愛します）

## 本業務マニュアル

**第1章 はじめに**
1.1 本業務マニュアルの構成
1.2 長期脱炭素電源オークションへの登録が可能な電源等
1.3 容量市場システムの利用に向けた事前手続き
**第2章 事業者情報**
2.1 事業者情報の登録手続き
2.2 事業者情報の変更手続き
2.3 事業者情報の取消手続き
**第3章 電源等情報**
3.1 電源等情報の登録手続き
3.2 電源等情報の変更手続き
3.3 電源等情報の取消手続き
**第4章 期待容量**
4.1 期待容量の登録手続き
4.2 期待容量の変更手続き
**第5章 応札**
5.1 応札準備
5.2 電源ごとの応札
**第6章 容量確保契約**
6.1 容量確保契約書の締結
**Appendix**

本資料2.3の説明対象

本資料では説明割愛（業務マニュアルを参照ください）

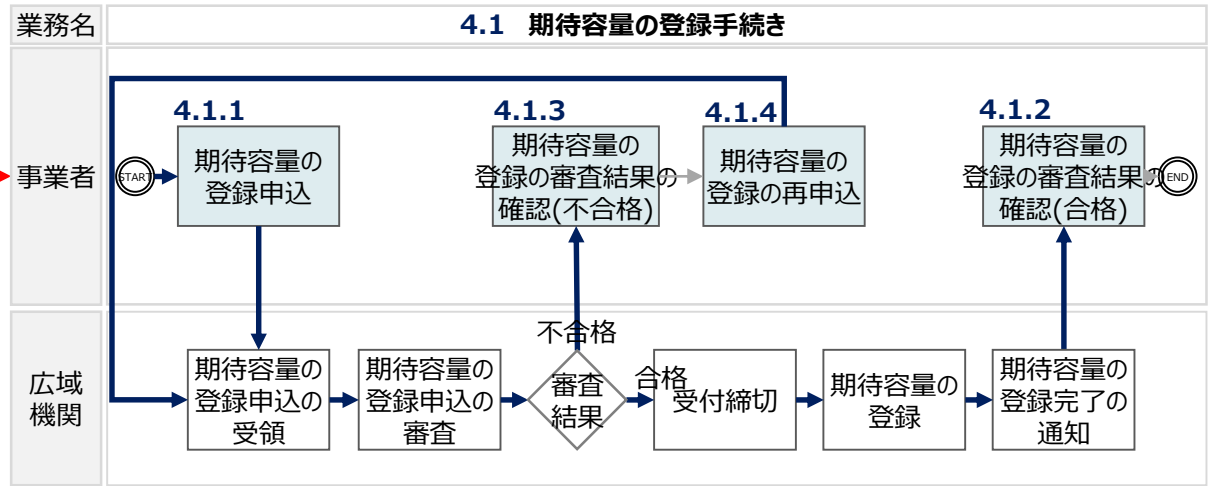

# 2.3 期待容量の登録②
# 期待容量の登録手順

対象業務
「 4.1.1 期待容量の登録手続き」



- 本オークションの期待容量の登録では、本機関が指定する期待容量情報に係る期待容量等算定諸元一覧を容量市場システムにアップロードする形で情報を登録してください。
- 上記に加えて、容量市場システム上にも必要な情報を別途入力してください（容量市場システム上の処理を進めるための対応となります）。

期待容量登録
に係る登録様式

期待容量等
算定諸元一覧

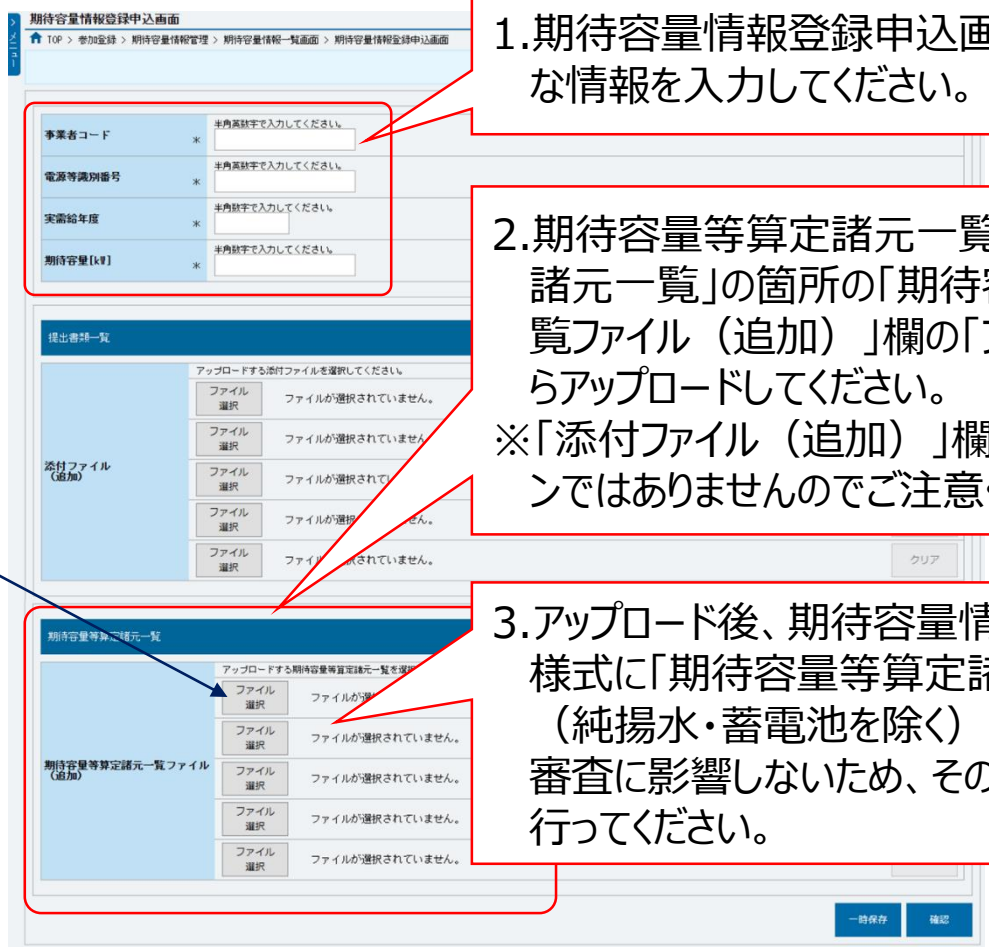


1.期待容量情報登録申込画面の入力欄に、必要な情報を入力してください。（p.51参照）

2.期待容量等算定諸元一覧は、「期待容量算定諸元一覧」の箇所の「期待容量等算定諸元一覧ファイル（追加）」欄の「ファイル選択」ボタンからアップロードしてください。
※「添付ファイル（追加）」欄の「ファイル選択」ボタンではありませんのでご注意ください。

3.アップロード後、期待容量情報登録申込画面の様式に「期待容量等算定諸元一覧（安定電源（純揚水・蓄電池を除く））」と表示されますが、審査に影響しないため、そのまま後続の手続きを行ってください。

# 2.3 期待容量の登録③
# 発電方式に応じた期待容量等算定諸元一覧のファイル指定

対象業務
「 4.1.1 期待容量の登録手続き」



期待容量等算定諸元一覧には発電方式に応じた3種類のファイルがありますので、適切なファイルを使用して期待容量を算定してください。

【応札年度2025年度向け 参加登録時の提出資料（当機関指定様式）】
https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/youryousystem_sankatouroku/2025_long.html

**◆安定電源**

- 発電方式が**蓄電池・揚水・長期エネルギー貯蔵システム以外**の場合

  「期待容量等算定諸元一覧（応札年度：2025年度）**安定電源（蓄電池・揚水・LDES以外）**」を使用します。

- 発電方式が**蓄電池・揚水・長期エネルギー貯蔵システム**の場合

  「期待容量等算定諸元一覧（応札年度：2025年度）**安定電源（蓄電池・揚水・LDES）**」を使用します。

**◆変動電源**

- 発電方式が**変動電源**の場合

  「期待容量等算定諸元一覧（応札年度：2025年度）**変動電源**」を使用します。

# 2.3 期待容量の登録④
# 期待容量の算定手順



対象業務
「 4.1.1 期待容量の登録手続き」

- 期待容量等算定諸元一覧を本機関ホームページからダウンロードし、「各月の供給力の最大値」等の入力項目を入力すると、期待容量が算出されます。
- 上記の期待容量を容量市場システムに登録してください。

入力箇所(期待容量登録時)　追加入力箇所(応札容量登録時)　エラー時

期待容量等算定諸元一覧（対象応札年度：2025年度）

| | |
|---|---|
| 対象電源種 | 【新設・リプレース等】火力(LNG専焼、水素10%以上混焼、水素専焼、アンモニア専焼)、水力（貯水式<br>安全対策投資、地熱、バイオマス(専焼)<br>【既設火力の改修】水素10%以上の混焼にするための改修、水素専焼にするための改修、アンモニア20%<br>焼にするための改修、CO2を20%以上かつ最大限回収するCCS付火力にするための改修、既設火力の化石kW部分の全て<br>改修 |

会社名：

| 項目 | 事業者入力 | | | | | | | | | | | | 単位 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 電源等識別番号 | 0000000000 | | | | | | | | | | | | |
| 容量を提供する電源等の区分 | 安定電源 | | | | | | | | | | | | |
| 新設・リプレース等/既設火力の改修 | 新設 | | | | | | | | | | | | |
| 電源種別 | 地熱 | | | | | | | | | | | | |
| エリア名 | 東北 | | | | | | | | | | | | |
| 本オークションに参加可能な設備容量(送電端) | 500,001 | | | | | | | | | | | | kW |
| 各月の供給力の最大値 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | kW |
| 期待容量 | 500,000 | | | | | | | | | | | | kW |
| 提供する各月の供給力 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| | | | | | | | | | | | | | kW |
| 応札容量 | 0 | | | | | | | | | | | | kW |
| 制度適用期間 | | | | | | | | | | | | | 年間 |

期待容量等算定諸元一覧には、**整数値で入力**してください（仮に、小数値で入力された場合においても、算定処理は整数値で算定されます）。

この欄に事業者名を入力

この欄に発電方式に応じた項目を入力

期待容量として容量市場システムに登録
（上記項目を入力すると、自動計算されます）

期待容量の登録時は入力不要

※上記はイメージとして安定電源（揚水・蓄電池・LDES以外）を掲載

# 2.3 期待容量の登録⑤
# 期待容量等算定諸元一覧への入力方法

対象業務
「 4.1.1 期待容量の登録手続き」



- 期待容量等算定諸元一覧への入力方法等については、併せて公表している「(参考資料)期待容量等算定諸元一覧作成についての補足説明（応札年度:2025年度）」を参照してください。
  https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/youryousystem_sankatouroku/2025_long.html

期待容量等算定諸元一覧への入力方法等については、必ずこちらをご確認ください。

# 2.3 期待容量の登録⑥
# 期待容量等算定諸元一覧のアップロード

対象業務
「 4.1.1 期待容量の登録手続き」



■ 期待容量算定に使用した期待容量等算定諸元一覧は、容量市場システムにアップロードしてください。

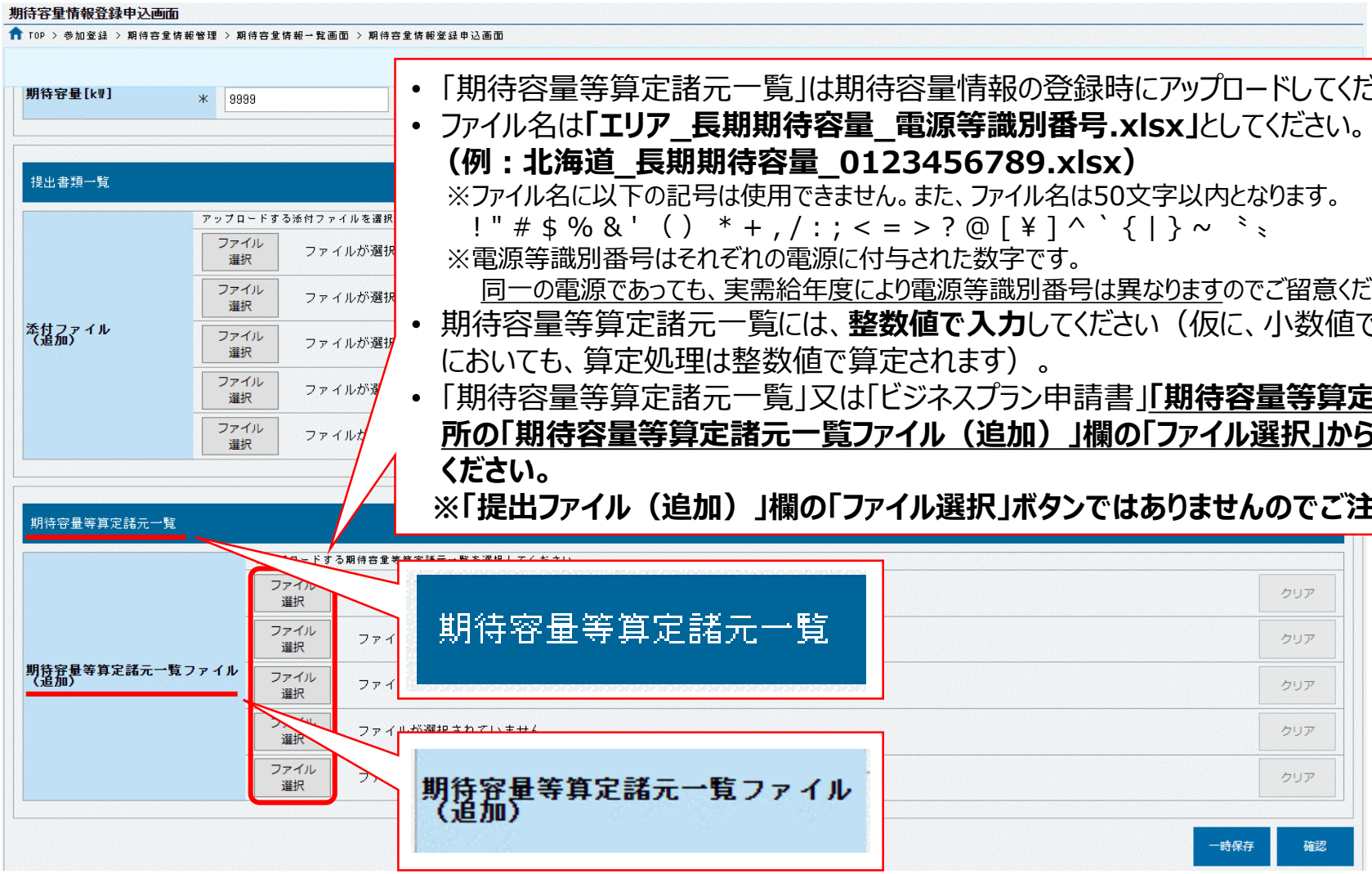


- 「期待容量等算定諸元一覧」は期待容量情報の登録時にアップロードしてください。
- ファイル名は**「エリア_長期期待容量_電源等識別番号.xlsx」**としてください。
  **（例：北海道_長期期待容量_0123456789.xlsx）**
  ※ファイル名に以下の記号は使用できません。また、ファイル名は50文字以内となります。
  ！" # $ % & ' （ ） ＊ + , / : ; < = > ? @ [ ¥ ] ^ ` { | } ~ 〝〟
  ※電源等識別番号はそれぞれの電源に付与された数字です。
  同一の電源であっても、実需給年度により電源等識別番号は異なりますのでご留意ください。
- 期待容量等算定諸元一覧には、**整数値で入力**してください（仮に、小数値で入力された場合においても、算定処理は整数値で算定されます）。
- 「期待容量等算定諸元一覧」又は「ビジネスプラン申請書」**「期待容量等算定諸元一覧」の箇所の「期待容量等算定諸元一覧ファイル（追加）」欄の「ファイル選択」からアップロードしてください。**
  **※「提出ファイル（追加）」欄の「ファイル選択」ボタンではありませんのでご注意ください。**

# 2.3 期待容量の登録⑦
# 容量市場システム画面への情報登録方法

対象業務
「 4.1.1 期待容量の登録手続き」



■ 期待容量情報登録申込画面に、以下の必要項目を登録してください。

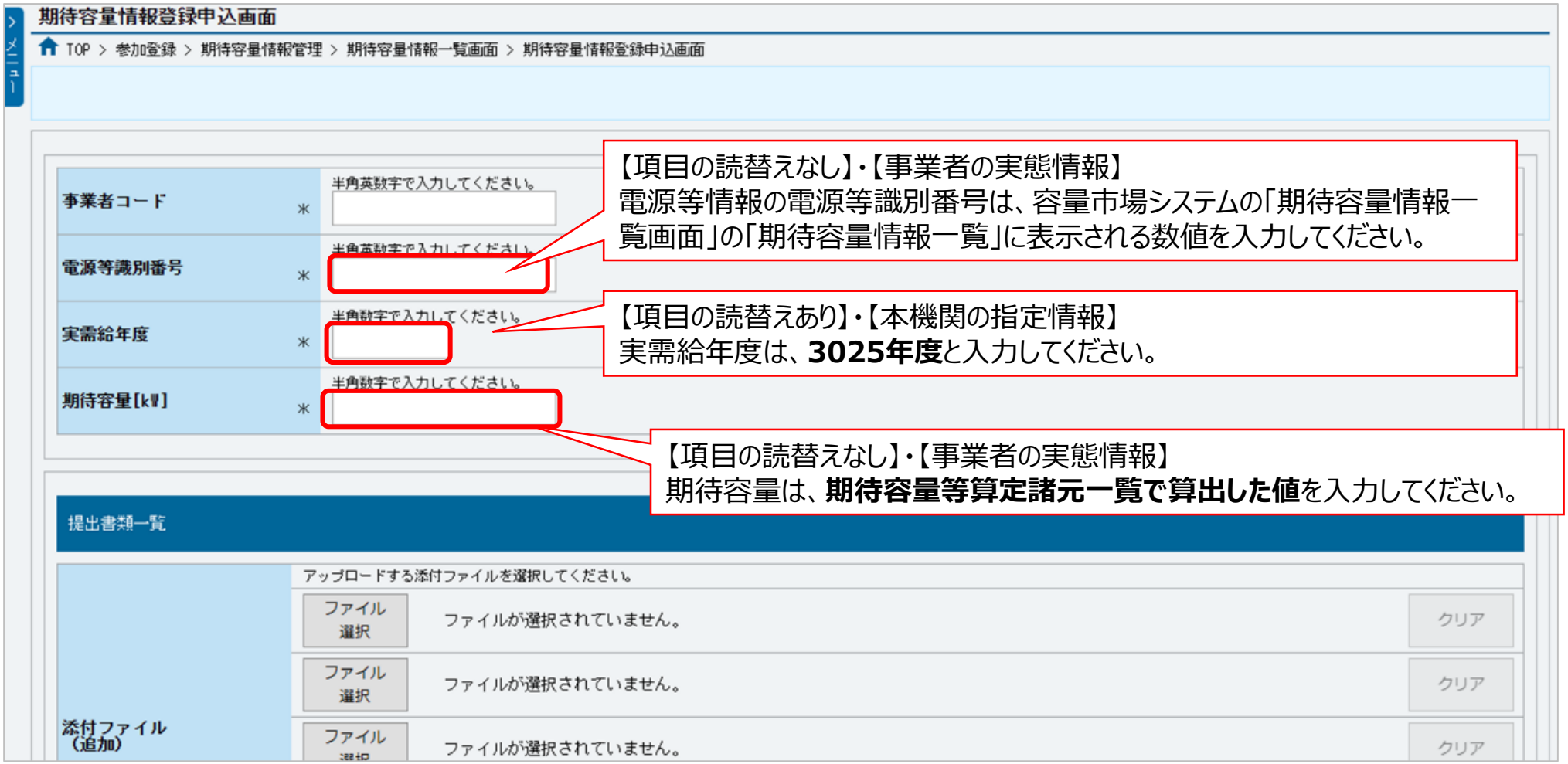


【項目の読替えなし】・【事業者の実態情報】
電源等情報の電源等識別番号は、容量市場システムの「期待容量情報一覧画面」の「期待容量情報一覧」に表示される数値を入力してください。

【項目の読替えあり】・【本機関の指定情報】
実需給年度は、**3025年度**と入力してください。

【項目の読替えなし】・【事業者の実態情報】
期待容量は、**期待容量等算定諸元一覧で算出した値**を入力してください。

# 2.3 期待容量の登録⑧
# 期待容量の申込完了処理（1/2）

対象業務
「 4.1.1 期待容量の登録手続き」



- 期待容量の登録申込の際、「実行」ボタンを押下すると、「仮申込」のステータスとなります。
- このステータスでは審査されませんので、必ず「申込完了」の手続きを実施してください。

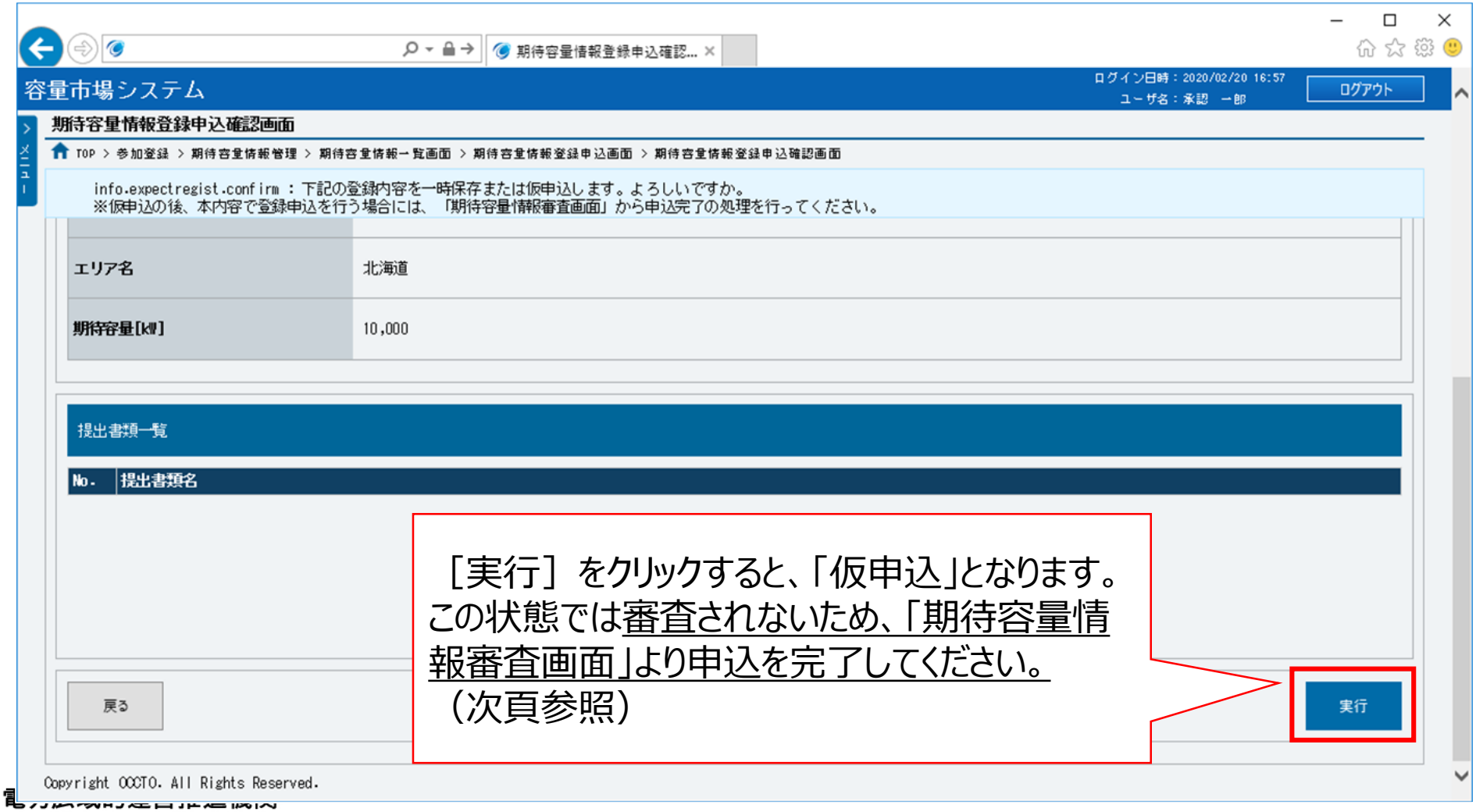


［実行］をクリックすると、「仮申込」となります。
この状態では審査されないため、「期待容量情報審査画面」より申込を完了してください。
（次頁参照）

# 2.3 期待容量の登録⑨
# 期待容量の申込完了処理（2/2）

対象業務
「 4.1.1 期待容量の登録手続き」



■ 「仮申込」のステータスの情報は、期待容量審査画面にて「申込完了」の手続きが必要です。

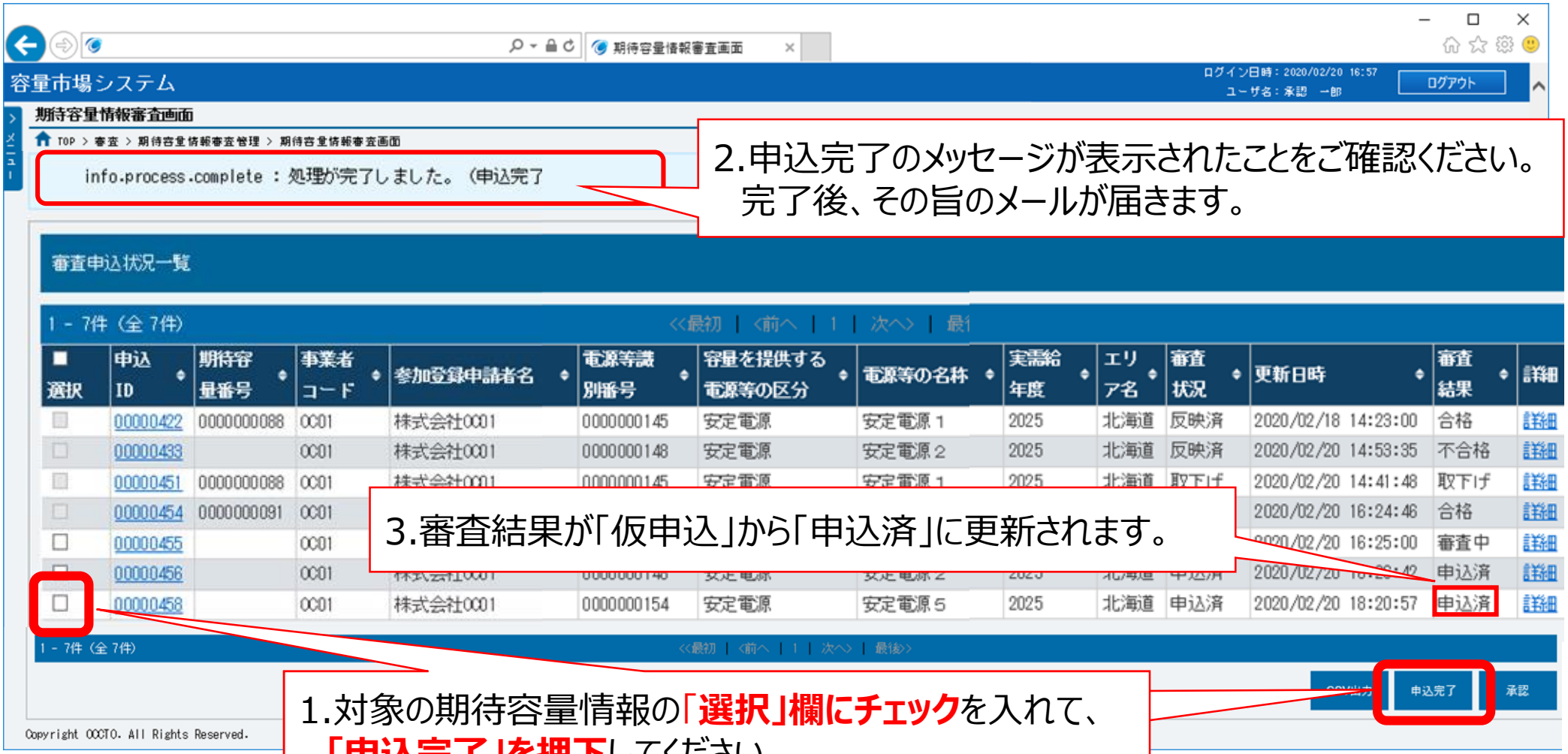

# 2.3 期待容量の登録⑩
# 期待容量登録の審査後の手続きに係る留意点

対象業務「4.1.2 期待容量の登録の審査結果の確認（合格）」
「4.1.3 期待容量の登録の審査結果の確認（不合格）」



- 期待容量の登録申込期日までに申込があった電源が審査対象となります。期日までに申込されていない場合は応札ができませんのでご注意ください。
- 審査においては、提出書類及び入力情報に不備がないか確認します。
- 不備が判明した場合（不合格の場合）は、その都度通知します。
- 不合格となった場合、申込期日以降も再申込を受付けます(連絡が取れない等、本機関が不備解消の見込みがないと判断した場合を除く）。
- 合格の場合は、期待容量の登録受付期間終了後に通知します。
- 一度合格となった期待容量については、約定結果が公表されるまで変更はできません（合理的な理由があると本機関が認めた場合を除く）。

| 参加登録・審査期間 | 概要 |
|---|---|
| 2025年10月14日（火）～ 2025年10月17日（金） | 事業者情報の登録受付期間 |
| 2025年10月14日（火）～ 2025年10月22日（水） | 事業者情報の審査期間 |
| 2025年10月20日（月）～ 2025年10月24日（金） | 電源等情報の登録受付期間 |
| 2025年10月27日（月）～ 2025年12月09日（火） | 電源等情報の審査期間 |
| 2025年12月10日（水）～ 2025年12月16日（火） | 期待容量の登録受付期間 |
| 2025年12月17日（水）～ 2025年12月26日（金） | 期待容量の審査期間 |

各段階で、設定された期日を守るようにしてください。

# 目次



**第1章　はじめに**
1.1 本資料の説明内容
1.2 容量市場システムの利用について
**第2章　参加登録**
2.1 事業者情報の登録
2.2 電源等情報の登録
2.3 期待容量の登録
**第3章　応札**
3.1 応札の手続
3.2 応札の手順
3.3 期待容量等算定諸元一覧等の登録
3.4 応札における留意点
**第4章　容量確保契約書の締結**
4.1 容量確保契約書の締結に係る手続
4.2 容量確保契約書の記載内容の確認
4.3 容量確保契約書の記名・押印・返送
**第5章　補足情報**
5.1 本オークションに関するお問合せ連絡先
5.2 規定様式のない証憑
5.3 FAQ

# 3.1 応札の手続
# 応札業務の流れ



- 本節では、応札情報の登録業務について容量市場システム画面と合わせて説明します。（監視完了連絡、約定結果の受領は事業者側で対応する業務が存在しないことに鑑みて本資料での説明対象からは割愛します）

本業務マニュアル

**第1章　はじめに**
1.1 本業務マニュアルの構成
1.2 長期脱炭素電源オークションへの登録が可能な電源等
1.3 容量市場システムの利用に向けた事前手続き
**第2章　事業者情報**
2.1 事業者情報の登録手続き
2.2 事業者情報の変更手続き
2.3 事業者情報の取消手続き
**第3章　電源等情報**
3.1 電源等情報の登録手続き
3.2 電源等情報の変更手続き
3.3 電源等情報の取消手続き
**第4章　期待容量**
4.1 期待容量の登録手続き
4.2 期待容量の変更手続き
**第5章　応札**
5.1 応札準備
5.2 電源ごとの応札
**第6章　容量確保契約**
6.1 容量確保契約書の締結
**Appendix**

本資料3の説明対象

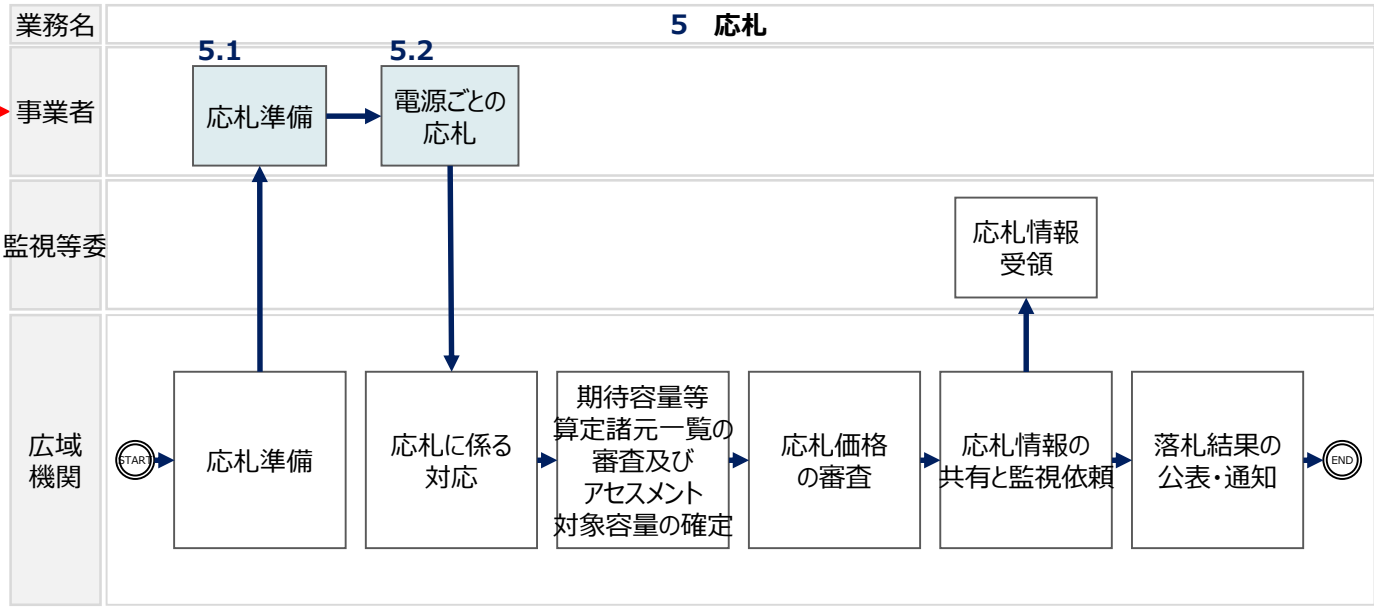

# 3.2 応札の手順①
# 応札に係るスケジュール



- 応札に係るスケジュールは以下の通りです。
- 長期脱炭素電源オークション参加資格通知書は、応札受付開始期間の前営業日（2026年1月16日）までに通知いたします。
- 応札情報（価格・容量）は応札の受付期間（2026年1月19日～1月26日）に登録してください。
- 応札に用いた期待容量等算定諸元一覧は応札容量を記入し、応札受付期間終了後（2026年1月27日～2月3日）に登録してください。　※期待容量登録時と同一の内容でも、上記期間に再度登録してください。応札には、応札用のファイル名称に更新された期待容量等算定諸元一覧が必要です。
- 応札受付期間終了後に期待容量等算定諸元一覧に併せて、物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法を提出してください。
- 約定結果の公表後、速やかに応札フォーマットを提出してください。

| 期間 | 概要 |
|---|---|
| 2026年01月16日（金） | 長期脱炭素電源オークション参加資格通知書の通知 |
| 2026年01月19日（月） | 応札　受付開始 |
| 2026年01月26日（月） | 応札　受付終了 |
| 2026年01月27日（火） | 「応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧」及び「物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法」の登録　受付開始 |
| 2026年02月03日（火） | 「応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧」及び「物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法」の登録　受付終了 |
| 2026年度 | 約定結果の公表、応札フォーマットの提出 |

# 3.2 応札の手順②
# 応札容量の算定手順



- 期待容量の算定に用いた期待容量等算定諸元一覧を容量市場システムからダウンロードし、「提供する各月の供給力」を入力すると、応札容量が算出されます。この応札容量を容量市場システムに登録してください。
- また、希望する制度適用期間を20年以上の整数値で入力してください。

入力箇所(期待容量登録時)　追加入力箇所(応札容量登録時)　エラー時

**2025年度 応札用**

期待容量等算定諸元一覧（対象応札年度：2025年度）

| | |
|---|---|
| 対象電源種 | 【新設・リプレース等】火力(LNG専焼、水素10%以上混焼、水素専焼、アンモニア専焼)、水力（貯水式・調整式）、原子力、既設の原子力電源の安全対策投資、地熱、バイオマス(専焼)<br>【既設火力の改修】水素10%以上の混焼にするための改修、水素専焼にするための改修、アンモニア20%以上の混焼にするための改修、アンモニア専焼にするための改修、$CO_2$を20%以上かつ最大限回収するCCS付火力にするための改修、既設火力の化石kW部分の全てをバイオマス化するための改修 |

会社名：

| 項目 | 事業者入力 | | | | | | | | | | | | 単位 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 電源等識別番号 | 0000000000 | | | | | | | | | | | | |
| 容量を提供する電源等の区分 | 安定電源 | | | | | | | | | | | | |
| 新設・リプレース等/既設火力の改修 | 新設 | | | | | | | | | | | | |
| 電源種別 | 地熱 | | | | | | | | | | | | |
| エリア名 | 東北 | | | | | | | | | | | | |
| 本オークションに参加可能な設備容量(送電端) | 500,001 | | | | | | | | | | | | kW |
| 各月の供給力の最大値 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | kW |
| 期待容量 | 500,000 | | | | | | | | | | | | kW |
| 提供する各月の供給力 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | 500,000 | kW |
| 応札容量 | 500,000 | | | | | | | | | | | | kW |
| 制度適用期間 | 20 | | | | | | | | | | | | 年間 |

※上記様式は例として安定電源（揚水・蓄電池・LDES以外）を掲載

期待容量の登録時に入力済（変更不可）

この欄に入力
（1kW単位の整数値）
※各月の供給力の最大値を上限に、任意の値を入力してください。
なお、この値がアセスメント対象容量になります。

応札容量として容量市場システムに登録（提供する各月の供給力への入力で、自動計算されます）

この欄に入力
（1年単位の整数値）
※20年以上の整数値を入力してください。

# 3.2　応札の手順③
# 応札容量及び応札価格の登録手順

■ 応札情報登録画面に、必要項目を登録してください。

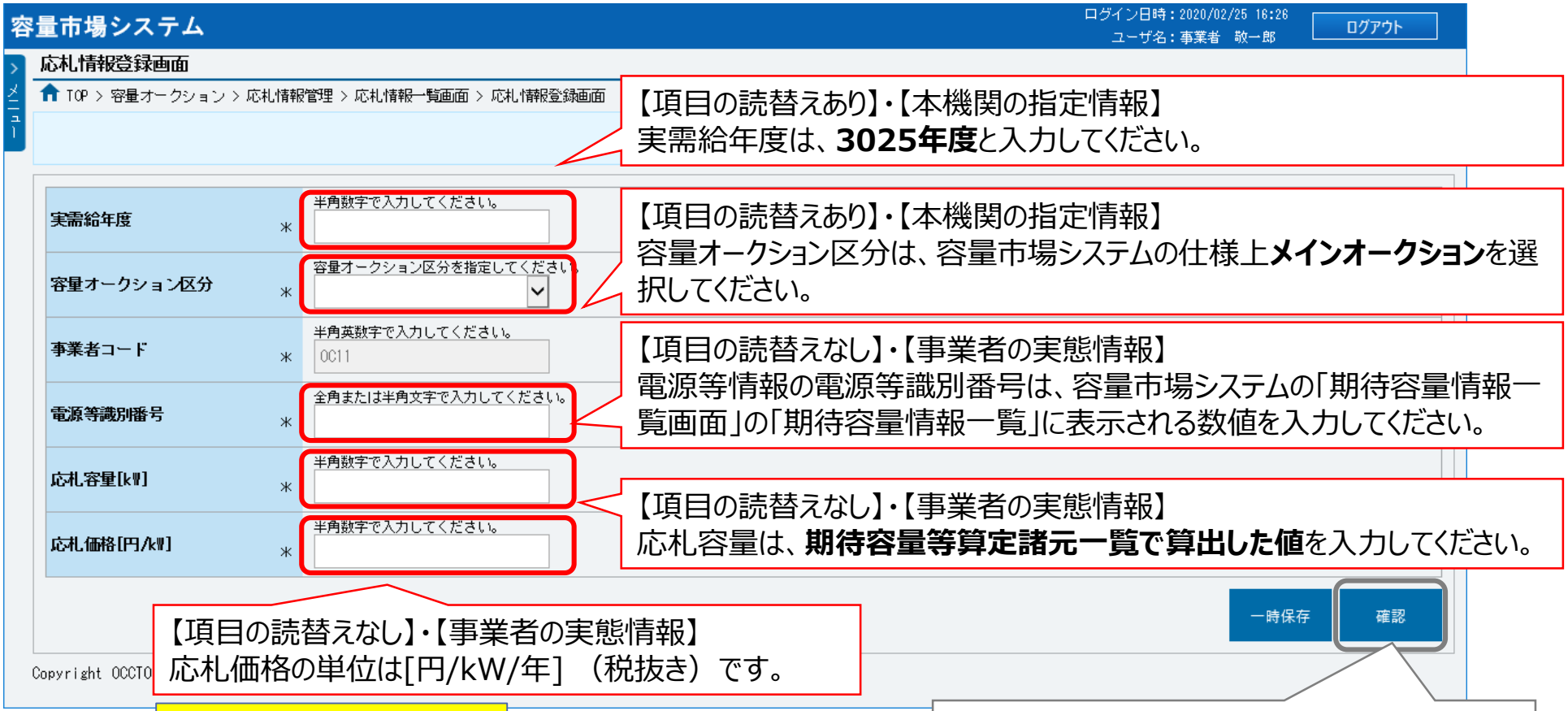


【項目の読替えあり】・【本機関の指定情報】
実需給年度は、**3025年度**と入力してください。

【項目の読替えあり】・【本機関の指定情報】
容量オークション区分は、容量市場システムの仕様上**メインオークション**を選択してください。

【項目の読替えなし】・【事業者の実態情報】
電源等情報の電源等識別番号は、容量市場システムの「期待容量情報一覧画面」の「期待容量情報一覧」に表示される数値を入力してください。

【項目の読替えなし】・【事業者の実態情報】
応札容量は、**期待容量等算定諸元一覧で算出した値**を入力してください。

【項目の読替えなし】・【事業者の実態情報】
応札価格の単位は[円/kW/年]（税抜き）です。

**2024年度からの変更点**

「確認」を押下した後、次画面で「実行」を押下すると登録が完了します。

# 3.2 応札の手順④
# 応札情報の登録完了の確認



- 下記画面が表示されたら応札情報の登録完了となります。
- 応札情報の登録期間終了後には、期待容量等算定諸元一覧及び物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法を登録する必要がありますので、 本資料p.61～p.66を参照してください。

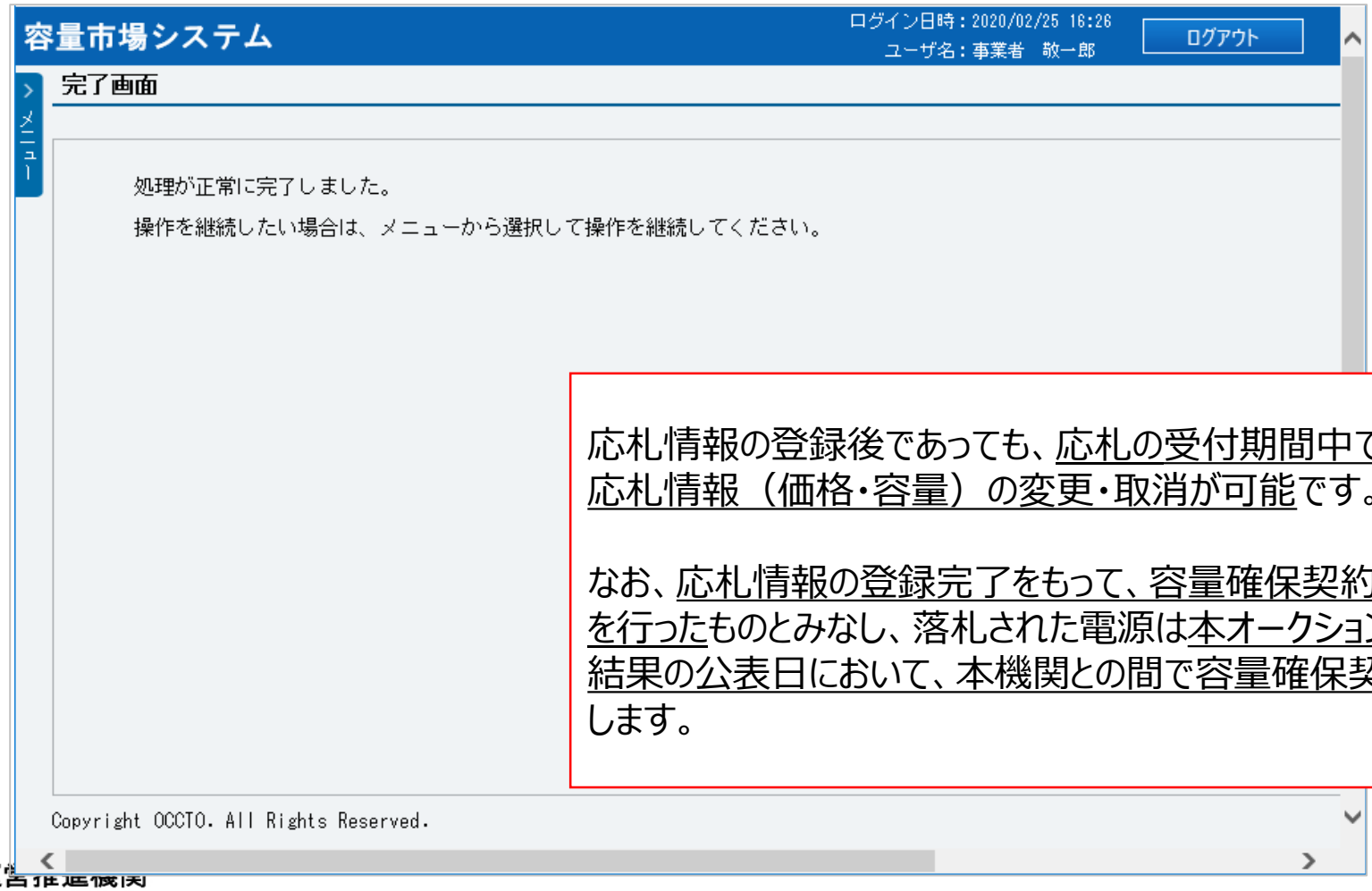


応札情報の登録後であっても、応札の受付期間中であれば、応札情報（価格・容量）の変更・取消が可能です。

なお、応札情報の登録完了をもって、容量確保契約の申込みを行ったものとみなし、落札された電源は本オークションの約定結果の公表日において、本機関との間で容量確保契約が成立します。

# 3.3 期待容量等算定諸元一覧等の登録①
# 物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法の登録方法

対象業務
「5.2 電源ごとの応札」



- 本年度より物価・金利変動等に伴う契約単価の補正にあたり、応札価格に含まれる費用ごとの補正要否などを記載する物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法の提出を求めます。
- 応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧の提出期間に併せて、物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法を提出してください。
- 物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法は提出期間終了以降は変更できません。

■ 物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法としての登録項目

**2024年度からの変更点**

全電源共通の登録項目

| 費用項目 | 補正要否 | 備考 |
|---|---|---|
| 資本費 | 登録項目 | 資本費の補正要否を入力 |
| 運転維持費 | | 運転維持費の補正要否を入力 |
| 資本コスト | | 資本コストの補正要否を入力<br>※建設工事費デフレーターによる補正と金利による補正の要否を2か所選択 |
| 可変費 | | 可変費の補正要否を入力<br>※水素・アンモニア専焼/混焼、CCS付火力のみ選択可能<br>※補正に用いる貿易統計価格の燃料種(LNG/石炭)も選択 |
| 契約単価全体 | 登録不要 | 資本費・運転維持費・資本コスト・可変費のすべての補正が不要の場合は、契約単価全体の補正が自動選択 |

可変費の補正を選択した場合の登録項目

| 対象 | 情報項目 | | 備考 |
|---|---|---|---|
| 水素・アンモニア | 水素・アンモニアの種別 | 登録項目 | グレー・ブルー/グリーンを入力 |
| | 補正の種別 | | グレー・ブルーを選択した場合のみマーケット連動/エスカレ補正を入力 |
| | 天然ガス価格指標 | | マーケット連動を選択した場合のみHH/ブレントを入力 |
| | 天然ガス/電気の調達国 | | 天然ガス/電気を調達する国・地域を入力 |
| CCS付火力 | 貯留方法 | | 国内貯留/海外貯留を入力 |
| | 貯留対象国 | | 海外貯留を選択した場合のみ貯留する国・地域を入力 |



**提出期間以降は制度適用期間終了年度まで、物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法(登録項目)は変更不可**

# 3.3 期待容量等算定諸元一覧等の登録②
# 期待容量等算定諸元一覧等のアップロード

対象業務
「5.2 電源ごとの応札」



■ 期待容量等算定諸元一覧及び物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法は、容量市場システムにアップロードしてください。

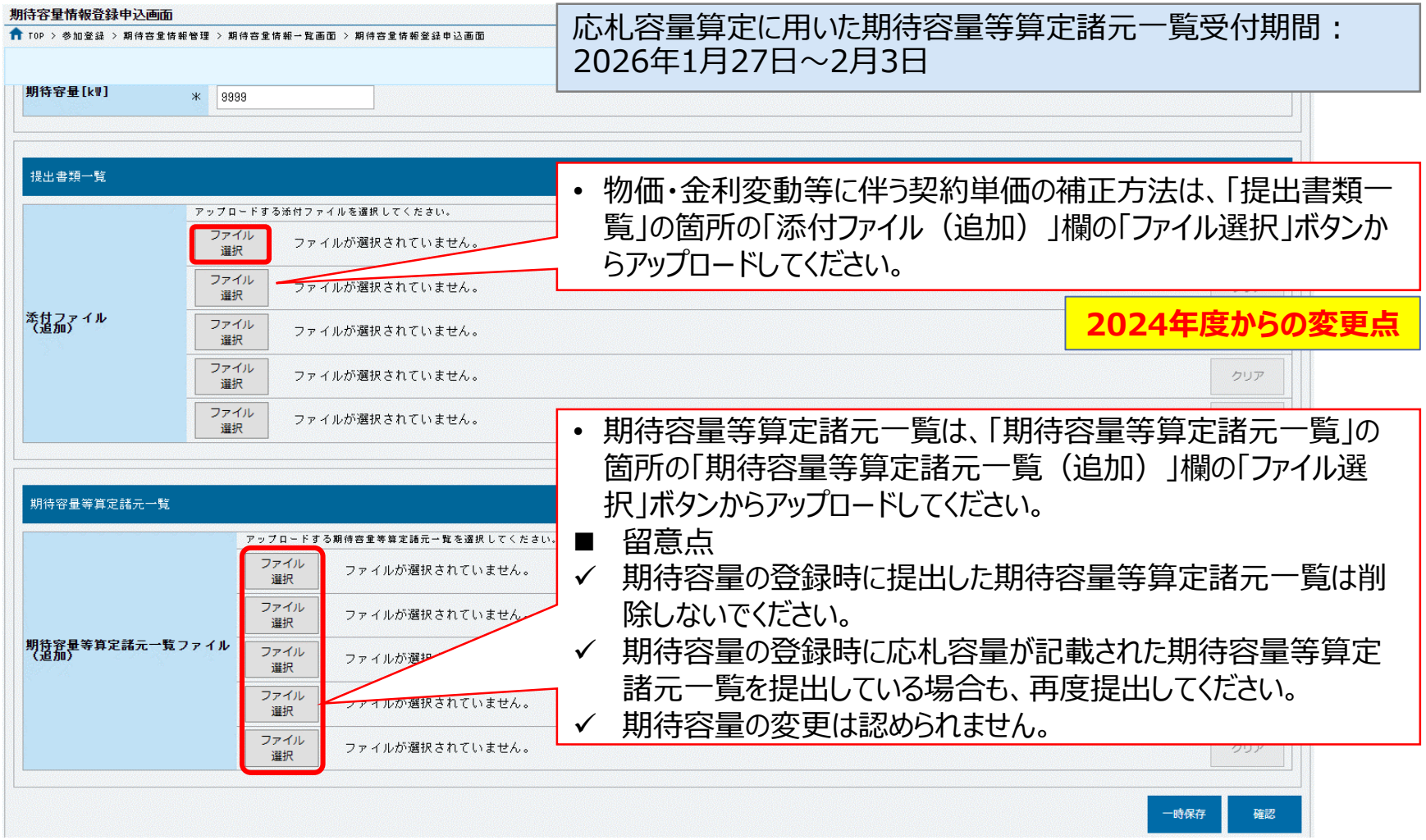


応札容量算定に用いた期待容量等算定諸元一覧受付期間：
2026年1月27日～2月3日

- 物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法は、「提出書類一覧」の箇所の「添付ファイル（追加）」欄の「ファイル選択」ボタンからアップロードしてください。

**2024年度からの変更点**

- 期待容量等算定諸元一覧は、「期待容量等算定諸元一覧」の箇所の「期待容量等算定諸元一覧（追加）」欄の「ファイル選択」ボタンからアップロードしてください。

■ 留意点

✓ 期待容量の登録時に提出した期待容量等算定諸元一覧は削除しないでください。

✓ 期待容量の登録時に応札容量が記載された期待容量等算定諸元一覧を提出している場合も、再度提出してください。

✓ 期待容量の変更は認められません。

# 3.3 期待容量等算定諸元一覧等の登録③
# 期待容量等算定諸元一覧提出時のファイル命名規則



- 期待容量の登録時に提出した期待容量等算定諸元一覧のファイルと区別できるよう、応札容量の算定に用いた期待容量等算定諸元一覧のファイル名は、必ず、「エリア_長期応札容量_電源等識別番号.xlsx」としてください。
- 物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法のファイル名は「物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法_電源等識別番号.xlsx」としてください。

## ■期待容量等算定諸元一覧

例）東京_長期応札容量_0123456789.xlsx

エリア　「○○○○kW」等を記載しないでください　電源等識別番号

## ■物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法

例）物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法_0123456789.xlsx

電源等識別番号

# 3.3 期待容量等算定諸元一覧等の登録④
# 期待容量等算定諸元一覧の申込完了手順



■ 期待容量登録時と同様に、「仮申込」から「申込完了」への処理を行ってください。

審査申込状況一覧

1 - 6件（全 6件） <<最初 | <前へ | 1 | 次へ> | 最後>>

| 選択 | 申込ID | 期待容量番号 | 事業者コード | 参加登録申請者名 | 電源等識別番号 | 容量を提供する電源等の区分 | 電源等の名称 | 実需給年度 | エリア名 | 審査状況 | 更新日時 | 審査結果 | 詳細 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| □ | 00000763 | 0000000001 | 7A01 | 事業者AA123 | 0000000123 | 安定電源 | 業務期待容量安定1 | 2024 | 北海道 | | | 仮申込 | 詳細 |
| □ | 00000764 | 0000000002 | 7A01 | 事業者AA123 | 0000000124 | 安定電源 | 業務期待容量安定2 | 2024 | 東北 | | | 仮申込 | 詳細 |
| □ | 00000765 | 0000000003 | 7A01 | 事業者AA123 | 0000000125 | 変動電源（単独） | 業務期待容量変動単独1 | 2024 | 東京 | | | 仮申込 | 詳細 |
| □ | 00000766 | 0000000004 | 7A01 | 事業者AA123 | 0000000126 | 変動電源（単独） | 業務期待容量変動単独2 | 2024 | 中部 | | | 仮申込 | 詳細 |
| □ | 00000767 | 0000000005 | 7A01 | 事業者AA123 | 0000000127 | 変動電源（アグリゲート） | 業務期待容量変動アグリ1 | 2024 | 北陸 | | | 仮申込 | 詳細 |
| □ | 00000768 | 0000000006 | 7A01 | 事業者AA123 | 0000000128 | 変動電源（アグリゲート） | 業務期待容量変動アグリ2 | 2024 | 北陸 | | | 仮申込 | 詳細 |

1 - 6件（全 6件） <<最初 | <前へ | 1 | 次へ> | 最後>>

CSV出力 申込完了

対象の期待容量情報を検索し、**「選択」欄にチェック**を入れて、
**「申込完了」を押下**してください。

# 3.3　期待容量等算定諸元一覧等の登録⑤
# 期待容量等算定諸元一覧の登録に係る注意事項（1/2）

■ 以下に期待容量等算定諸元一覧の登録において、間違いやすい事例と注意事項を示しますので、登録の際はご注意ください。

## 期待容量等算定諸元一覧登録におけるよくある間違い

① **以前登録していた期待容量等算定諸元一覧を削除してしまう。**
→期待容量等算定諸元一覧は、以前に登録していただいたものも、応札業務の中で参考にすることがございます。そのため、間違って登録してしまった場合を除いて、一度登録した期待容量等算定諸元一覧は削除しないでください。

② **最新の期待容量等算定諸元一覧で、期待容量登録時に提出したものを更新してしまう。**
→期待容量登録で登録いただいた期待容量等算定諸元一覧を更新してしまうと、正しく期待容量と応札容量の審査ができないため、応札容量の登録においては、更新ではなく新しいファイルとして登録してください。

③ **期待容量登録時から、期待容量を変更して登録してしまう。**
→期待容量は、定められた期日を過ぎると変更できません。誤って期待容量を変更した場合は応札容量の審査や期待容量等算定諸元一覧の再提出に時間を要するため、応札できない恐れがあります。

# 3.3　期待容量等算定諸元一覧等の登録⑤
# 期待容量等算定諸元一覧の登録に係る注意事項（2/2）

■ 以下に期待容量等算定諸元一覧の登録において、間違いやすい事例と注意事項を示しますので、登録の際はご注意ください。

**④　期待容量登録時に入力したセルの値を変更してしまう。**

→期待容量登録時に入力するセルと、応札にて入力するセルは異なります。業務マニュアルを参考に、入力項目を間違えないようにご注意ください。

**⑤　ファイル名を指定のもの以外で提出してしまう。**

→ファイル名はかならず『エリア名_長期応札容量_電源等識別番号.xlsx』の形式としてください。
以下のようなものは認められません。

- 『東京火力1号』等のように、発電事業者、容量提供事業者において使用している電源等の固有名称では登録できません。
- 『03_長期応札容量_0123456789.xlsx』等のように、エリア名は数字ではなく、必ず日本語で入力してください。ファイル名において数字が認められているのは電源等識別番号だけです。
- 『東京_10,000kW_0123456789.xlsx』といったように、ファイル名に応札容量を記載しないでください。ファイル名の「長期応札容量」は文字のまま記載してください。

# 3.4 応札における留意点①
# 長期脱炭素電源オークション参加資格通知書受領の留意点

- 本オークションは2025年度実施ですが、容量市場システムの仕様により実需給年度に「3025」年度と表記されます。
- 同じく、長期脱炭素電源オークション参加資格通知書の発行通知メール及び通知書（本紙）のオークション種別が「メインオークション」と表記されますが「長期脱炭素電源オークション」に読み替えてください。

**容量市場システムから通知される長期脱炭素電源オークション参加資格通知書発行通知メール文面**

○○会社　様

こちらは電力広域的運営推進機関　容量市場システム　管理者です。

○○会社

【電源名】
○○発電所

【実需給年度】
30●●

【オークション種別】
メインオークション

本オークションは2025年度実施ですが、容量市場システムの仕様により**実需給年度が「3025」年度**と表記されます。

**長期脱炭素電源オークション参加資格通知書（本紙）**

発行日：
通知書番号：　2030-0000000482-001

メインオークション参加資格通知書

事業者7Y02(フェーズ2)　殿

電力広域的運営推進機関

下記の電源等がメインオークションへの参加が可能であることを通知します。

記

| 登録項目 | 登録内容 |
|---|---|
| 実需給年度 | 30●● |
| 容量を提供する電源等の区分 | 安定電源 |
| 電源等の名称 | Ph3_電源7Y02_安定1 |
| 電源等の名称（符号化名称） | 0000000482 |
| 期待容量[kW] | 4,320 |
| 応札上限容量[kW] | 4,320 |
| 経過措置係数[%] | |

容量市場システムの仕様上、オークション種別が「メインオークション」と記載されますが「長期脱炭素電源オークション」に読み替えてください。

■ 「長期脱炭素電源オークションの監視について（応札年度：2025年度）」（2025年9月19日公表 電力・ガス取引監視等委員会作成）より引用

## 応札価格の監視方法について

- 当委員会は、**応札の受付期間終了後、提出された落札候補電源の応札フォーマットを基に、必要に応じてヒアリングなどを実施**して、**応札価格の算定方法及び算定根拠についての説明や、契約書や見積書などの証憑の提出を求める**など、ガイドラインに記載の方法に基づいて監視を行います。
- なお、ガイドラインに記載されている、「直近の発電コスト検証の諸元等の上限価格の算定にあたって用いた諸元の2倍の水準」について、**入札価格の監視において参照する2倍の水準の諸元は、次ページ（第104回制度検討作業部会　資料3）のとおり**です。
- 入札価格の監視において参照する**2倍の水準の計算方法**については、**諸元及び発電端設備容量を元に計算する**こととされており、**8ページ（第72回制度検討作業部会　資料6）を参考にして、最新の諸元を用いて確認**してください。

6

■ 「長期脱炭素電源オークションの監視について（応札年度：2025年度）」（2025年9月19日公表 電力・ガス取引監視等委員会作成）より引用

## 応札フォーマットの提出について

- 応札を予定している事業者は、**当委員会HPから応札フォーマット（Excel様式）をダウンロードし、同フォーマットに必要事項を記入して当委員会に提出する準備**を行ってください。
- なお、長期脱炭素電源オークションがマルチプライス方式であることを踏まえ、**監視対象は、落札候補となる応札案件全件※の応札価格**となります。
  ※ 応札価格が最も低い案件から募集量を満たす案件までに加え、監視後の応札の取下げに備え、必要に応じて監視対象の案件を若干追加することがあります。
- 応札の受付期間終了後、**当委員会より連絡を受けた事業者は、落札候補対象となった電源について記載した応札フォーマットを、当委員会に速やかに提出**してください。

5

# 3.4 応札における留意点③
# 応札フォーマットの提出手順

対象業務
「 5.2.10 本機関への応札フォーマットの提出」



■ 約定結果を受領したのち速やかに本機関に応札フォーマットを提出してください。

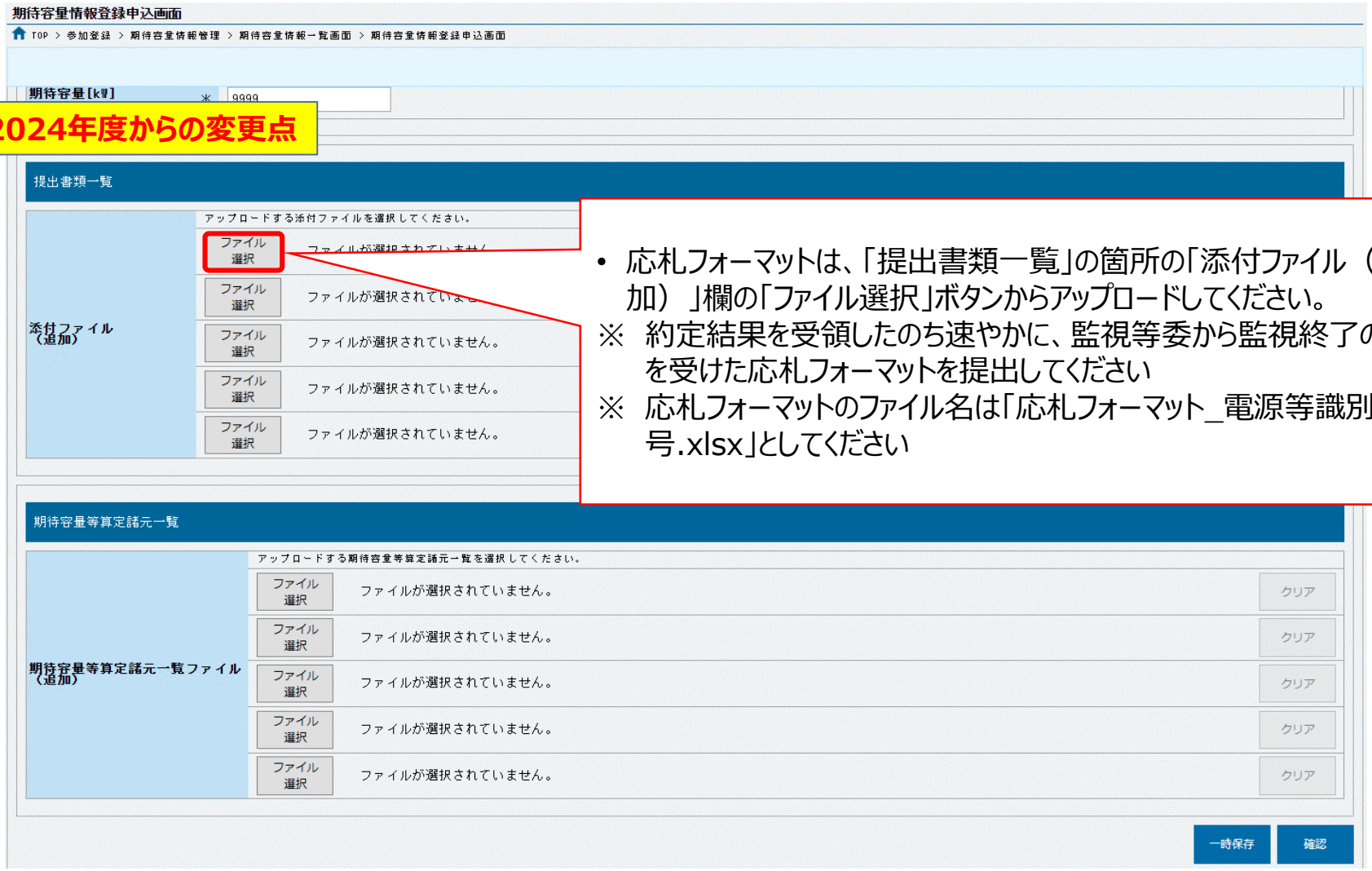


- 応札フォーマットは、「提出書類一覧」の箇所の「添付ファイル（追加）」欄の「ファイル選択」ボタンからアップロードしてください。

※ 約定結果を受領したのち速やかに、監視等委から監視終了の連絡を受けた応札フォーマットを提出してください

※ 応札フォーマットのファイル名は「応札フォーマット_電源等識別番号.xlsx」としてください

# 3.4 応札における留意点④
# 応札価格の監視結果について

■ 「長期脱炭素電源オークションの監視について（応札年度：2025年度）」（2025年9月19日公表 電力・ガス取引監視等委員会作成）より引用

## 応札価格の監視結果

- 当委員会による応札価格の監視の結果、**個別の費用項目について応札価格に含めることが認められない金額が生じた場合には、事業者及び広域機関に対して、その旨を通知**します。
- **上記の通知を受けた事業者は、その内容を反映した応札価格を再度算定し、**当委員会の確認を経た上で、その金額を応札価格とし、**当委員会から通知があった日から14日以内に、電力広域的運営推進機関**（以下「広域機関」という。）**に応札価格の修正を申し出**てください。
- ただし、一部の費用について応札価格に含めることが認められないことにより、**投資回収が困難と判断した場合**は、**当委員会から通知があった日から14日以内に、当委員会と広域機関に応札の取下げを申し出ることで、応札の取下げが可能**※です。
  ※応札の取下げによって追加的に監視が必要となった場合には、新たに落札候補となった案件について監視を行います。
- 落札候補電源の全ての監視が終了した場合、事業者及び広域機関に対し、その監視終了について通知します。

10

# 3.4 応札における留意点⑤
# 応札価格の修正及び応札の取下げに係る手続き方法



- 応札価格の修正を行う場合、本機関からの応札価格の修正依頼に基づき、本機関への応札価格の修正連絡を電力・ガス取引監視等委員会からの監視終了連絡受領日から14日以内に完了してください。
- 応札価格の見直しにより投資回収が困難と判断した場合、本機関からの応札の取下げ依頼に基づき、本機関への応札の取下げ連絡を電力・ガス取引監視等委員会からの監視終了連絡受領日から14日以内に完了してください。

【応札価格の修正及び応札の取下げに係る手順】

：監視等委からの連絡受領後14日以内に実施してください

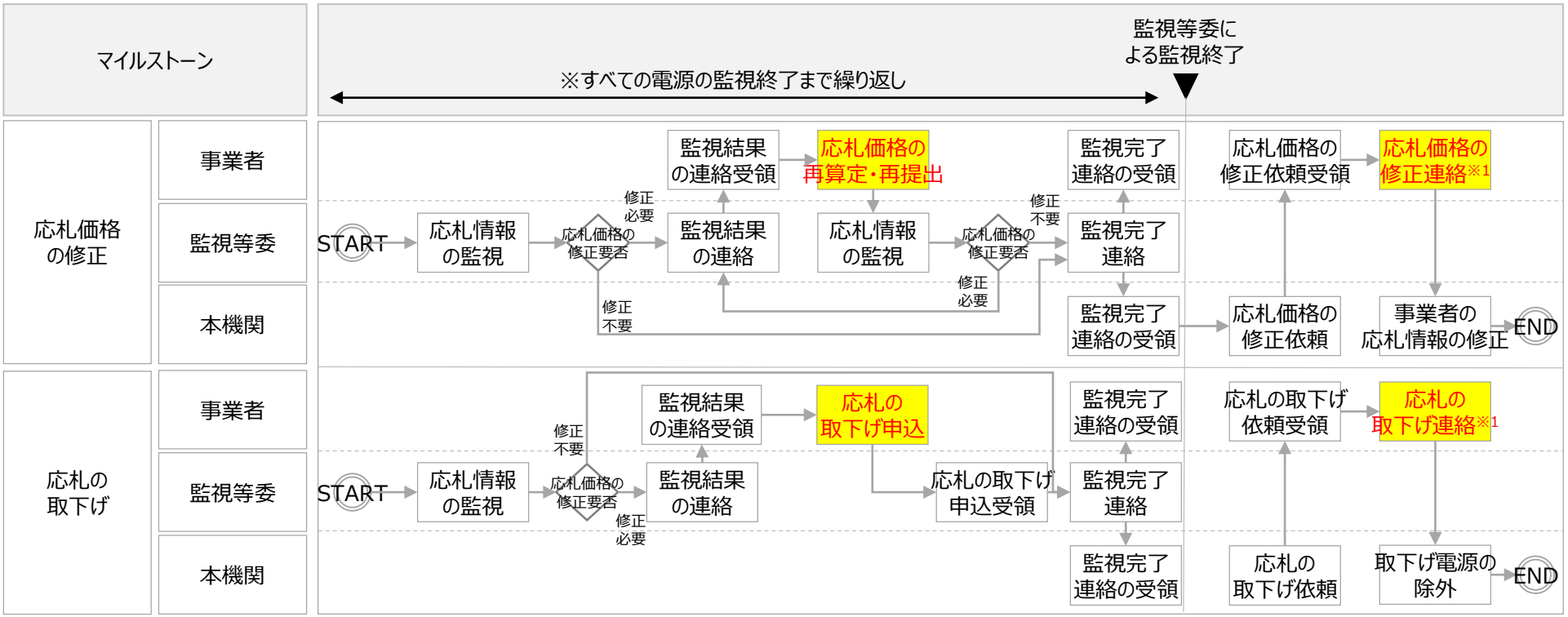


※1 応札価格に変更がある場合は、本機関（下記）にメールで連絡してください。
応札価格に変更がない場合は連絡不要です。
容量市場応札・契約管理窓口【長期】：youryou_sys_training1@occto.or.jp

# 3.4 応札における留意点⑥
# 応札価格の修正に係る留意点



- 応札価格の監視結果を踏まえて応札価格を修正した場合、約定処理には修正前の応札情報登録時の応札価格を利用し、落札後の契約単価算定には修正後の応札価格を利用します。

| | | 監視等委の監視結果を踏まえた応札価格の修正有無 | |
|---|---|---|---|
| | | 修正なし<br>（監視等委からの指摘なし） | 修正あり<br>（監視等委から応札に含めることができない金額の指摘あり） |
| 応札価格の利用先 | 落札/非落札<br>電源の判定<br>（約定処理）※1 | 応札情報登録時の応札価格 | 修正前の応札価格※3 |
| | 契約単価の算定※2 | | 修正後の応札価格※4 |

※1 同時落札条件によって紐付けられた電源の応札価格は、最も応札価格が高い電源の応札価格と同等とみなし、約定処理を行います。
※2 応札価格は落札後の契約単価算定に用いる約定単価として利用します。
※3 応札受付期間終了時に容量市場システムに登録した応札価格になります。
※4 応札価格修正及び応札取下げ可能期間に容量市場システムに再登録した応札価格になります。

# 目次



**第1章　はじめに**
1.1 本資料の説明内容
1.2 容量市場システムの利用について
**第2章　参加登録**
2.1 事業者情報の登録
2.2 電源等情報の登録
2.3 期待容量の登録
**第3章　応札**
3.1 応札の手続
3.2 応札の手順
3.3 期待容量等算定諸元一覧等の登録
3.4 応札における留意点
**第4章　容量確保契約書の締結**
4.1 容量確保契約書の締結に係る手続
4.2 容量確保契約書の記載内容の確認
4.3 容量確保契約書の記名・押印・返送
**第5章　補足情報**
5.1 本オークションに関するお問合せ連絡先
5.2 規定様式のない証憑
5.3 FAQ

# 4.1 容量確保契約書の締結に係る手続
# 容量確保契約書締結の流れ



■ 本節では、容量確保契約書の締結業務について説明します。（容量確保契約の変更・取消業務は、登録業務と手順が重複すること等に鑑みて本資料での説明対象からは割愛します）

## 本業務マニュアル

**第1章 はじめに**
1.1 本業務マニュアルの構成
1.2 長期脱炭素電源オークションへの登録が可能な電源等
1.3 容量市場システムの利用に向けた事前手続き

**第2章 事業者情報**
2.1 事業者情報の登録手続き
2.2 事業者情報の変更手続き
2.3 事業者情報の取消手続き

**第3章 電源等情報**
3.1 電源等情報の登録手続き
3.2 電源等情報の変更手続き
3.3 電源等情報の取消手続き

**第4章 期待容量**
4.1 期待容量の登録手続き
4.2 期待容量の変更手続き

**第5章 応札**
5.1 応札準備
5.2 電源ごとの応札

本資料4.1の説明対象

**第6章 容量確保契約**
6.1 容量確保契約書の締結

**Appendix**

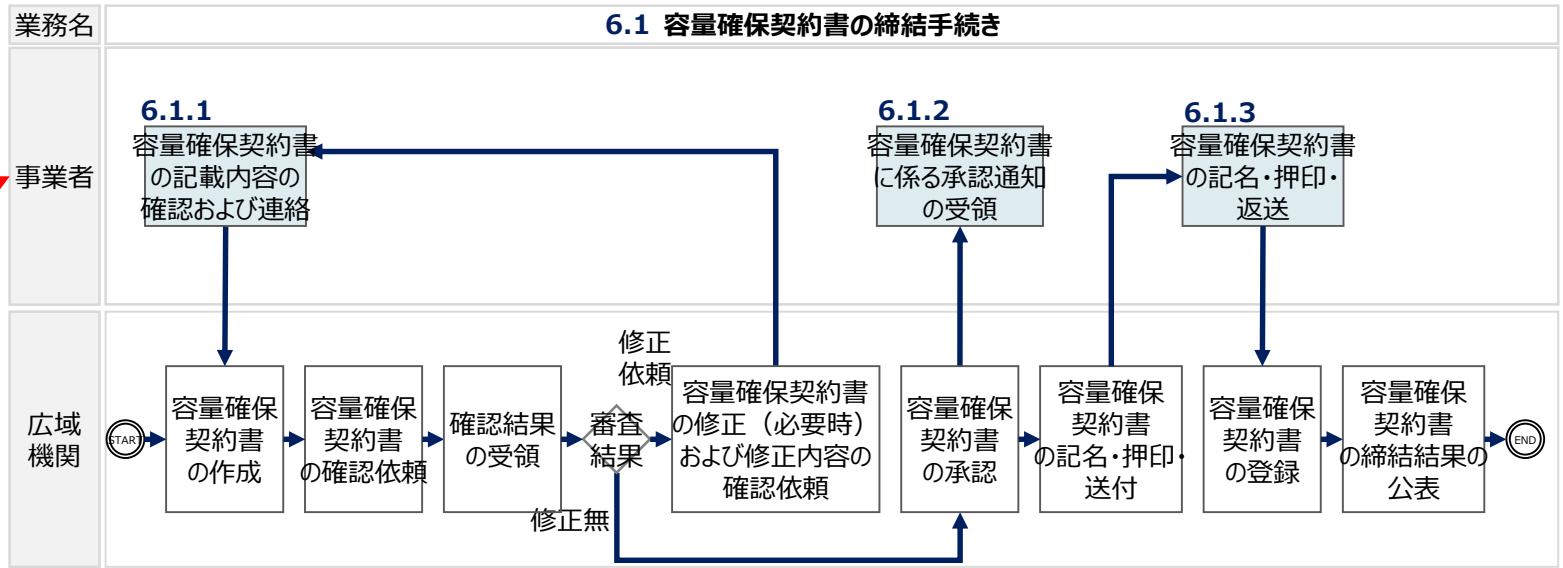

# 4.2 容量確保契約書の記載内容の確認
# 容量確保契約書の確認手順

対象業務
「6.1.1 容量確保契約書の記載内容の確認および連絡」



- 落札後は、容量確保契約書を締結していただきます。
  ※コンソーシアムとして応札する場合には、代表企業が容量確保契約の申込みを行ったものとして、約定結果の公表日において、代表企業と本機関との間で容量確保契約が成立します。
- 本オークションの落札電源を持つ事業者に対し、容量確保契約書の確認を依頼をします。容量市場システムを通じて容量確保契約書（本紙）と容量確保契約書（別紙）それぞれの記載内容に問題がないか確認してください。

容量確保契約書の確認依頼

容量確保契約書の締結
- ✓ 約定結果の公表日において、本機関との容量確保契約が成立

※コンソーシアムで応札する場合は代表企業と本機関で契約締結

契約書の確認依頼
- ✓ 本機関より落札事業者へメールにて容量確保契約書の確認を依頼

容量市場システムにおける容量確保契約書の確認（期待容量情報詳細画面）

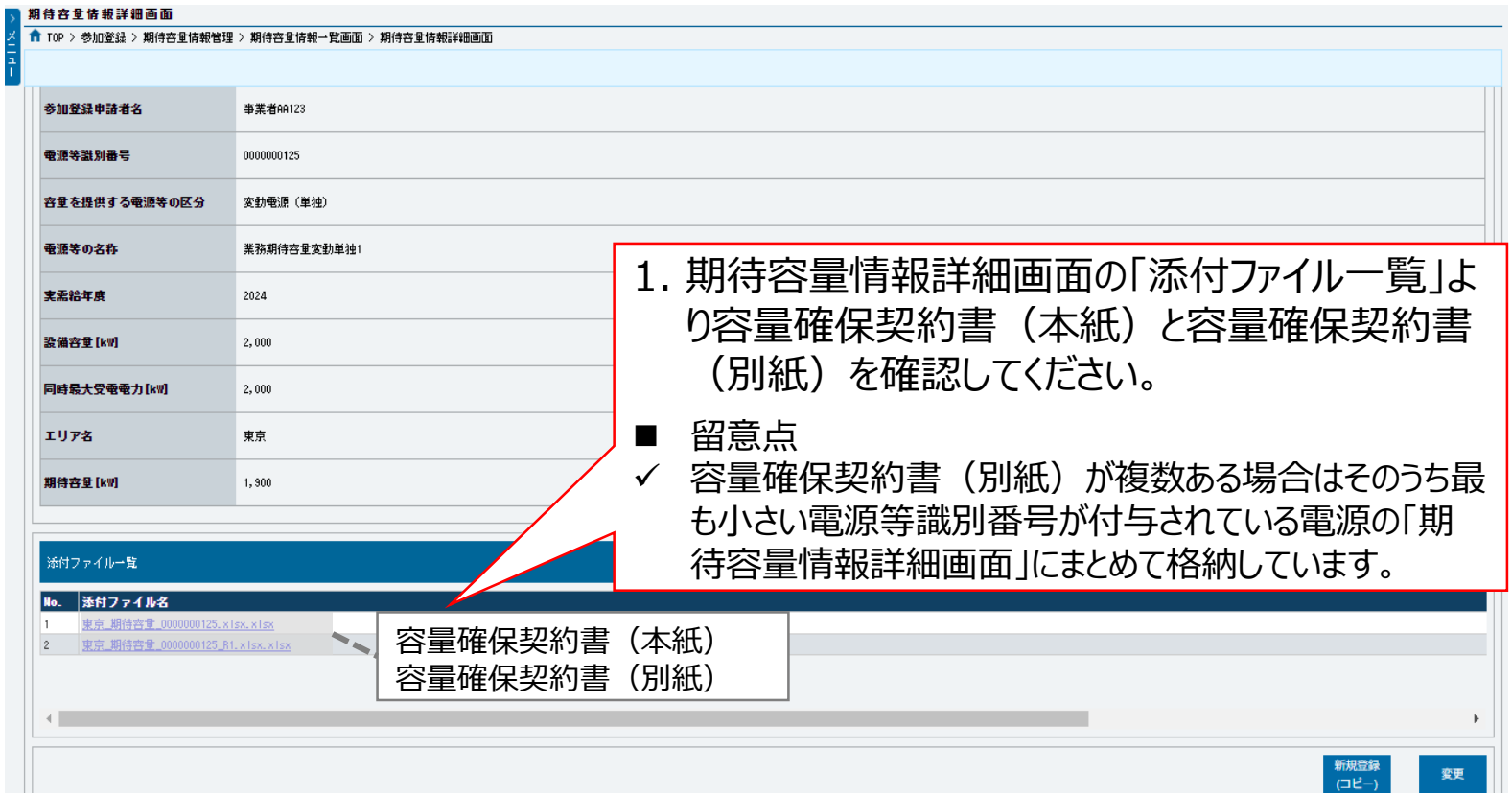


1. 期待容量情報詳細画面の「添付ファイル一覧」より容量確保契約書（本紙）と容量確保契約書（別紙）を確認してください。

■ 留意点
- ✓ 容量確保契約書（別紙）が複数ある場合はそのうち最も小さい電源等識別番号が付与されている電源の「期待容量情報詳細画面」にまとめて格納しています。

容量確保契約書（本紙）
容量確保契約書（別紙）

# 4.2 容量確保契約書の記載内容の確認
# 容量確保契約書の確認ポイント

対象業務
「6.1.1 容量確保契約書の記載内容の確認および連絡」



容量確保契約書（本紙）

長期脱炭素電源オークションに係る容量確保契約書

下記の容量提供事業者（以下「甲」という。）と電力広域的運営推進機関（以下「乙」という。）は、長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度2023年度）及び長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款（以下「約款」という。）に基づき、下記の通り容量確保契約（以下「本契約」という。）を締結する。
なお、本契約に定めのない事項については、約款によるものとする。

記

| | |
|---|---|
| 容量提供事業者 | BBB電力 |
| 事業者コード | 2BJM |
| 容量確保契約容量 | 容量市場システムに登録されている別紙の通り |
| 容量確保契約金額 | 容量市場システムに登録されている別紙に記載の算定式を用いて毎年度算出 |
| 応札年度 | 2023年度 |
| 契約期間 | 約款に記載の通り |
| 電源の内訳 | 容量市場システムに登録されている別紙の通り |

以上を証[illegible]本契約の各当事者は下記の日付において、本書を2部作成し、記名、押印の上、各1部保有[illegible]

1900年1月

電力広域的運営推進機関
理事長　大山　力

Illustrative

1. 容量確保契約書（本紙）は事業者ごとに作成されるため、事業者名の誤りがないか確認してください。

容量確保契約書（別紙）

長期脱炭素電源オークションに係る容量確保契約書(別紙1)

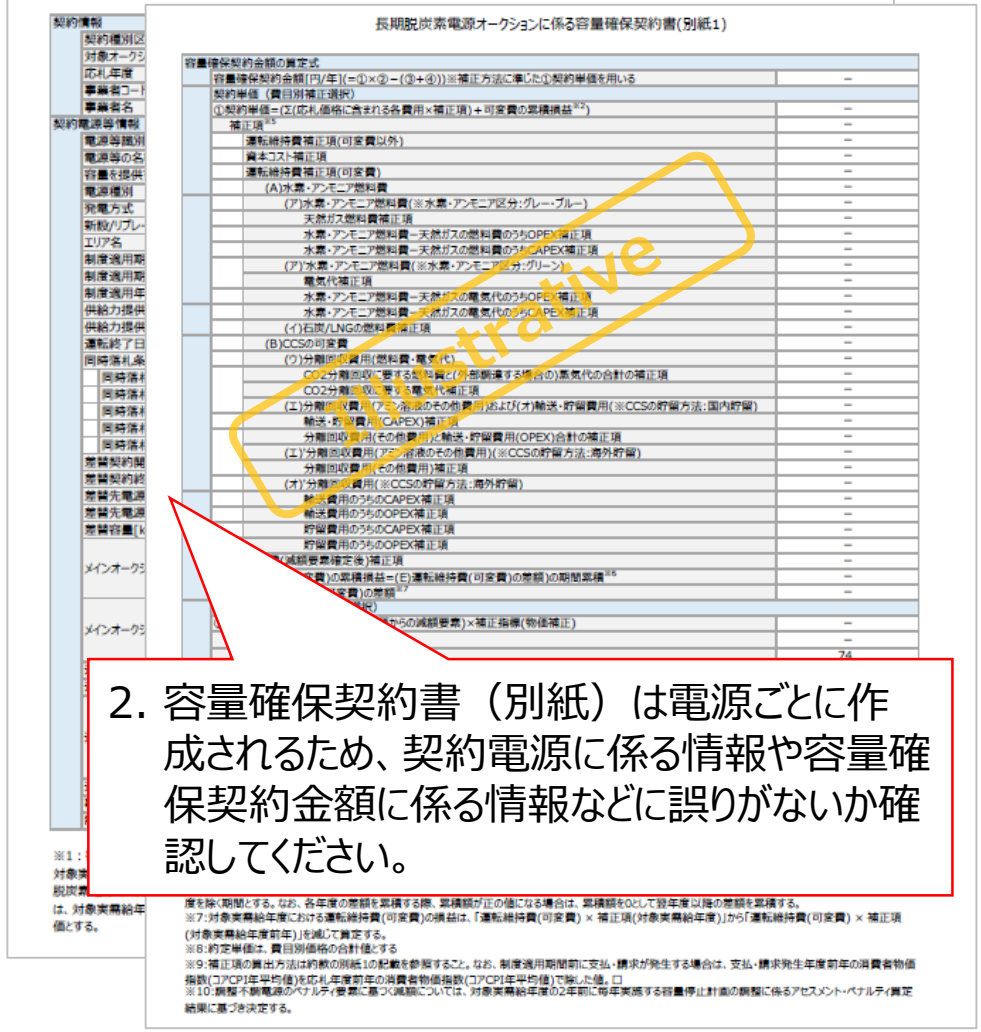


Illustrative

2. 容量確保契約書（別紙）は電源ごとに作成されるため、契約電源に係る情報や容量確保契約金額に係る情報などに誤りがないか確認してください。

# 4.3 容量確保契約書の記名・押印・返送
# 事業者側での容量確保契約書の取り扱い

対象業務
「 6.1.3 容量確保契約書の記名・押印・返送」



- 事業者にて容量確保契約書内容の確認が取れた場合、本機関で容量確保契約書（本紙）を印刷し、記名・押印のうえ、登録された事業者住所に対して2部郵送します。
- 事業者は受領した容量確保契約書（本紙）に対して、記名・押印を行い、1部を事業者にて保管、1部を本機関に返送してください。
- 返送する住所・宛名は以下としてください。
  - 住所：〒100-6607　東京都千代田区丸の内1-9-2　グラントウキョウサウスタワー7階
  - 宛名：電力広域的運営推進機関　需給計画部　容量市場センター　契約管理窓口

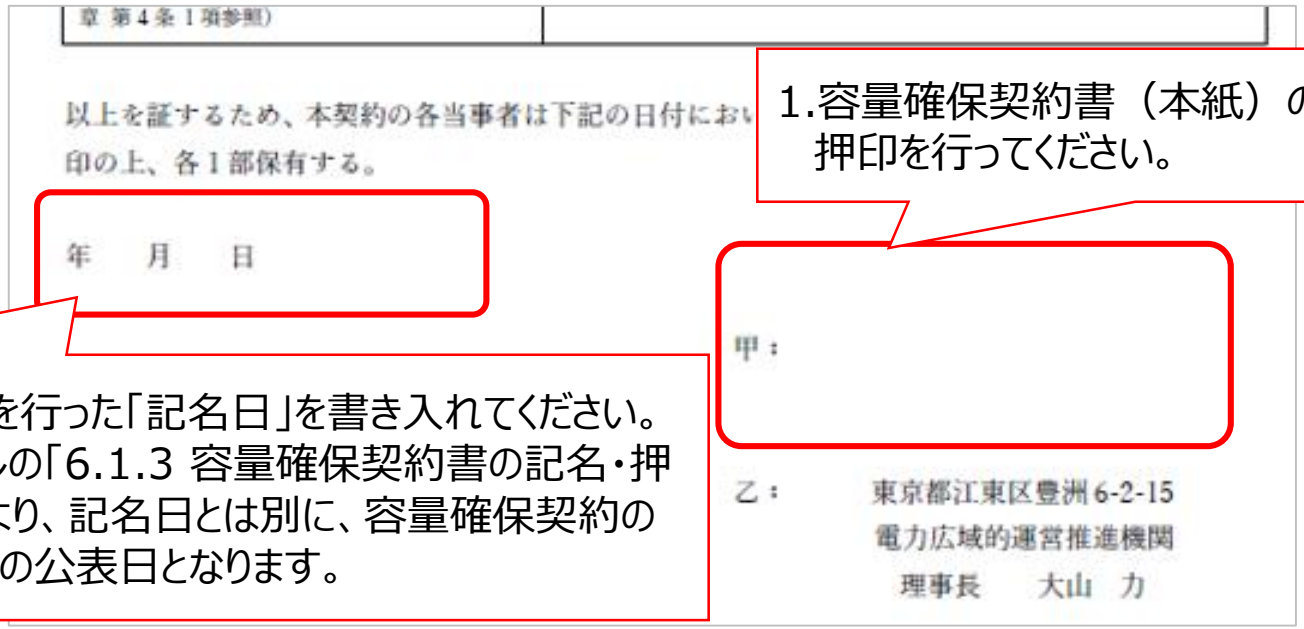


1.容量確保契約書（本紙）の甲の部分に記名・押印を行ってください。

2.こちらは記名・押印を行った「記名日」を書き入れてください。
※なお、本マニュアルの「6.1.3 容量確保契約書の記名・押印・返送」の定めにより、記名日とは別に、容量確保契約の締結日は約定結果の公表日となります。

※記名・押印後は1部を事業者にて適切に保管し、1部を本機関に返送してください。

# 目次



**第1章　はじめに**
1.1 本資料の説明内容
1.2 容量市場システムの利用について
**第2章　参加登録**
2.1 事業者情報の登録
2.2 電源等情報の登録
2.3 期待容量の登録
**第3章　応札**
3.1 応札の手続
3.2 応札の手順
3.3 期待容量等算定諸元一覧等の登録
3.4 応札における留意点
**第4章　容量確保契約書の締結**
4.1 容量確保契約書の締結に係る手続
4.2 容量確保契約書の記載内容の確認
4.3 容量確保契約書の記名・押印・返送
**第5章　補足情報**
5.1 本オークションに関するお問合せ連絡先
5.2 規定様式のない証憑
5.3 FAQ

# 5.1 本オークションに関するお問合せ連絡先



- 本オークションに関するお問合せ連絡先は下記ページをご確認ください。
  【容量市場に関するお問合せ連絡先】
  https://www.occto.or.jp/market-board/market/otoiawase/otoiawase.html
- 参加登録以外に関するお問合せにあたっては、以下の点に留意してください。
  - 問い合わせ内容はメール本文に記載
  - 「事業者名・担当者名・連絡の取れる電話番号」をメール本文に明記

― 容量市場に関するお問合せ ―

容量市場に関するお問合せ連絡先をご案内します。
恐れ入りますが、お問合せの前にFAQをご覧下さい。

容量市場　FAQ

● お問合せフォーム

回答には10営業日程度、内容によってはそれ以上のお時間をいただきます。「至急」「明日午前中までに」などのご要望にはお応えしかねますので、お早めにお問合せください。

メインオークション・追加オークション、容量拠出金などについて

長期脱炭素電源オークションについて

脱炭素化ロードマップ、蓄電池に係る事業計画、応札価格の監視、他市場収益の監視に関するお問合せは以下の窓口にお問合せください。

資源エネルギー庁 電力基盤整備課 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口
（脱炭素化ロードマップおよび蓄電池に係る事業計画に関するお問合せ） メールアドレス：
bzl-chouki-auction@meti.go.jp

電力・ガス取引監視等委員会 長期脱炭素電源オークション問合せ窓口
（応札価格の監視に関するお問合せ）：メールアドレス：bzl-ms-decarbonization@meti.go.jp
（他市場収益の監視に関するお問合せ）：メールアドレス： bzl-mp-decarbonization@meti.go.jp

長期脱炭素電源オークションについてのお問合せ

以下のフォームに必要な項目を入力のうえ、送信ボタンをクリックしてください。

大項目（内容区分） 必須

「蓄電池に係る事業計画書」については、資源エネルギー庁
「他市場収益の還付、応札価格」については、電力・ガス取引監視等委員会
までお問合せください。

---選択してください---

小項目（内容区分） 必須

大項目（内容区分）を選択してください

お問合せ内容 必須

1000文字以下

参加登録を含めた全般に係るお問合せはフォームからお送りください。

脱炭素化ロードマップ及び蓄電池に係る事業計画への問合せはこちらのメールアドレスまでお送りください。

応札価格及び他市場収益の監視への問合せはこちらのメールアドレスまでお送りください。

# 5.1 本オークションに関するお問合せ連絡先
# ＜補足＞登録申請における留意点



■ 容量市場システムの過去のお問合せ等に関連して、以下の点についてもご留意ください。

| 項目 | 留意点 |
|---|---|
| 事業者コードの入力 | 間違った事業者コードによる事業者情報の登録申込については、審査で不合格となります。 |
| 口座番号の入力方法 | ● 口座番号が7桁よりも少ない場合は、先頭に「0」を入れて、7桁で入力してください。<br>● 金融機関がゆうちょ銀行で口座番号が8桁の場合は、以下のゆうちょ銀行のサイトを参照の上、7桁で入力してください。<br>記号・番号から振込用の店名・預金種目・口座番号への変換の公式－ゆうちょ銀行<br>https://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/sokin/koza/kj_sk_kz_furikomi_ksk.html#five-digits |
| クライアント証明書誤入力 | クライアント証明書の情報に誤りがあるとログイン時にエラーとなります。 |
| 受電地点特定番号 | 受電地点特定番号は22桁になります。提出書類で、「先頭の0が記載されていない」「一部が0に置き換わっている」等が無く、正しく記載されていることをご確認ください。 |
| クライアント証明書の有効期限 | クライアント証明書の有効期限切れが生じた場合は、容量オークションに応札できなくなりますので、有効期限が切れる前に容量市場システムにログインのうえ、事業者情報の変更から新しいクライアント証明書の内容を登録してください。 |
| 仮パスワードでのログイン（パスワード変更） | 事業者情報が登録されると、容量市場システムへのログイン情報（管理者ユーザのユーザIDと仮パスワード）がメールにて送付され、初回ログイン時にパスワードの変更が必要になります。<br>仮パスワードの有効期限はログイン情報の通知日の翌々日まで（通知日を含めて3日間）となりますのでご注意ください。 |

# 5.2 規定様式のない証憑
# 規定様式のない証憑の一覧（1/7）



■ 規定様式のない証憑については、以下の提出資料例もしくはサンプルを参考に準備し、提出してください。

| # | 規定様式のない証憑 | 提出資料例 |
|---|---|---|
| 1 | 接続検討回答書に係る証憑 | •属地一般送配電事業者から接続検討が不要との回答を受領した場合は、そのことがわかる書類<br>※　接続検討回答書は規定様式あり |
| 2 | 敷地条件による設備の設置制約を踏まえた最大限の回収率としていることを示す説明資料 | 発電所の構内の図面等 |
| 3 | 常時系統エリアを確認できる書類 | 系統エリアを証する書類 |
| 4 | 自家消費、自己託送、特定供給、および特定送配電事業者に供出する容量、並びに発電所から発生する熱を熱供給することにより減少する容量の証憑 | 当該容量を証する書類の写し |

# 規定様式のない証憑の一覧（2/7）



■ 規定様式のない証憑については、以下の提出資料例もしくはサンプルを参考に準備し、提出してください。

| # | 規定様式のない証憑 | | 提出資料例 |
|---|---|---|---|
| 5 | 事業計画書 | **応札事業者と発電設備の所有者の関係を証する事業実施体制図** | **後述サンプル参照（p.89）** |
| 6 | | 環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを証する書類 | 以下のように、手続開始を証する書類<br>✓ 方法書手続を開始した旨が記載された事業者や関係地方公共団体のウェブサイト画面を印刷したもの<br>✓ 方法書手続を開始した旨が記載された関係地方公共団体の公報や広報紙のコピー |
| 7 | | 補助金の受領及びその額を証する書類 | 経産省から受領した価格差に着目した支援制度および拠点整備支援制度に関する補助金の受領及びその額を証する書類の写し |
| 8 | | **応札事業者と輸送貯留に係る契約書又は覚書等を締結した事業者の関係を証する事業実施体制図** | **後述サンプル参照（p.89）**<br>※ 発電設備の所有者を輸送貯留に係る契約書又は覚書書等を締結した事業者に読替え |

# 規定様式のない証憑の一覧（3/7）



■ 規定様式のない証憑については、以下の提出資料例もしくはサンプルを参考に準備し、提出してください。

| # | 規定様式のない証憑 | | | 提出資料例 |
|---|---|---|---|---|
| 9 | 資金調達計画 | | **電源の建設においてプロジェクトファイナンスを利用する電源の事業者名義の誓約書** | **後述サンプル参照（p.90）** |
| 10 | | | **金融機関のプロジェクトファイナンスの融資実績を証する書類** | **後述サンプル参照（p.91）** |
| 11 | | | 金融機関の関心表明書又はコミットメントレター | 金融機関から発行された関心表明書又はコミットメントレターの写し |
| 12 | バイオマス発電設備に係る燃料調達計画 | 国内の森林に係る木質バイオマスを使用する電源 | 燃料の安定調達を確認できる書類 | 燃料調達事業者と発電事業者間の流通に係る二者間の売買契約書又は覚書等、締結済みのものすべて |
| 13 | | | ライフサイクルGHGを確認できる書類 | ライフサイクルGHGを確認できる基準に基づく認証等及び、ライフサイクルGHGの算定結果が基準値を下回ることを確認できる書類 |

# 規定様式のない証憑の一覧（4/7）



■ 規定様式のない証憑については、以下の提出資料例もしくはサンプルを参考に準備し、提出してください。

| # | 規定様式のない証憑 | | | 提出資料例 |
|---|---|---|---|---|
| 14 | バイオマス発電設備に係る燃料調達計画 | 輸入木質バイオマス燃料を使用する電源 | 燃料の安定調達を確認できる書類 | 原産国燃料調達事業者と国内の燃料調達事業者との売買契約書又は二者間の覚書等<br>国内の燃料調達事業者(輸入)と発電事業者間の流通に係る事業者間の売買契約書又は二者間の覚書等 |
| 15 | | | 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく合法性、持続可能性に関する書類 | 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づき、以下のいずれかの方法で証明書を取得<br>（１）森林認証制度及びCoC認証制度を活用した証明方法<br>（２）森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法<br>（３）個別企業等の独自の取組による証明方法 |
| 16 | | | ライフサイクルGHGを確認できる書類 | ライフサイクルGHGを確認できる基準に基づく認証等及び、ライフサイクルGHGの算定結果が基準値を下回ることを確認できる書類 |
| 17 | | 農産物バイオマス燃料を使用する電源 | 燃料の安定調達を確認できる書類 | 原産国燃料調達事業者と国内の燃料調達事業者との売買契約書又は二者間の覚書等<br>国内の燃料調達事業者（輸入）と発電事業者の流通に係る事業者間の売買契約書又は二者間の覚書等 |
| 18 | | | 持続可能性（合法性）が認証されたことを証する書類 | - |
| 19 | | | ライフサイクルGHGを確認できる書類 | ライフサイクルGHGを確認できる基準に基づく認証等及び、ライフサイクルGHGの算定結果が基準値を下回ることを確認できる書類 |

# 規定様式のない証憑の一覧（5/7）



■ 規定様式のない証憑については、以下の提出資料例もしくはサンプルを参考に準備し、提出してください。

| # | 規定様式のない証憑 | | 提出資料例 |
|---|---|---|---|
| 20 | 蓄電池に係る事業計画 | 添付資料1 | 蓄電池に係る事業計画に記載した蓄電システムの見積書（有効期限内のものに限る。セルを製造する国・地域も記載すること） |
| 21 | | 添付資料2 | 導入予定のリチウムイオン蓄電池のセル、モジュール、電池システムのいずれかについてJIS C 8715-2又はIEC 62619により第三者認証を取得していることの証明書 |
| 22 | | 添付資料3 | 導入予定のリチウムイオン蓄電池のモジュール、電池システム、蓄電システムのいずれかにおいて、JIS C 8715-2、JIS C 4441、IEC62619、又はIEC62933-5-2（ただし、規格に規定の試験を実施した場合に限る）の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書、及び証明書に関わる資料（温度プロファイル、試験時の写真等） |
| 23 | | 添付資料4 | 電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを２次利用し組み込まれた蓄電システムの場合は、JETリユース電池認証等の第三者機関による証明書等 |
| 24 | | 添付資料5 | NAS電池の場合は、類焼に関する安全性能に対する第三者評価通知書等 |
| 25 | | 添付資料6 | 導入予定の蓄電システムのモジュールを製造するメーカーが過去に国内外に設置した定置用大型蓄電システムにおいて「発煙・発火」に類する事故を起こしている場合は、当該モジュールメーカーより、過去10年間の年間毎の事故件数と、主要な事故10件について事故の原因と対策を示した資料 |

# 5.2 規定様式のない証憑
# 規定様式のない証憑の一覧（6/7）



■ 規定様式のない証憑については、以下の提出資料例もしくはサンプルを参考に準備し、提出してください。

| # | 規定様式のない証憑 | | 提出資料例 |
|---|---|---|---|
| 26 | 蓄電池に係る事業計画 | 添付資料7 ① | 導入する蓄電システムが採用するすべての制御システムのセキュリティに関する主要な構成製品（BMS, PCS, EMS等※）について、「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）」における★１（レベル１）を取得していることを示す適合ラベル |
| 27 | | 添付資料7 ② | 制御システムのうち、IP通信機能を持たないためにJC-STAR 制度の取得対象にならない機器を含む場合は、IPとのプロトコル変換を行う機器を組み入れた構成等としてJC-STAR制度のラベルを取得する。また、クラウド上に搭載されるためにJC-STAR制度の取得対象にならない機器を含む場合等は、取得対象にならないことの根拠を明示し、同等のセキュリティ対策を講じていることの説明資料 |
| 28 | | 添付資料7 ③ | 導入する機器とJC-STAR★１の取得対象機器と取得内容との整合、セキュリティ対策を明示したシステム構成図 |
| 29 | | 添付資料8 | 設置する土地の地権者、立地市町村や近隣（敷地境界線から100m以内）の住民・事業者に対して行った説明会等を通して、当該地権者・立地市町村（企業立地を担当する部署）・住民・事業者に対して立地の是非について相談し、立地に関して支障が生じていないことについて記載した資料（説明会の議事録等を含む）<br>・既に土地の所有権を保有している等の理由から、地権者への説明会等が不要となる場合には、保有する土地の権利書<br>・外部委託等により説明会等を実施する事業者と応札事業者が異なる場合は、両者の関係を証する事業実施体制図 |

# 規定様式のない証憑の一覧（7/7）



■ 規定様式のない証憑については、以下の提出資料例もしくはサンプルを参考に準備し、提出してください。

| # | 規定様式のない証憑 | | 提出資料例 |
|---|---|---|---|
| 30 | 蓄電池に係る事業計画 | 添付資料9 | 採用予定のセル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれかの製造、加工、販売等の事業を行う者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」）上の広域認定において、本事業で採用する予定のセル・モジュール・電池システム・蓄電システムのいずれかについて認定を取得していることの証憑 |
| 31 | | 添付資料10 | 本制度における応札事業者から蓄電システム（広域認定を取得している対象がセル・モジュール・電池システムである場合は、広域認定を取得している対象に限る）について廃棄処分の依頼が当該メーカーにあった場合には、それを拒まないことについて誓約する書類（名宛人は応札事業者とする） |
| 32 | | 添付資料11 | 異常が発生した場合に、蓄電システムの早期復旧や原因解明が可能な体制の内容について記載した資料 |
| 33 | | 添付資料12 | 蓄電システムに異常が見つかった場合に備えて、代替する電池システムの主要部品（蓄電池セル、PCS）を迅速に供給できる拠点の内容について記載した資料 |

# 5.2 規定様式のない証憑
# 応札事業者と発電設備の所有者の関係を証する事業実施体制図のサンプル



■ 以下の項目を確認できる証憑を準備してください。

## 本証憑における確認項目

| # | 項目名 | 備考 |
|---|---|---|
| ① | 発電設備所有者の事業者名 | - |
| ② | 発電設備所有者の住所 | - |
| ③ | 応札事業者名 | - |
| ④ | 応札事業者の住所 | - |

## サンプル

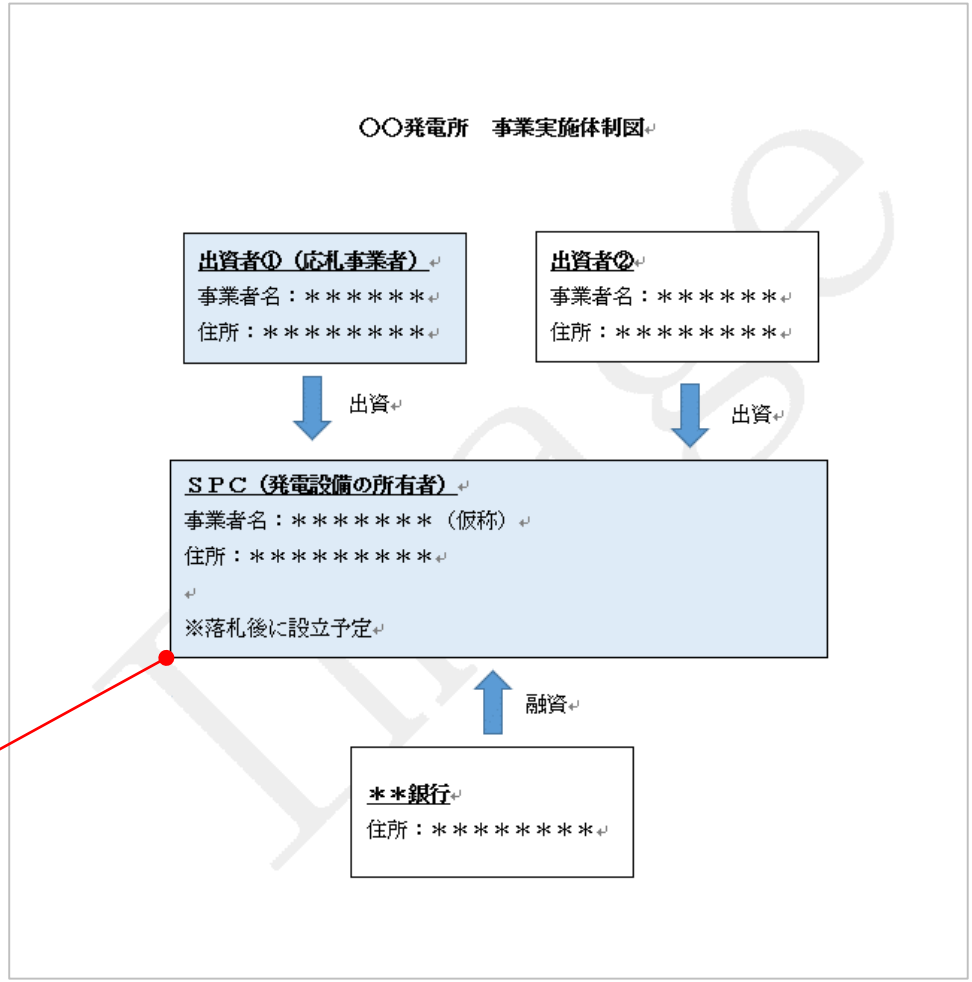


応札事業者と発電設備の所有者の関係がわかるよう、図示（線や矢印で繋ぎ、関係を記入する、枠線で囲む等）してください。

# 5.2 規定様式のない証憑
# 事業者名義の誓約書のサンプル



■ 以下の項目を確認できる証憑を準備してください。

## 本証憑における確認項目

| # | 項目名 | 備考 |
|---|---|---|
| ① | 誓約事項 | •以下の2点を誓約事項として記載してください。<br>➢ 事業実施を自己資金で行うために必要な社内手続を経ていること<br>➢ 外部（親会社等）からの資金調達を一部又は全部の資金の前提とする場合は、記載事項の通り手続きを進めること |
| ② | 自己資本による調達予定額 | - |
| ③ | 出資者の名称および出資比率 | - |
| ④ | 資金調達方法 | - |
| ⑤ | 調達先との検討状況 | - |
| ⑥ | 今後必要となる手続 | - |

## サンプル

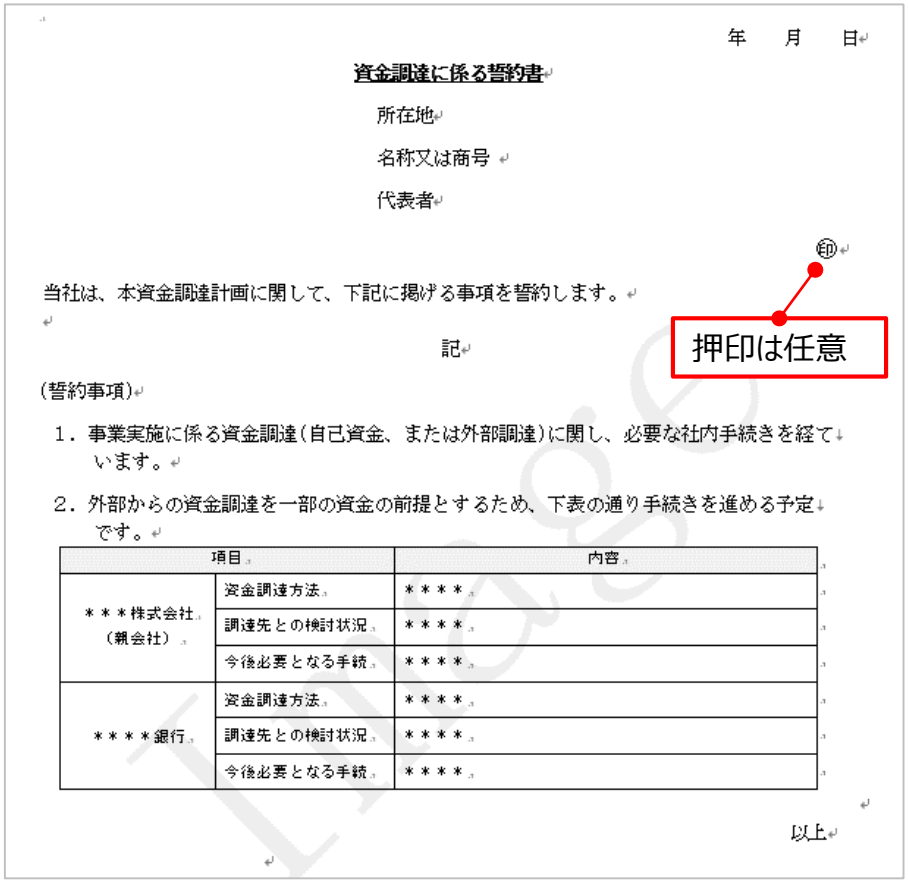

年　月　日

**資金調達に係る誓約書**

所在地

名称又は商号

代表者

㊞

押印は任意

当社は、本資金調達計画に関して、下記に掲げる事項を誓約します。

記

（誓約事項）

1．事業実施に係る資金調達（自己資金、または外部調達）に関し、必要な社内手続きを経ています。

2．外部からの資金調達を一部の資金の前提とするため、下表の通り手続きを進める予定です。

| 項目 | | 内容 |
|---|---|---|
| ＊＊＊株式会社（親会社） | 資金調達方法 | ＊＊＊＊ |
| | 調達先との検討状況 | ＊＊＊＊ |
| | 今後必要となる手続 | ＊＊＊＊ |
| ＊＊＊＊銀行 | 資金調達方法 | ＊＊＊＊ |
| | 調達先との検討状況 | ＊＊＊＊ |
| | 今後必要となる手続 | ＊＊＊＊ |

以上

# 5.2 規定様式のない証憑
# 金融機関のプロジェクトファイナンスの融資実績を証する書類のサンプル



■ 以下の項目を確認できる証憑を準備してください。

## 本証憑における確認項目

| # | 項目名 | 備考 |
|---|---|---|
| ① | プロジェクトファイナンスの融資実績の件数 | •任意のカテゴリ毎に融資実績が分かる形で準備してください。<br>•サンプルのように、チェックボックス形式で概数を記載いただいても構いません。 |

融資実績がわかるよう、任意に分類して頂いて構いません。（個別件名は不要です）

## サンプル

年　月　日

プロジェクトファイナンスに係る融資実績

所在地　＊＊＊＊＊＊＊＊＊
名称又は商号　●●銀行株式会社
代表者　＊＊＊＊＊＊＊＊＊

㊞

押印は任意

当行における XXXX 年 XX 月末時点のプロジェクトファイナンスに関する融資実績は下表のとおりです。

記

プロジェクトファイナンスに係る融資実績

| 分類 | 実績件数 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 1～5 件 | 6～10 件 | 11～50 件 | 51～100 件 | 101 件以上 |
| ＊＊＊に係るプロジェクトファイナンス | ☑ | ☐ | ☐ | ☐ | ☐ |
| ＊＊＊に係るプロジェクトファイナンス | ☐ | ☐ | ☑ | ☐ | ☐ |

(Ctrl)

以上

- 以下の項目を確認できる証憑を準備してください。
- 導入予定のリチウムイオン蓄電池について、セル、モジュール、電池システムのいずれかについてJIS C 8715-2又はIEC 62619により第三者認証を取得していることの証明書

## 本証憑における確認項目

| # | 項目名 | 備考 |
|---|---|---|
| ① | メーカー | •導入予定のメーカーが受けている証憑であること |
| ② | 型式 | •導入予定の型式であること |

## サンプル（IEC62619）

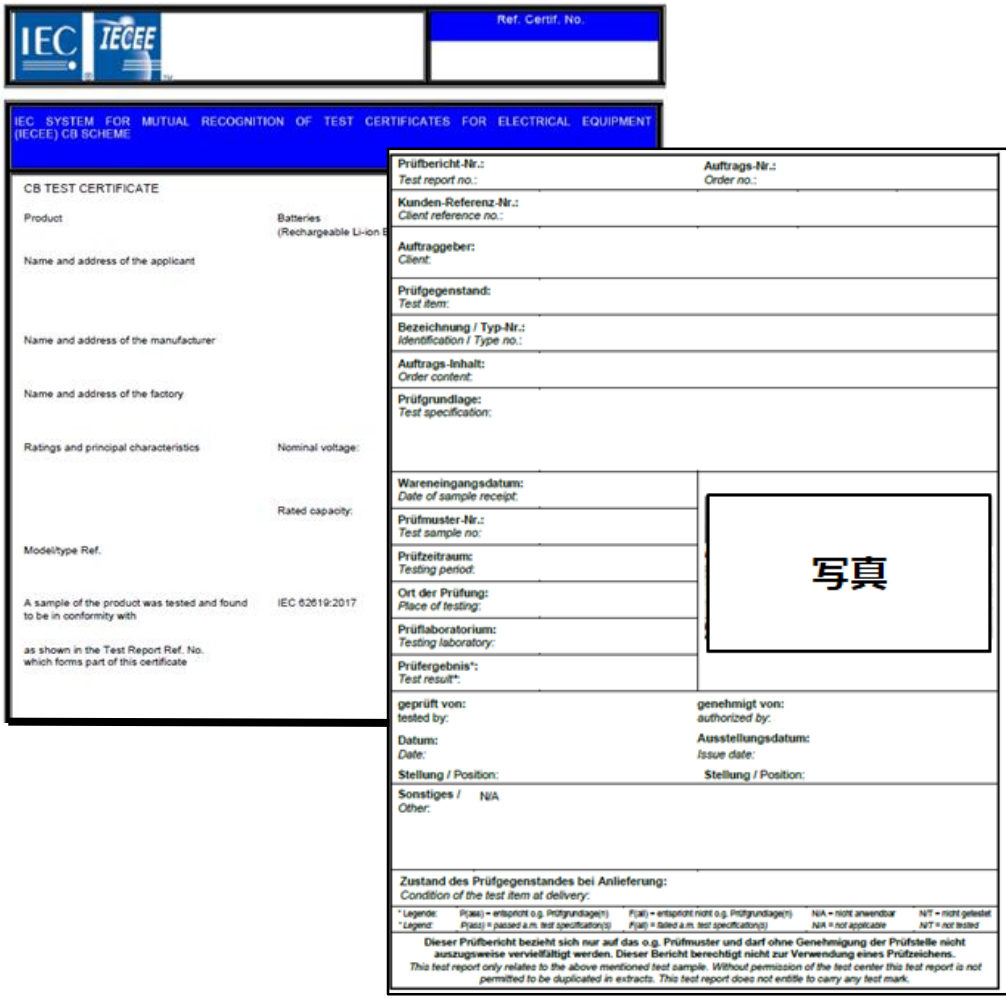
IEC IECEE

Ref. Certif. No.

IEC SYSTEM FOR MUTUAL RECOGNITION OF TEST CERTIFICATES FOR ELECTRICAL EQUIPMENT (IECEE) CB SCHEME

CB TEST CERTIFICATE

Product

Batteries (Rechargeable Li-ion

Name and address of the applicant

Name and address of the manufacturer

Name and address of the factory

Ratings and principal characteristics

Nominal voltage:

Rated capacity:

Model/type Ref.

A sample of the product was tested and found to be in conformity with

IEC 62619:2017

as shown in the Test Report Ref. No. which forms part of this certificate

Prüfbericht-Nr.: / Test report no.:

Auftrags-Nr.: / Order no.:

Kunden-Referenz-Nr.: / Client reference no.:

Auftraggeber: / Client:

Prüfgegenstand: / Test item:

Bezeichnung / Typ-Nr.: / Identification / Type no.:

Auftrags-Inhalt: / Order content:

Prüfgrundlage: / Test specification:

Wareneingangsdatum: / Date of sample receipt:

Prüfmuster-Nr.: / Test sample no:

Prüfzeitraum: / Testing period:

Ort der Prüfung: / Place of testing:

Prüflaboratorium: / Testing laboratory:

Prüfergebnis*: / Test result*:

写真

geprüft von: / tested by:

genehmigt von: / authorized by:

Datum: / Date:

Ausstellungsdatum: / Issue date:

Stellung / Position:

Stellung / Position:

Sonstiges / Other: N/A

Zustand des Prüfgegenstandes bei Anlieferung: / Condition of the test item at delivery:

Dieser Prüfbericht bezieht sich nur auf das o.g. Prüfmuster und darf ohne Genehmigung der Prüfstelle nicht auszugsweise vervielfältigt werden. Dieser Bericht berechtigt nicht zur Verwendung eines Prüfzeichens.

This test report only relates to the above mentioned test sample. Without permission of the test center this test report is not permitted to be duplicated in extracts. This test report does not entitle to carry any test mark.

# 5.2 規定様式のない証憑
# 蓄電池に係る事業計画書 添付資料３（1/2）



- 以下の項目を確認できる証憑を準備してください。
- 導入予定のリチウムイオン蓄電池のモジュール、電池システム、蓄電システムのいずれかにおいて、JIS C 8715-2、JIS C 4441、IEC62619、又はIEC62933-5-2の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書、及び証明書に関わる資料（温度プロファイル、試験時の写真等）

## 本証憑における確認項目

| # | 項目名 | 備考 |
|---|---|---|
| ① | メーカー | •導入予定のメーカーが受けている証憑であること |
| ② | 型式 | •導入予定の型式であること |
| ③ | 燃焼試験結果 | •試験結果に合格していること |
| ④ | 温度プロファイル | •試験結果が確認できること |
| ⑤ | 燃焼試験状況 | •試験状況が確認できること |

## サンプル（IEC62619）

| IEC 62619 | | | |
|---|---|---|---|
| Clause | Requirement + Test | Result - Remark | Verdict |
| | For those battery systems that are provided with only a single protection for the charging voltage control | | — |
| | Results: no fire, no explosion ..... : | | |
| 7.2.6 | Forced discharge test (cell or cell block) | | |
| | Cells connected in series in the battery system ..... : | | |
| | Redundant or single protection for discharge voltage control provided in battery system ..... : | | |
| | Target Voltage ..... : | | |
| | Maximum discharge current of the cell, Im ..... : | | |
| | Discharge current for forced discharge, 1.0 It ..... : | | |
| | Discharging time, t = (1 It / Im ) x 90 (min.) ..... : | | |
| | Results: no fire, no explosion ..... : | | |
| 7.3 | Considerations for internal short-circuit – Design eva | | |
| 7.3.1 | General | | |
| 7.3.2 | Internal short-circuit test (cell) | | |
| | Samples preparation procedure:<br>In accordance with Clause A.5 and A.6 of IEC 62133-2:2017 | | |
| | Tested per 7.3.2 b) in an ambient temperature of 25 °C ± 5 °C. | | |
| | The appearance of the short-circuit location recorded by photograph or other means ..... : | | |
| | The pressing was stopped<br>- When a voltage drop of 50 mV was detected; or | | |
| | - The pressing force of 800 N (cylindrical cells) or 400 N (prismatic cells) was reached | | |
| | Results: no fire ..... : | | |
| 7.3.3 | Propagation test (battery system) | | |
| | Method to create a thermal runaway in one cell ... : | Ov | |
| | Results: No external fire from the battery system, no battery case rupture ..... : | | |

**TEST REPORT**
**IEC 62619**
**Secondary cells and batteries containing alkaline or other non-acid electrolytes – Safety requirements for secondary lithium cells and batteries, for use in industrial applications**

Report Number ..... :
Date of issue ..... :
Total number of pages ..... :

Name of Testing Laboratory preparing the Report ..... :

Applicant's name ..... :
Address ..... :

Test specification:
Standard ..... : IEC 62619:2022
Test procedure ..... :
Non-standard test method ..... :

TRF template used ..... :
Test Report Form No. ..... : IEC62619B
Test Report Form(s) Originator ..... :
Master TRF ..... :

Copyright © 2023 IEC System of Conformity Assessment Schemes for Electrotechnical Equipment and Components (IECEE System). All rights reserved.
This publication may be reproduced in whole or in part for non-commercial purposes as long as the IECEE is acknowledged as copyright owner and source of the material. IECEE takes no responsibility for and will not assume liability for damages resulting from the reader's interpretation of the reproduced material due to its placement and context.

This report is not valid as a CB Test Report unless signed by an approved IECEE Testing Laboratory and appended to a CB Test Certificate issued by an NCB in accordance with IECEE 02.

General disclaimer:

The test results presented in this report relate only to the object tested.
This report shall not be reproduced, except in full, without the written approval of the Issuing NCB. The authenticity of this Test Report and its contents can be verified by contacting the NCB, responsible for this Test Report.

# 5.2 規定様式のない証憑
# 蓄電池に係る事業計画書 添付資料３（2/2）



- 以下の項目を確認できる証憑を準備してください。
- 導入予定のリチウムイオン蓄電池のモジュール、電池システム、蓄電システムのいずれかにおいて、JIS C 8715-2、JIS C 4441、IEC62619、又はIEC62933-5-2の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書、及び証明書に関わる資料（温度プロファイル、試験時の写真等）

## 本証憑における確認項目

| # | 項目名 | 備考 |
|---|---|---|
| ① | メーカー | • 導入予定のメーカーが受けている証憑であること |
| ② | 型式 | • 導入予定の型式であること |
| ③ | 燃焼試験結果 | • 試験結果に合格していること |
| ④ | 温度プロファイル | • 試験結果が確認できること |
| ⑤ | 燃焼試験状況 | • 試験状況が確認できること |

## サンプル（IEC62619）

**Attachment C: Sample Photos and Test Photos**

Figure 6. Sample before test

**Attachment B: Module and Initiating Cell(s) Temperature Profiles During Testing**

Figure 3. Temperatures of cell

# 長期脱炭素電源オークションFAQ



- 本機関への問合せ内容や本オークションの公表資料に係る過去の意見募集をもとに作成した「長期脱炭素電源オークションFAQ」を本機関HP「容量市場 FAQ」にて公表しています。
- 本オークションについて不明点がある場合は「長期脱炭素電源オークションFAQ」をご確認ください。

長期脱炭素電源オークションFAQの公表箇所※1

長期脱炭素電源オークションに係るFAQ

公表日：２０２５年０８月０１日

※FAQの最新版が公表された場合は、広域機関HPに公表される最新版をご確認ください。

| No. | 質問の対象個所 | | | | | FAQ | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 対象文書 | 章 | 条 | 項 | FAQ区分 | 質問 | 回答 | |
| 1 | 募集要綱 | 第3章 募集概要 | – | 第2項 募集内容 | 参加登録者 | 長期脱炭素電源オークションへの参加登録に際して電気事業者としての許認可は必要ですか。また、電源を所有している必要はありますか。 | 応札時点で電気供給事業者でない場合、供給力提供開始時期までに電気供給事業者としての登録を行ってください。募集要綱に定める参加要件を満たしていれば、電源を所有していなくとも当該事業者名義で事業者コードを取得し、長期脱炭素電源オークションに応札可能です。 | |
| 2 | 募集要綱 | 第3章 募集概要 | – | 第2項 募集内容 | 応札可能な電源 | 工事発注や工事着手が実施済の電源について、工事が完了していない場合、長期脱炭素電源オークションに参加することは可能でしょうか。 | 長期脱炭素電源オークションにおいては、供給力提供開始前の電源が対象となります。このため、すでに工事が開始されていても、応札時点で供給力提供開始前の電源であればオークションに参加することが可能です。 | |
| 3 | 募集要綱 | 第3章 募集概要 | – | 第2項 募集内容 | 応札可能な電源 | 既にメインオークション・追加オークションで落札されている電源については応札不可となっていますが、リプレース後の電源が落札されていない場合、長期脱炭素電源オークションに参加することは可能でしょうか。 | リプレース・改修前の電源がメインオークション・追加オークションで落札されていても、リプレース後の電源が落札されていない場合、長期脱炭素電源オークションへの参加は可能です。 | |
| 4 | 募集要綱 | 第3章 募集概要 | – | 第2項 募集内容 | 応札可能な電源 | 参加対象となる電源として「今後、設備投資が必要であり、応札時点で供給力提供開始前の電源」とありますが、建設期間中もしくは完工前の電源もこれに含まれ、長期脱炭素電源オークションへ参加可能でしょうか。 | 長期脱炭素電源オークションへ応札が可能な電源は、応札時点で供給力提供開始前の電源が対象となります。このため、電源等要件を満たす電源で応札時点において供給力提供開始前の電源で、さらなる設備投資を必要としていれば、建設期間中もしくは完工前の電源でも長期脱炭素電源オークションに参加可能です。 | |
| 5 | 募集要綱 | 第3章 募集概要 | – | 第2項 募集内容 | 応札可能な電源 | 小売電気事業者へ運用を委託し、小売電気事業者が発電量調整供給契約を締結している電源（参加登録者が発電量調整供給契約者ではない場合）は登録可能な電源でしょうか。 | 電源登録可能です。 | |
| 6 | 募集要綱 | 第3章 募集概要 | – | 第2項 募集内容 | 応札可能な電源 | メインオークションまたは追加オークションと併せて参加登録及び応札を行うことは可能でしょうか。また、メインオークションと、長期脱炭素電源オークションの適用年度が異なっても、参加は可能でしょうか。 | メインオークションまたは追加オークションの電源等情報に登録を行っている電源でも、落札を行っていなければ、長期脱炭素電源オークションへの参加は可能です。<br>メインオークションまたは追加オークションに落札している場合は、長期脱炭素電源オークションへの参加はできません。<br>メインオークションまたは追加オークション落札後に長期脱炭素電源オークションも落札された場合は、長期脱炭素電源オークションの応札容量の全量が市場退出となり、市場退出ペナルティが科されます。 | 2025/8/1 更新 |
| 7 | 募集要綱 | 第3章 募集概要 | – | 第2項 募集内容 | FIT・FIP制度 | FIT・FIP制度を適用する電源は長期脱炭素電源オークションへの参加不可とされていますが、FIT認定を取り消した後は、長期脱炭素電源オークションへの応札可能となりますか。 | 募集要綱に記載のように、応札する電源の供給力のうち、FIT認定取り消し後を含めたFIT・FIP制度の適用対象以外の部分がある電源は、FIT・FIP制度の適用対象以外の供給力をもって、長期脱炭素電源オークションに参加することが可能です。 | |
| 8 | 募集要綱 | 第3章 募集概要 | – | 第2項 募集内容 | 同時落札条件 | 同時落札条件における同一場所の定義について教えてください。 | 同一場所の発電所とは、募集要綱に記載のように、「託送供給等約款で定める1発電所」の発電所を指します。 | |
| 9 | 募集要綱 | 第3章 募集概要 | – | 第2項 募集内容 | 同時落札条件 | ①異なる場所（離れた場所）にある複数発電所の同時落札条件付き入札は参加可能でしょうか。<br>②各々1電源で長期脱炭素電源オークションの参加要件を満たす場合でも、複数電源に対して同時落札条件を付与することは可能でしょうか。 | ①異なる場所の複数プラントに関しては、主要な共用設備（燃料基地に限定）がある場合に限り、同時落札条件を付けることが可能です。<br>②1電源で長期脱炭素電源オークションの参加要件を満たす場合であっても、共用設備がある場合には、同時落札条件を付与し、他の電源と一緒に応札することは可能です。 | |



※1 本機関HP「容量市場 FAQ」容量市場 FAQ｜容量市場・発電設備等の情報掲示板｜電力広域的運営推進機関ホームページ